

日本企業及び邦人向けアンケート御協力をお願い
(2016年5月)

敬和綜合法律事務所
兼 Kelvin Chia Yangon Ltd.
法務省ミャンマー調査研究事業受託弁護士 鈴木健文

弊職は、2016年4月より、法務省から委託を受け、「ミャンマー連邦共和国における日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究業務」を行っております。当該業務の一環として、ミャンマーへの進出企業及び在留邦人の皆様を対象とした、アンケートを実施することといたしました。

何卒、御協力のほど宜しくお願い致します。

2016年6月31日までに、Eメールアドレス (ts@kcyangon.com) に御返送ください。Eメールでの返送が難しい場合には、次のいずれかの住所まで、御郵送ください。

<ミャンマー>

Level 8A, Union Financial Centre (UFC), Corner of Mahabandoola Road and
Thein Phyu Road, Botahtaung Township, Yangon
Kelvin Chia Yangon Ltd.
Tel: (951) 8610348~9 (内線番号 112)

<日本>

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目11番7号 ATT新館11階
敬和綜合法律事務所
Tel: 03-3560-5051

御不明点又は御質問がございましたら、Eメールアドレス (ts@kcyangon.com)
あるいは、上記いずれかの連絡先まで御連絡ください。

日本企業及び邦人向けアンケート（2016年5月）

1 あなた又は貴社自身について

Q1 あなたの属性を教えてください。

- 在留邦人
- 日本企業又は日本関連企業等（個人事業主を含む。）（以下「日本企業等」といいます。）

在留邦人の方にお尋ねします。

Q1-1 ミャンマーに滞在している理由を教えてください。

- 日本企業等の駐在員（経営者等を含む。）
- 駐在員の家族
- 学生
- その他（ ）

日本企業等の方にお尋ねします。

Q1-2 事業形態を教えてください。

- 現地に独自の事業所を構えている
- 独自の事業所はなく、現地企業に委託して事業を行わせている
- 現地企業との合弁で事業所を構えている
- その他（ ）

Q1-3 現地に事業所を構えている場合、その事業所の性質を教えてください。

- 法人格のない事業者
- 日本企業の支店・駐在員事務所
- 現地法に基づく内国法人（100%ミャンマー資本）
- 現地法に基づく外国法人
- その他（ ）

Q1-4 従業員（アルバイト等を含む。）は何名いますか。

- 5名以上
- 6名以上20名以下
- 21名以上50名以下
- 51名以上100名以下
- 101名以上

Q1-5 資本金（支店等に対する資本金相当の投資を含む。）の額はいくらですか（日本円換算による概算）。

- 個人事業主であり、資本金はない。
- 100万円以下
- 100万円超 1000万円以下
- 1000万円超 5000万円以下
- 5000万円超 1億円以下
- 1億円超

2 法的問題の実情について

Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください（複数回答可）。

カッコ内には、具体的なトラブルの状況を記載してください。

在留邦人の方

- 滞在資格（ ）
- 身分関係（現地関係）（ ）
- 身分関係（日本関係）（ ）
- 労務問題（ ）
- 交通事故（ ）
- 賃金（ ）
- 不動産賃貸借（ ）
- 取引（ ）

- 労働（ ）
- 刑事（ ）
- その他（ ）

日本企業等の方

- 起業（ ）
- 投資（ ）
- 取引（ ）
- 貿易（ ）
- 労務（ ）
- 債権回収（ ）
- 撤退（ ）
- その他（ ）

※ 法的トラブルについては、できる限り詳細に記載してください。スペースが足りない場合、別紙等にて、御自由に回答ください。後日、直面した法的トラブルの詳細について、ヒアリングの申入れをさせていただくことがありますので、何卒御協力のほど宜しくお願い致します。

日本企業等の方にお尋ねします。

Q2-1 よく生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。

- 民法（財産法）、商法（会社法）等の基本法
- 知的財産法（特許法、著作権法、商標法、意匠法、不正競争防止法等）
- 競争法（独占禁止法等）
- 投資関係法令
- 特別な契約法（消費者契約法、金融商品取引法等）
- 刑事法

その他 ()

Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。

政府のホームページ

公刊されている法律集や法律書

現地政府に直接聞く

在外公館や JETRO 窓口に尋ねる

現地法弁護士に聞く

現地にいる日本法弁護士に聞く

アクセスする方法がない

その他 ()

Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。

ない

法律や政令にはアクセスできるが、通達やガイドラインにはアクセスできない又は著しく困難である。

法律を含めおよそ法令全般についてアクセスすることができない又は著しく困難である。

その他 ()

Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。

法令の制定改廃の事実やその趣旨は毎回明確であり、事業活動に支障を生じることはない。

法令の制定改廃は明確であるが、通達やガイドラインについてはその制定改廃の事実が一般に明らかにならないことがあり、時折事業活動に支障が生じることがある。

法令の制定改廃の状況が明らかにされず、事業活動に大きな支障が生じることがある。

その他 ()

Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。

- 判断は安定しており、また裁判に要する費用や時間もリーズナブルであり、信頼できる。
- 判断は安定しているが、費用又は時間がかかり、リーズナブルではない。
- 費用や時間はかからないものの、判断は安定しておらず、信頼できない。
- 費用や時間がかかる上に、判断も安定しておらず、信頼できない。
- その他 ()

3 相談先について

在留邦人及び日本企業等の双方にお尋ねします。

Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。

相談したことが ある ない

あると答えた方は、どちらに相談しましたか（複数回答可）。

- 勤務先
- 保険会社
- 現地の警察など現地政府機関
- 現地のコンサルタント（弁護士以外）
- 現地資格の弁護士
- 現地の税理士・会計士事務所
- 日本大使館
- 現地 JETRO 事務所
- 現地にいる日本法弁護士
- 日本にいる日本法弁護士
- 学校
- その他 ()

4 日本法弁護士の活用の有無について

Q3で現地にいる日本法弁護士に相談したことがある、と回答された方にお尋ねします。

Q4-1 なぜ、現地にいる日本法弁護士に相談したのでしょうか。

- 日本語で相談したかったから
- 日本人特有の事情に明るいと思ったから
- 日本人弁護士を紹介してもらったから
- 専門家に相談するのが一番だと思ったから
- その他 ()

Q4-2 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。

- もともと顔見知りであった
- 日本で相談している法律事務所の海外拠点であった
- 日本の法律事務所から紹介してもらった
- JETRO など在外公館に紹介してもらった
- 自分・自社で独自に調べて相談した
- その他 ()

Q4-3 現地にいる日本法弁護士に相談した結果、満足していますか。

- 満足している
- まあまあ満足している
- 満足していない

「満足している」と回答した方にお尋ねします。

Q4-3 差し支えのない範囲で、以下の事項を御回答ください。

- ① 弁護士の氏名・所属： ()
- ② 弁護士がとった具体的な解決方法：
()

「まあまあ満足している」 「満足していない」と回答した方にお尋ねします。

Q4-4 満足できない点があったのは、なぜでしょうか。

()

Q3で現地にいる日本法弁護士に相談したことがある、と回答されなかった方にお尋ねします。

Q4-5 現地の日本法弁護士には、なぜ相談しなかったのでしょうか。

- 費用が高いから
- 弁護士以外に相談したから
- 弁護士に相談するのは敷居が高いから
- 弁護士に相談しても解決できないと思ったから
- 解決までに時間がかかると思ったから
- 現地での問題に詳しいと思わなかったから
- 日本の弁護士が現地にいることを知らなかったから
- その他 ()

5 現地資格の弁護士の活用の有無について

Q3で現地資格の弁護士に相談したことがある、と回答した方にお尋ねします。

Q5-1 なぜ、現地資格の弁護士に相談したのでしょうか。

- 現地法の問題については現地の弁護士に相談するべきだから
- 日本法弁護士より詳しいと思ったから
- 現地の弁護士を紹介してもらったから
- 日本人弁護士より安価にサービスを受けられるイメージがあるから
- その他 ()

Q5-2 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。

- もともと顔見知りであった
- 日本の法律事務所から紹介してもらった
- JETRO など在外公館で紹介してもらった

- 自分・自社で独自に調べて相談した
- その他（ ）

Q5-3 現地資格の弁護士に相談してみた結果、満足していますか。

- 満足している
- まあまあ満足している
- 満足していない

「満足している」と回答した方にお尋ねします。

Q4-3 差し支えのない範囲で、以下の事項を御回答ください。

- ① 弁護士の氏名・所属：（ ）
- ② 弁護士がとった具体的な解決方法：
（ ）

「まあまあ満足している」 「満足していない」と回答した方にお尋ねします。

Q5-3 満足できない点があったのは、なぜでしょうか。

- 費用が高かった
- 日本人特有の事情に明るくなかった
- 言葉の問題で、意思疎通がうまくいかなかった
- 弁護士としてのクオリティに問題があった
- その他（ ）

Q3で現地資格の弁護士に相談したことがある、と回答されなかった方にお尋ね
します。

Q5-4 なぜ、現地資格の弁護士に相談しなかったのでしょうか。

- 外国語で相談するのに抵抗があるから
- コストがかかるから
- 知っている弁護士がない

- 日本人特有の事情はわからないと思ったから
- その他 ()

6 公的機関（在外公館・JETRO）による支援について

Q3で、日本大使館又は現地JETRO事務所に相談したことがある、と回答した方にお尋ねします。

Q6-1 具体的には、どちらに相談されましたか。

- 日本大使館の日本企業等支援窓口
- JETRO 現地事務所（海外展開現地支援プラットフォーム）
- その他

Q6-2 なぜ、その機関に相談することを選択したのでしょうか。

()

Q3で、日本大使館又は現地JETRO事務所に相談したことがある、と回答されなかった方にお尋ねします。

Q6-3 なぜ相談されなかったのでしょうか。

- 在外公館やJETROが対応してくれることを知らなかった。
- 在外公館やJETROから遠隔地にあり、相談にいけなかった。
- 公的な機関なので近寄りがたかった。
- ほかに相談できる場所（日本人会等）が身近にあった。
- その他 ()

7 日本法弁護士へのアクセスについて

Q7-1 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいでしょうか。

- はい
- いいえ

Q7-2 もし利用したい場合、どういった料金体系を希望しますか。

- 初回無料法律相談
- 初回30分5000円まで
- 上限額が決まっている
- 相談する内容によるので何とも言えない
- その他 ()

Q7-3 もし利用したい場合、こういった条件が整っていることを希望しますか。

- 日本法弁護士の人数がもっと増えて欲しい。
- なるべくトラブルに巻き込まれている事を知られない方法で相談したい。
- その他 ()

Q7-4 もし利用したい場合、現地窓口がどのような場所にあると利用しやすいでしょうか。

- 日本人会
- 日本人学校
- 現地日本人商工会議所
- 日本大使館
- 現地の日系法律事務所
- 日本人弁護士、または日本人職員がいる現地の法律事務所
- どこでもよい
- その他 ()

Q7-5 窓口を利用したいと思わない場合、その理由を教えてください。

()

8 米国経済制裁について

日本企業等の方にお尋ねします。

Q8 ミャンマーの一部の有力個人及び有力企業が、米国財務省外国資産管理局 (OFAC) による経済制裁対象者 (SDN リスト) であることを知っていますか。

- はい いいえ

Q8-1 事業を計画又は進行する上で、経済制裁対象者が関与していることを理由に、問題が生じたことはありますか。

- はい いいえ

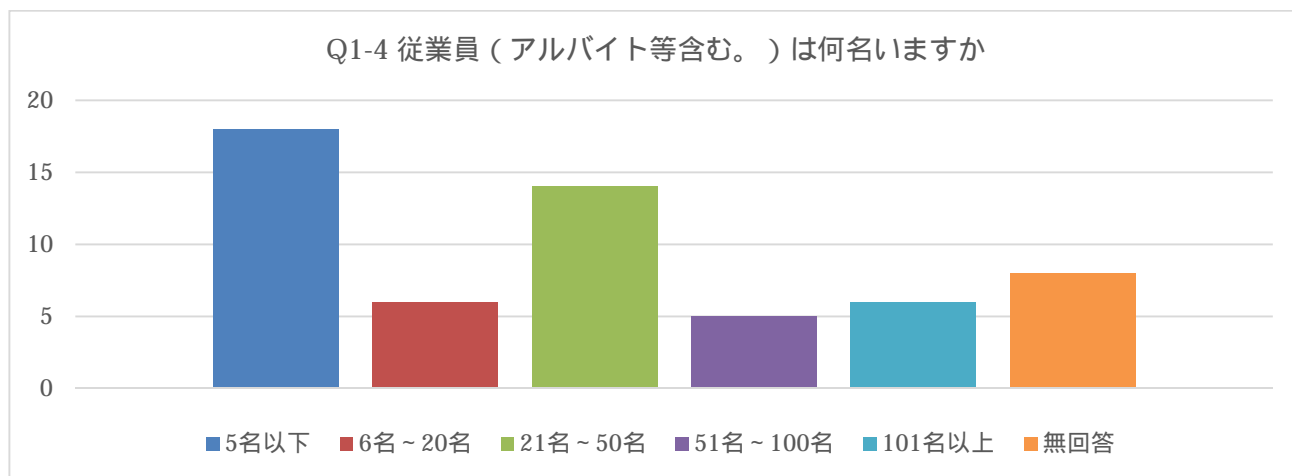
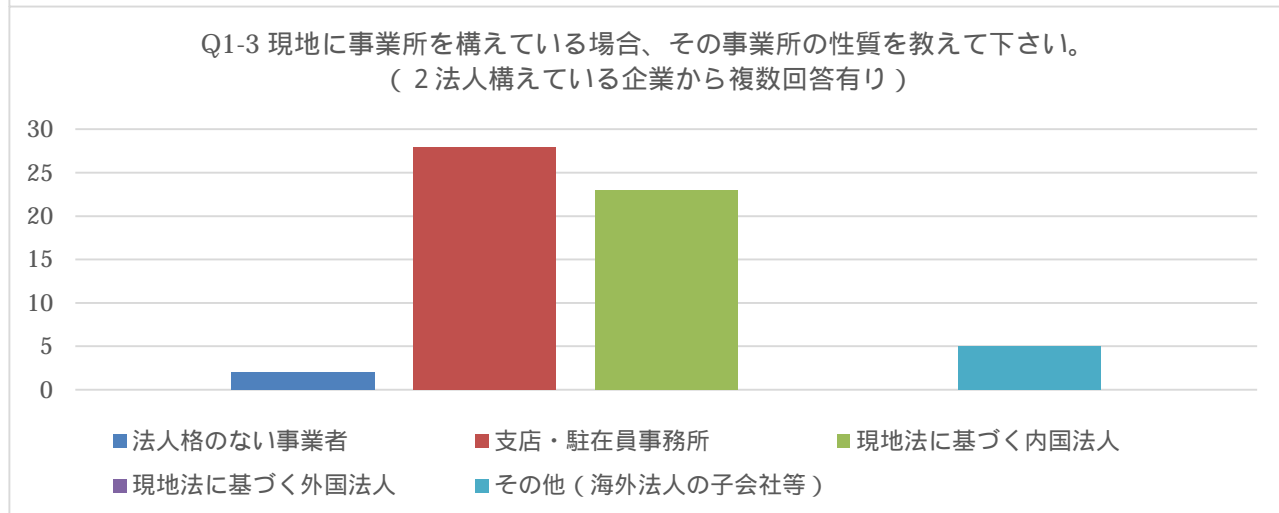
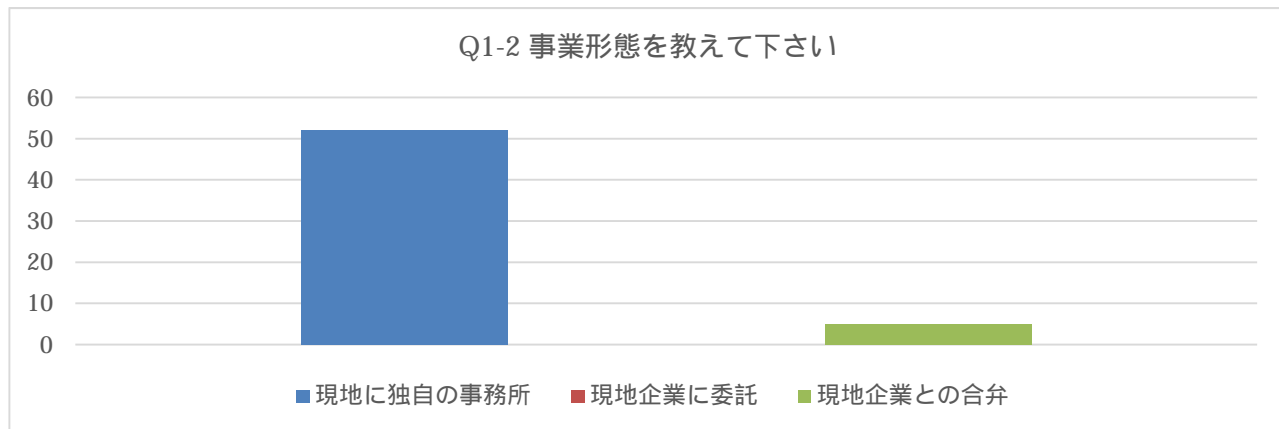
Q8-2 問題が生じたことがある場合、どのように対応されましたか。

- 対象者をプロジェクトから外した
 プロジェクトをあきらめた
 その他 ()

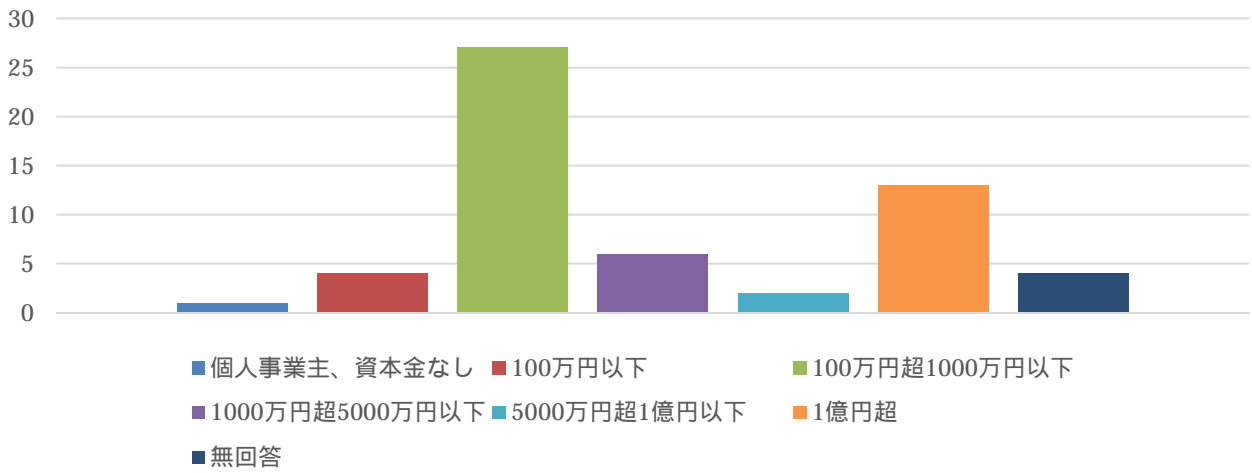
以上

別紙2 日本企業を対象としたアンケート調査の回答結果(2016年度)

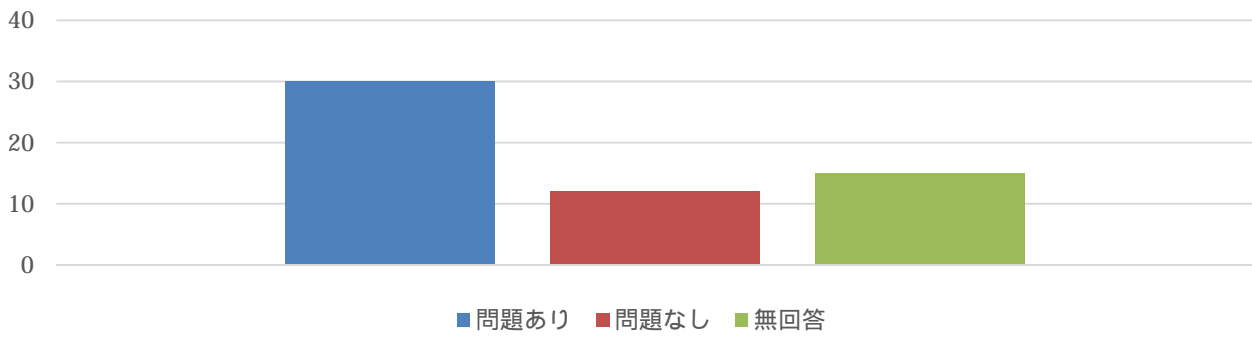
回答企業数 57社



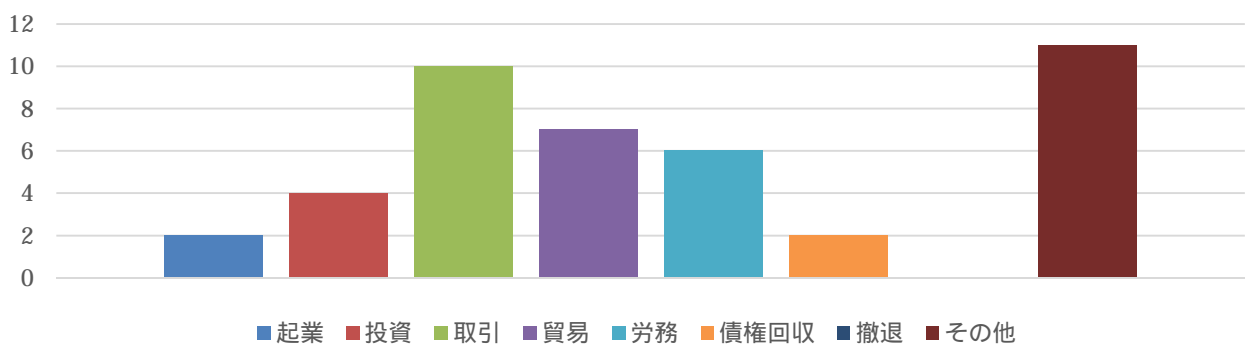
Q1-5 資本金の額はいくらですか（日本円による概算）



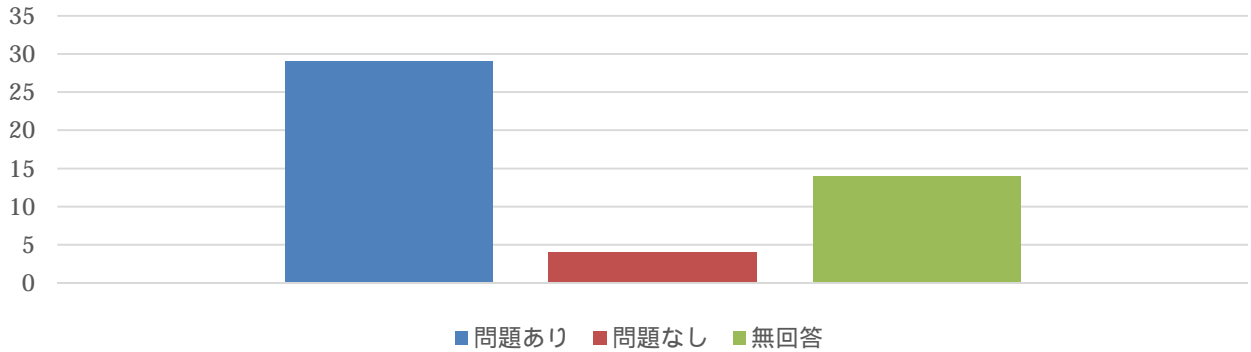
Q2 現地にいる間直面した法的問題について教えてください。
(問題の有無)



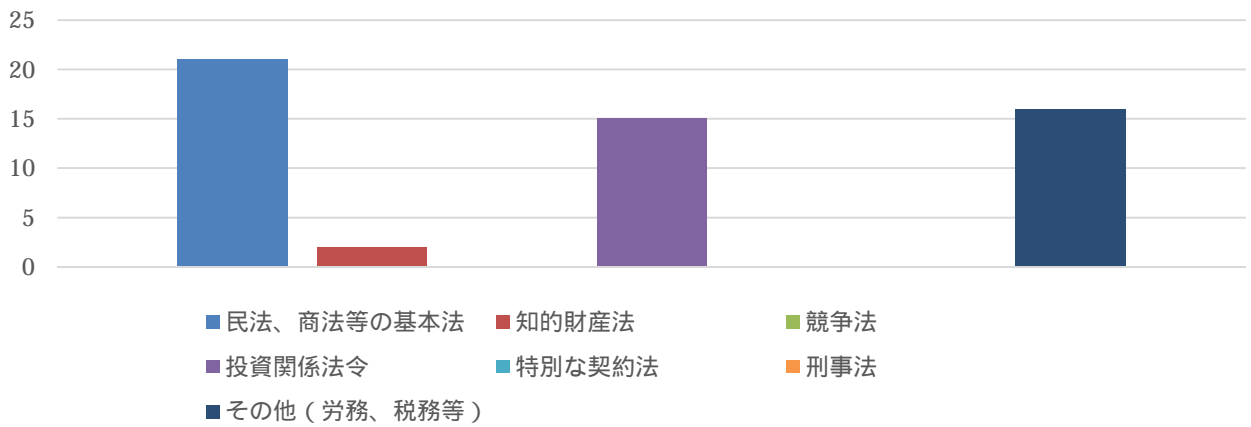
Q2 現地にいる間に直面した法的問題について教えてください。
(回答者の内訳、複数回答)



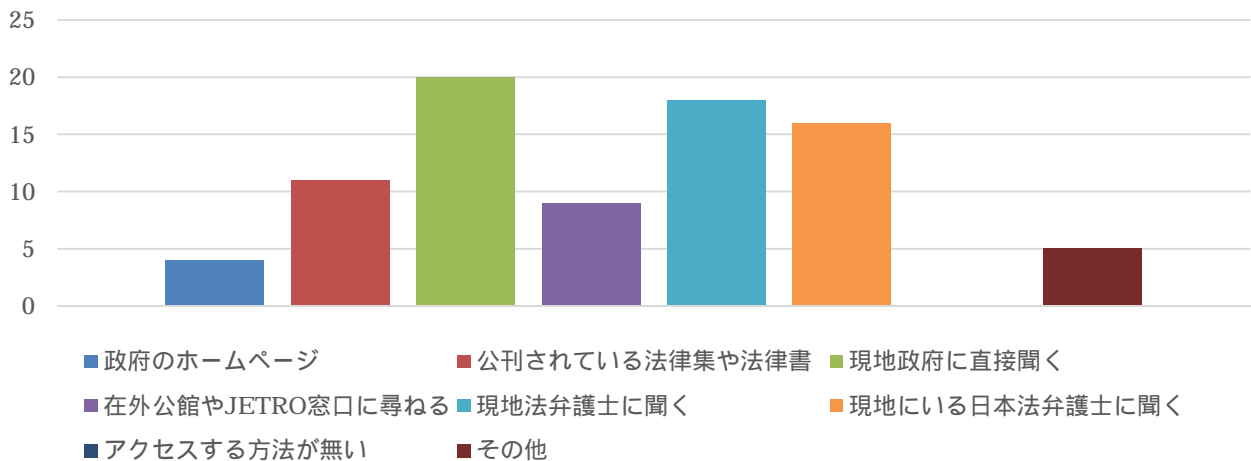
Q2-1 良く生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。
(回答の有無)



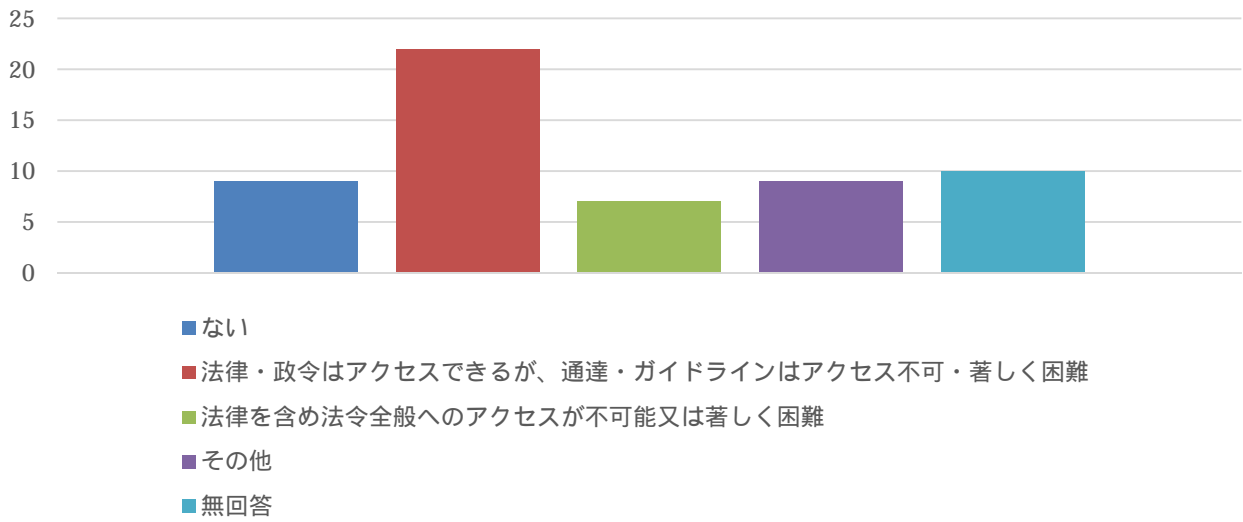
Q2-1 良く生起する問題は、どのような法令に関連するものですか。
(複数回答、回答者内訳)



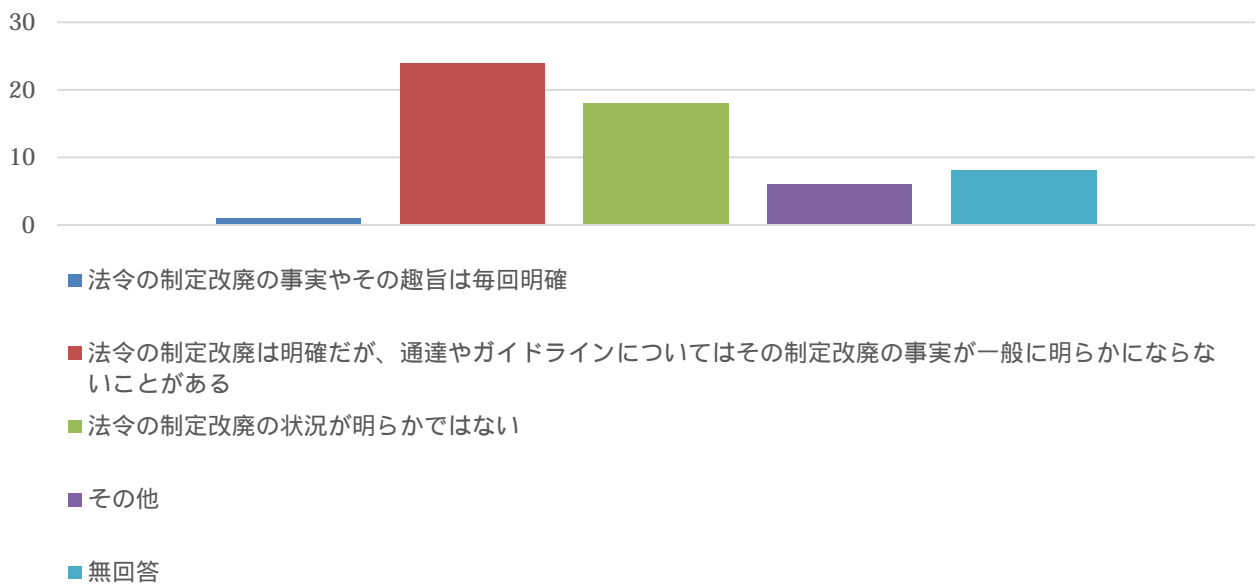
Q2-2 そのような問題に直面した際に、問題となる法令にどのようにアクセスしていますか。
(複数回答、回答者のみ)



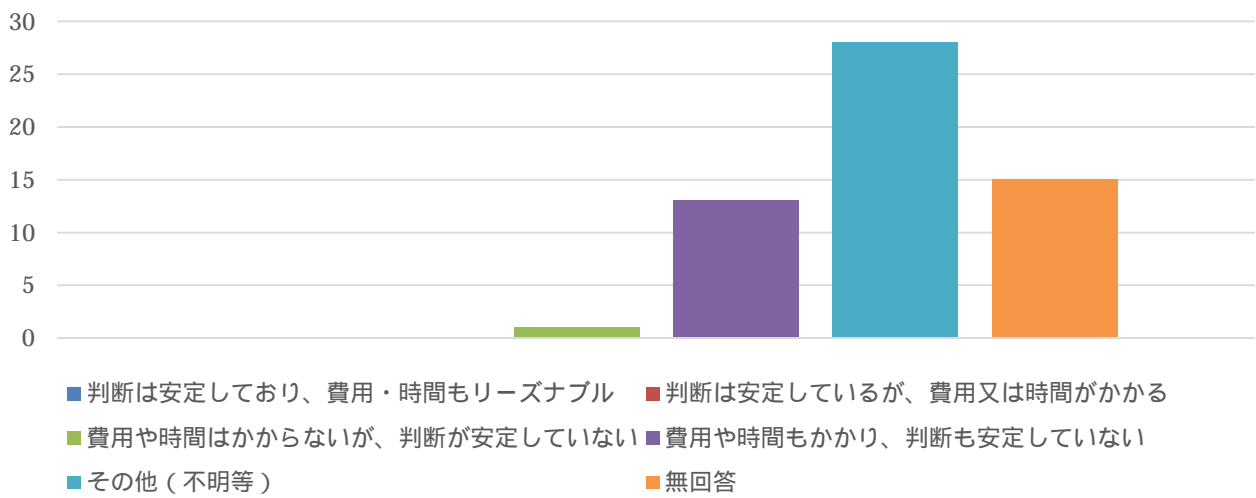
Q2-3 知りたい法令の内容にアクセスできないことがありますか。



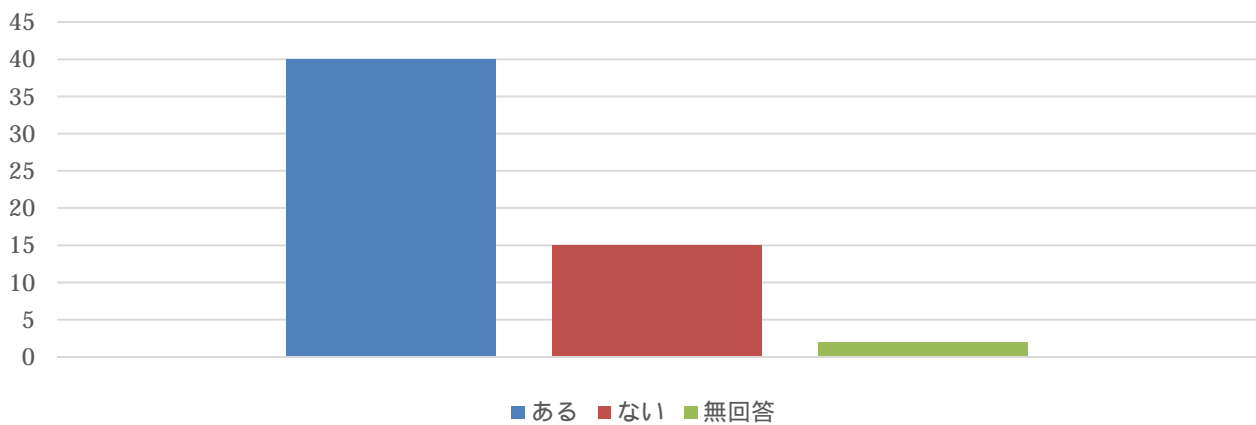
Q2-4 現地法令の法的安定性についてどうお考えですか。



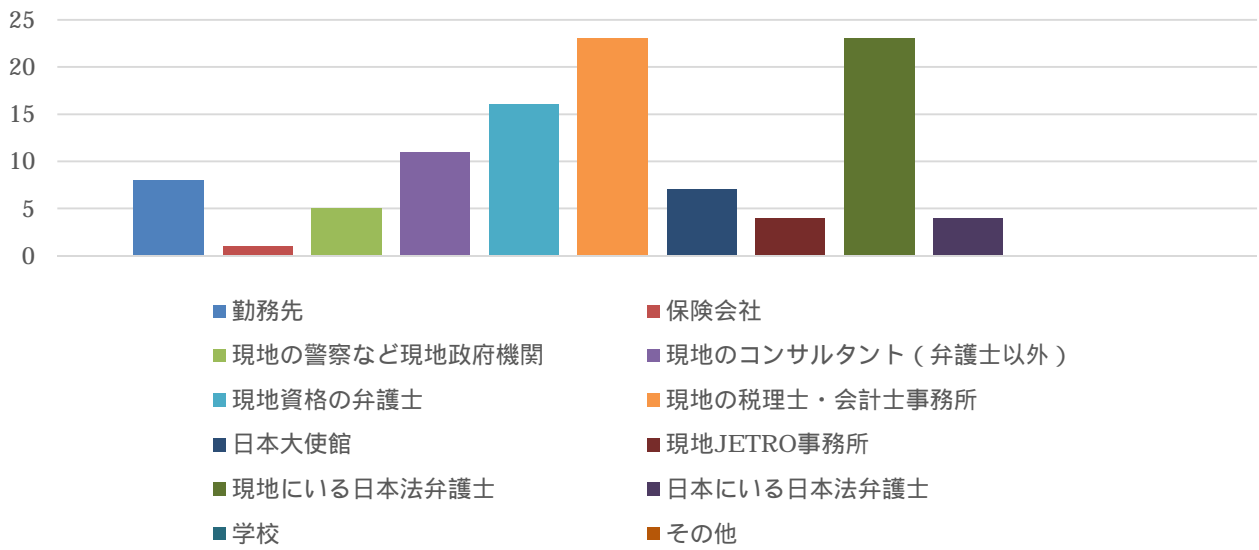
Q2-5 現地の裁判制度についてどうお考えですか。



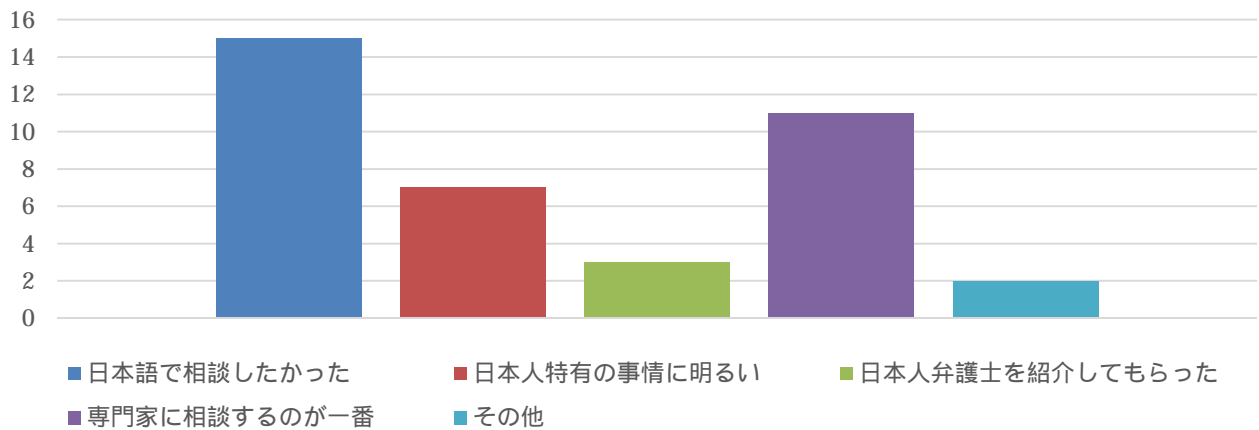
Q3 法的問題に直面した際、誰かに相談しましたか。



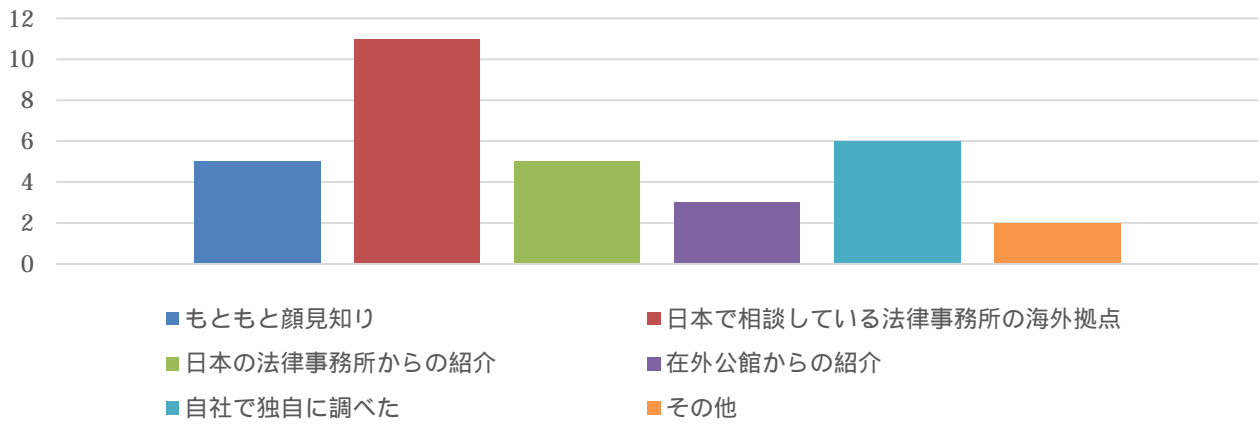
Q3 あると答えた方は、どちらに相談しましたか。
(複数回答)



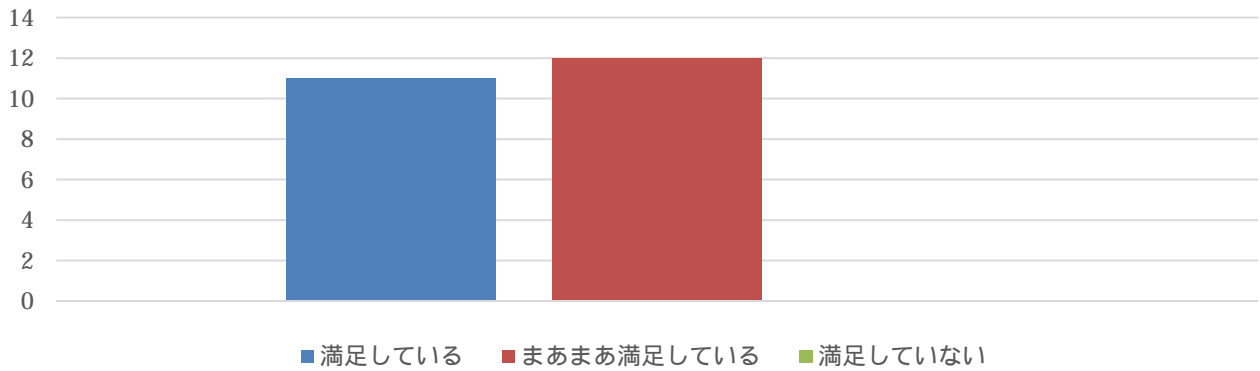
Q4-1 なぜ、現地にいる日本法弁護士に相談したのでしょうか。



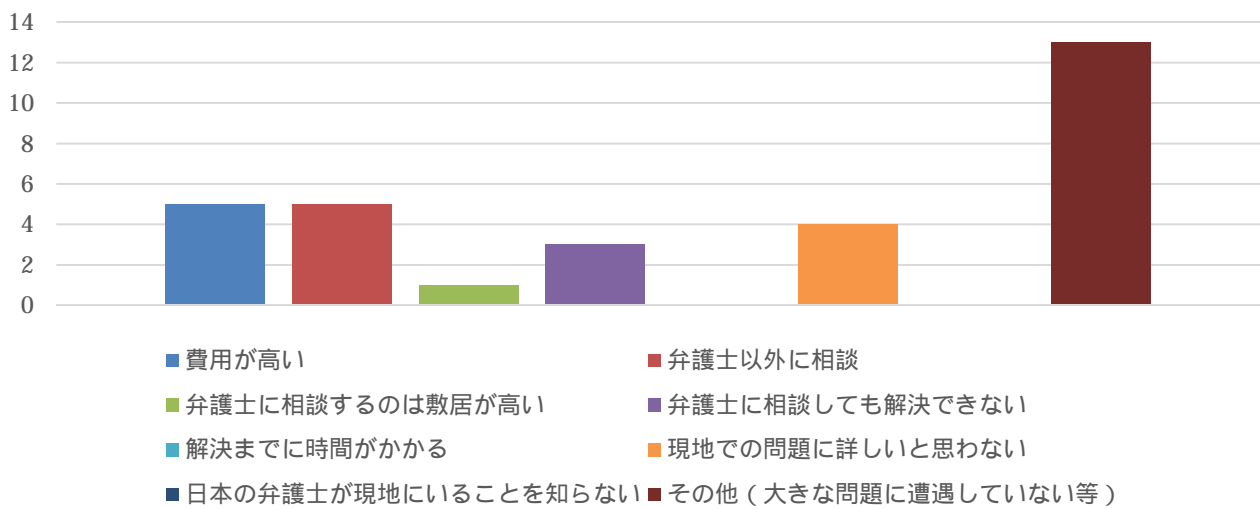
Q4-2 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。



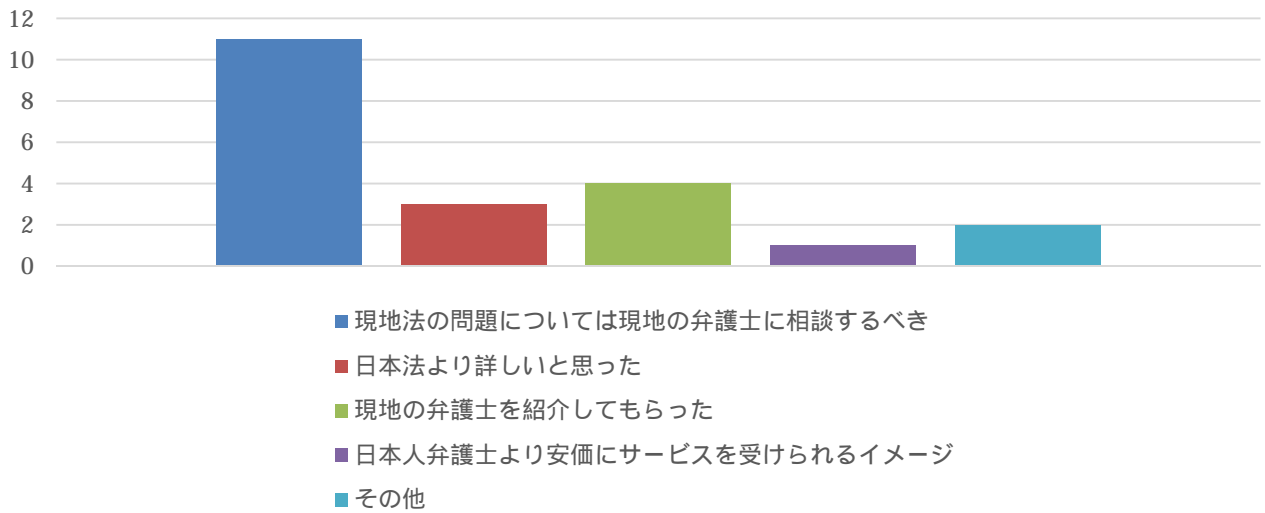
Q4-3 現地にいる日本法弁護士に相談した結果、満足していますか。



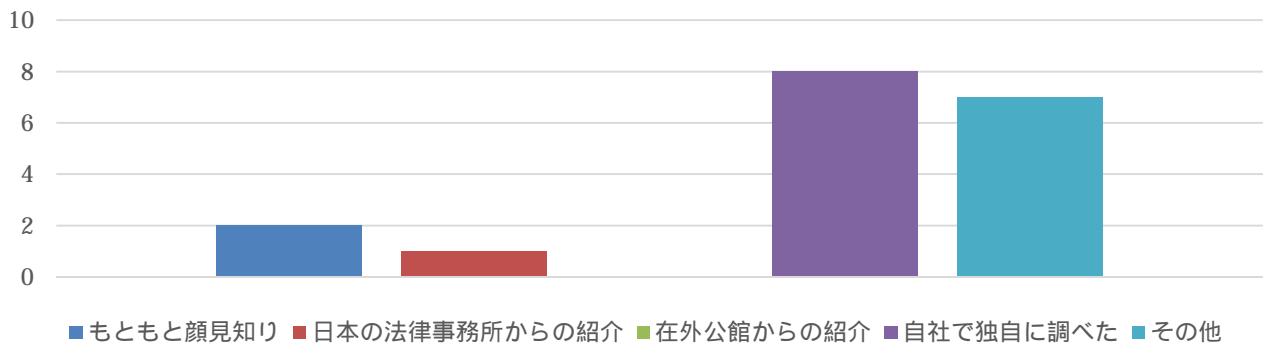
Q4-5 現地の日本法弁護士には、なぜ相談しなかったのでしょうか。



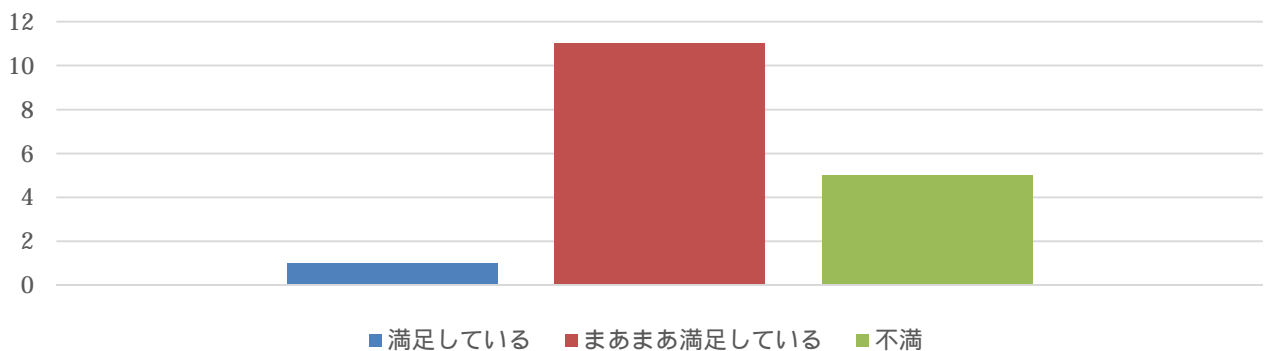
Q5-1 なぜ、現地資格の弁護士に相談したのでしょうか。



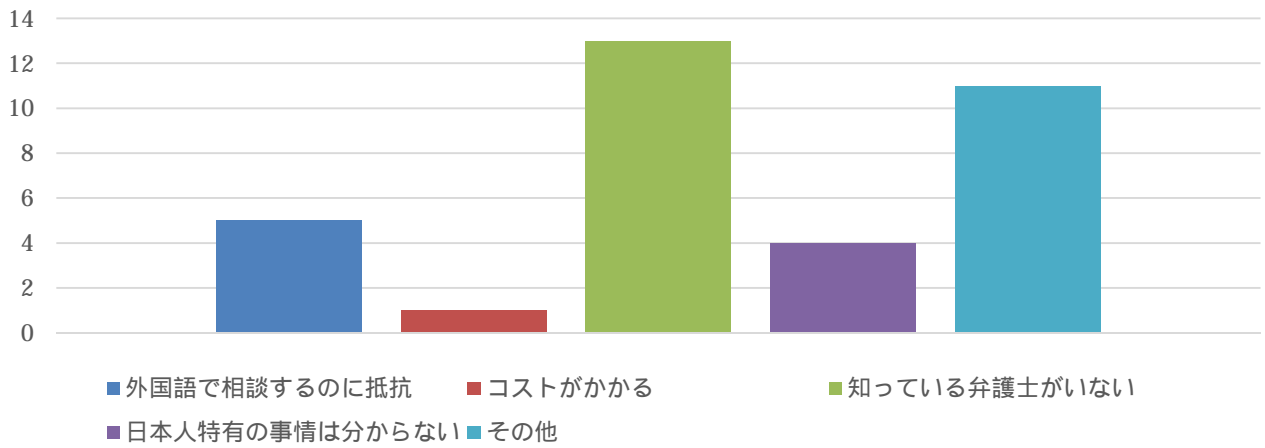
Q5-2 相談した弁護士は、どのようにして知りましたか。



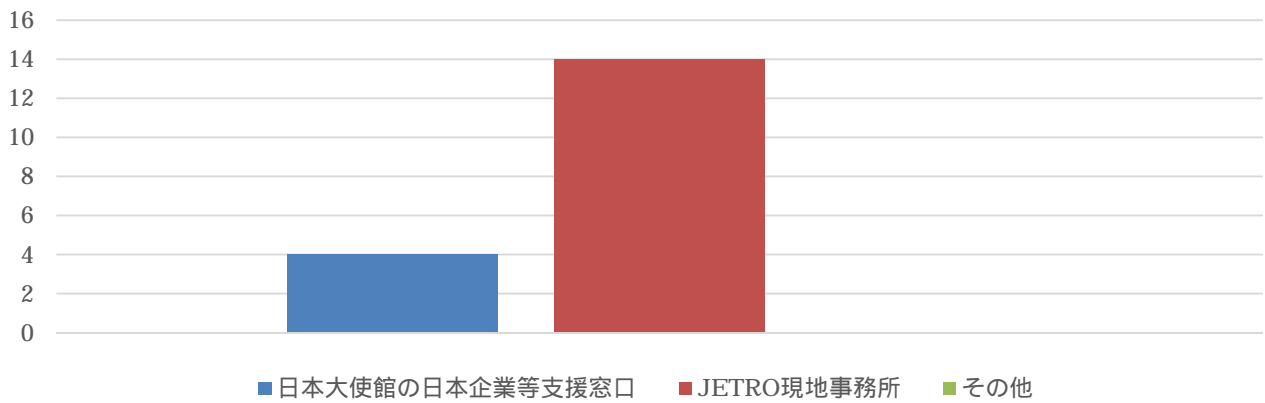
Q5-3 現地資格の弁護士に相談してみた結果、満足していますか。



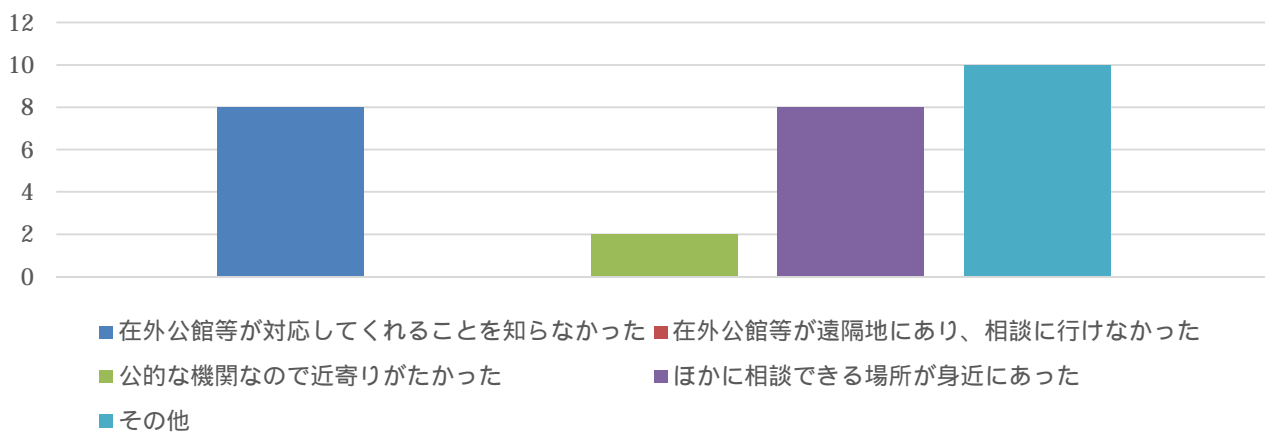
Q5-4 なぜ、現地資格の弁護士に相談しなかったのでしょうか。



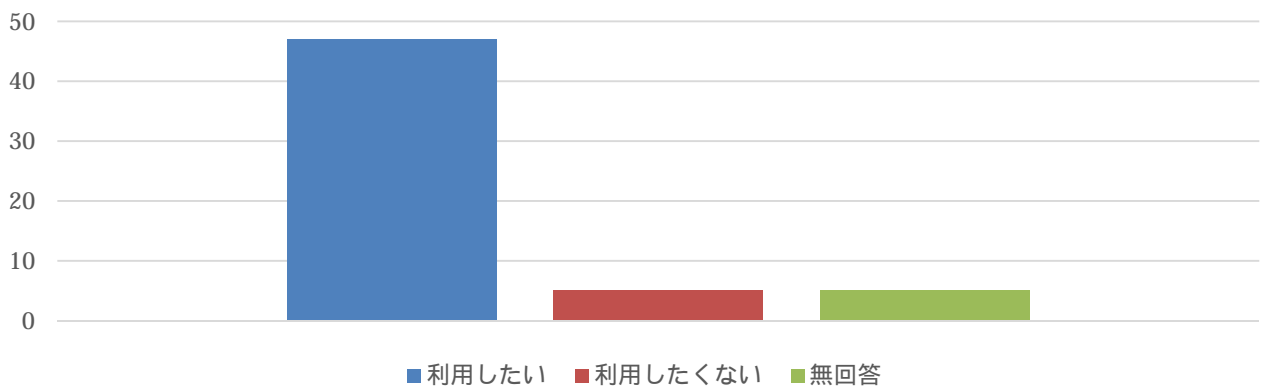
Q6-1 具体的には、どちらに相談されましたか。



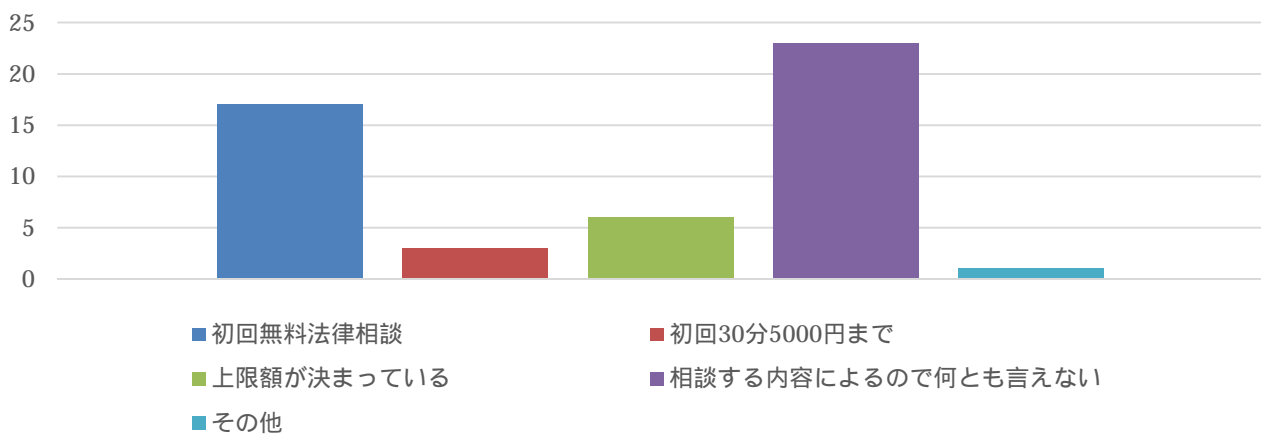
Q6-3 なぜ相談されなかったのでしょうか。



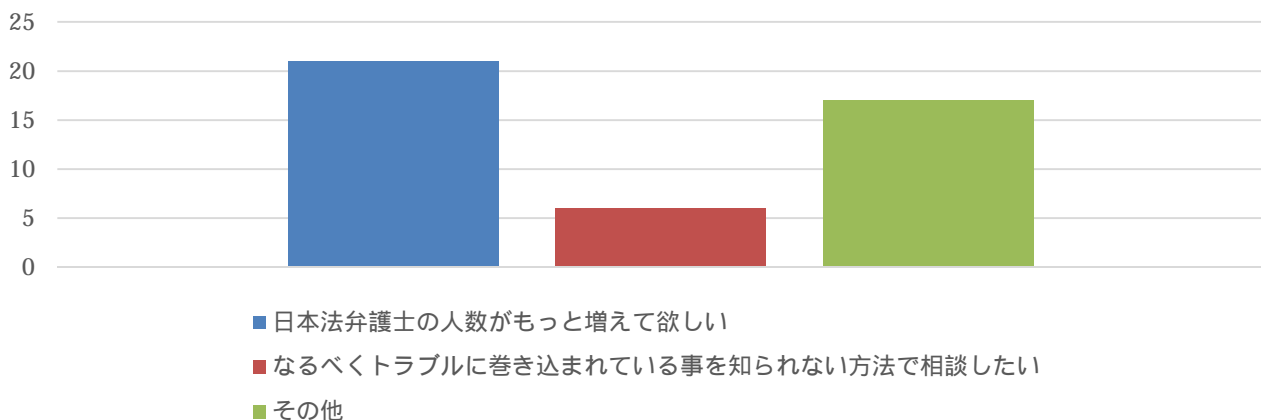
Q7-1 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいでしょうか。



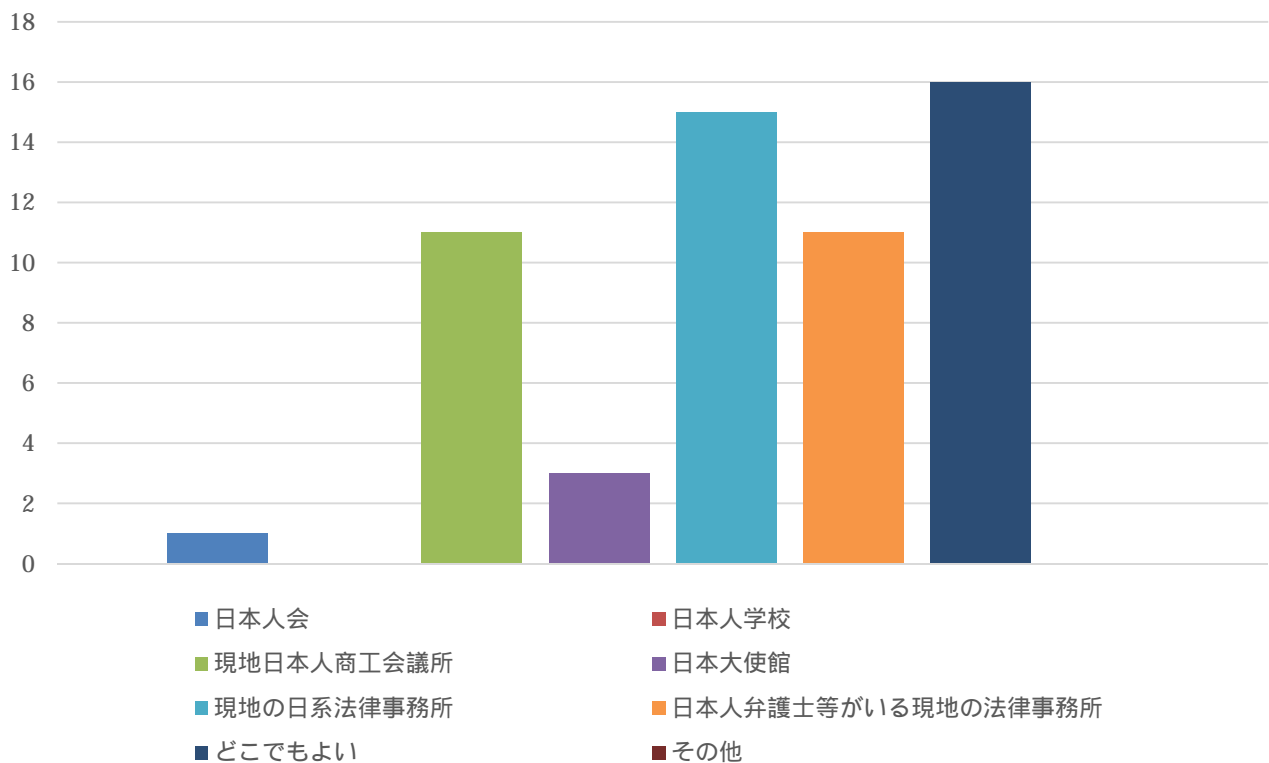
Q7-2 もし利用したい場合、どういった料金体系を希望しますか。



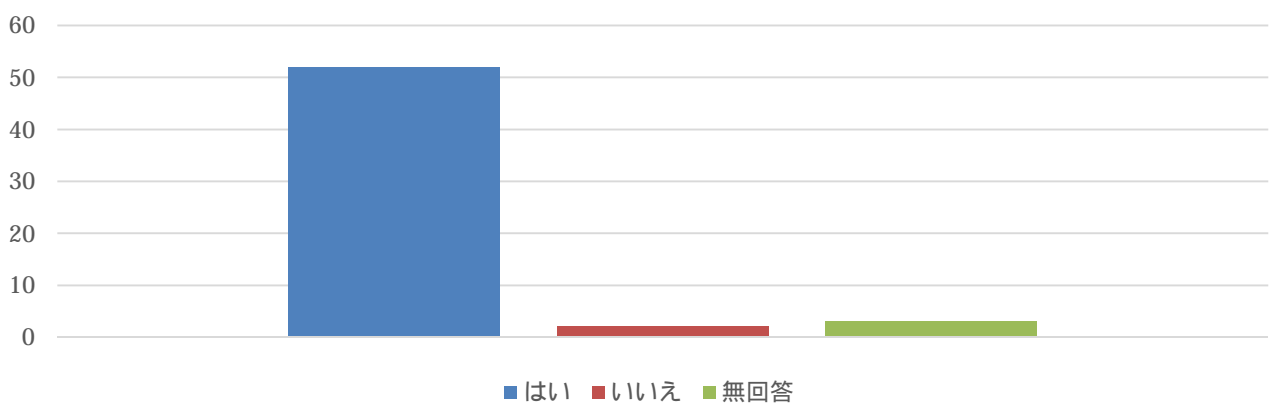
Q7-3 もし利用したい場合、どういった条件が整っていることを希望しますか。



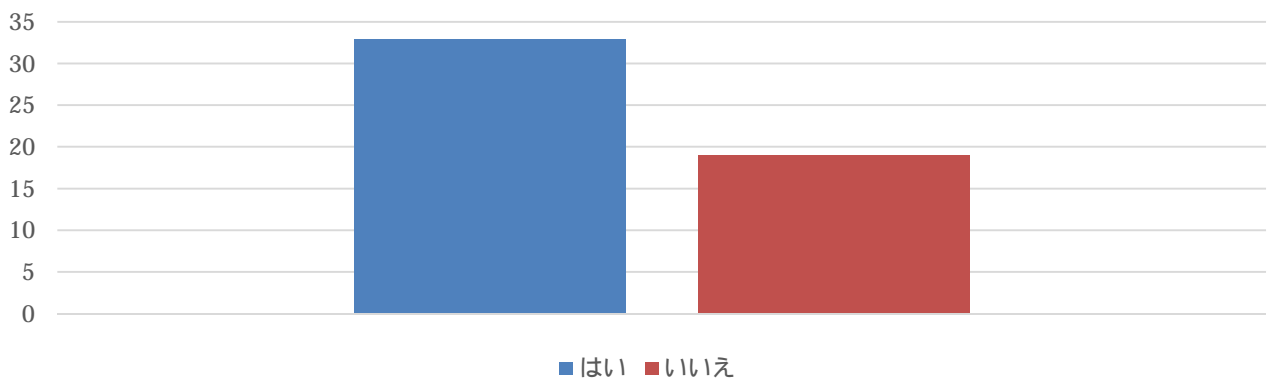
Q7-4 もし利用したい場合、現地窓口がどのような場所であれば利用しやすいでしょうか。



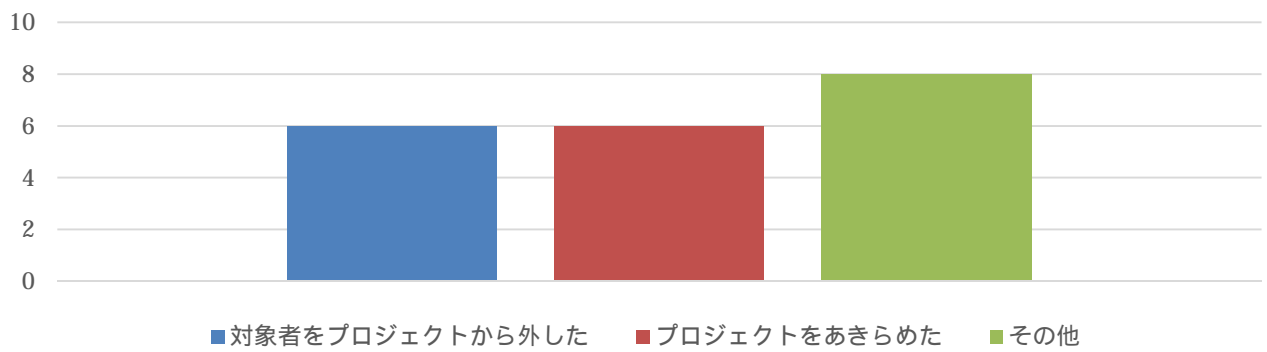
Q8 ミャンマーの一部有力個人及び有力企業が、米国財務省外国資産管理局 (OFAC) による経済制裁対象者 (SDNリスト) であることを知っていますか。



Q8-1 事業を計画又は進行する上で、経済制裁対象者が関与していることを理由に、問題が生じたことはありますか。

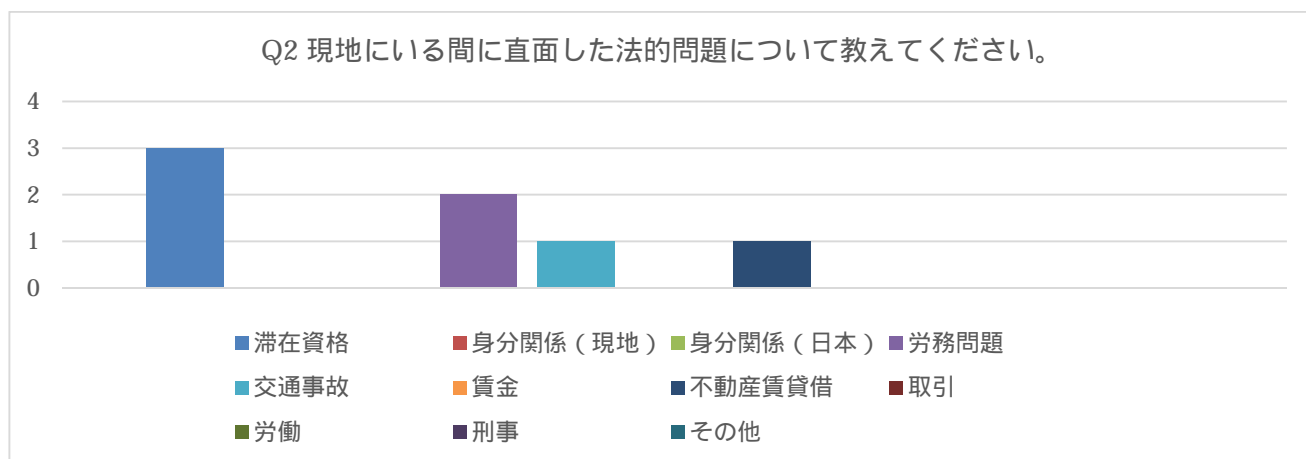
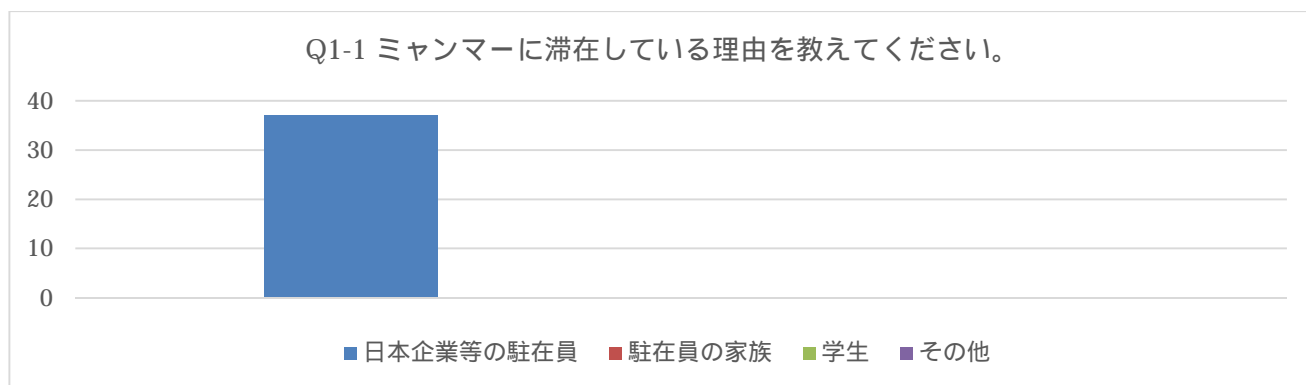


Q8-2 問題が生じたことがある場合、どのように対応されましたか。

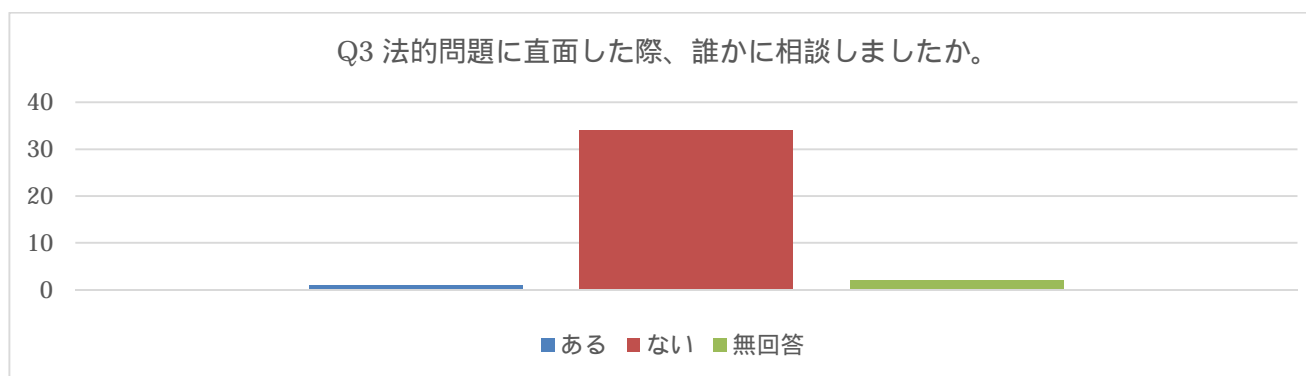


別紙3 在留邦人を対象としたアンケート調査の回答結果(2016年度)

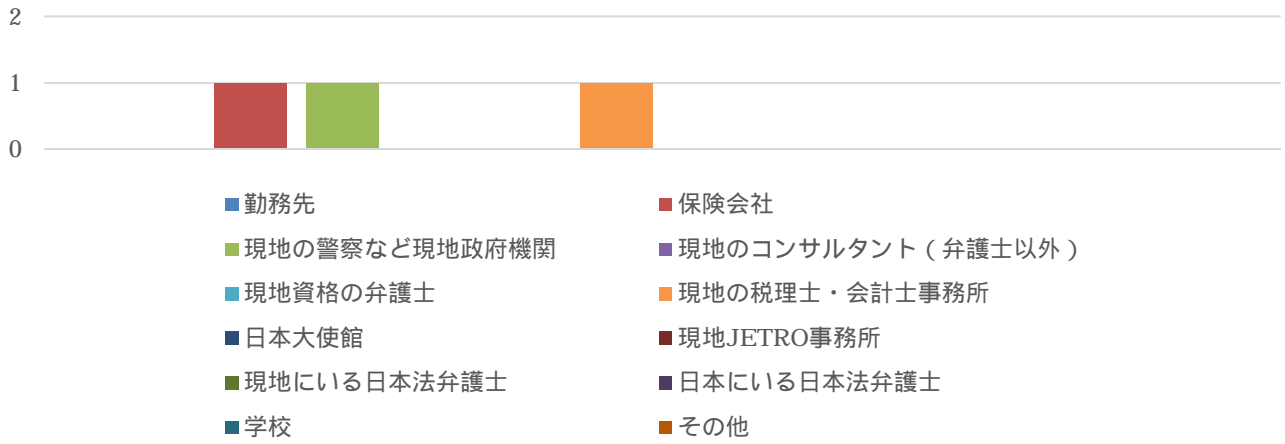
回答者数 37名



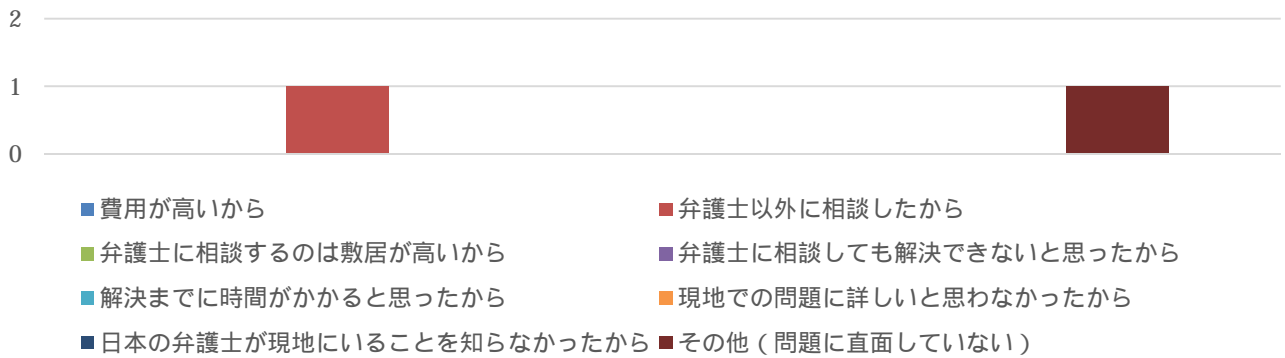
回答者数 4名、無回答者数 33名



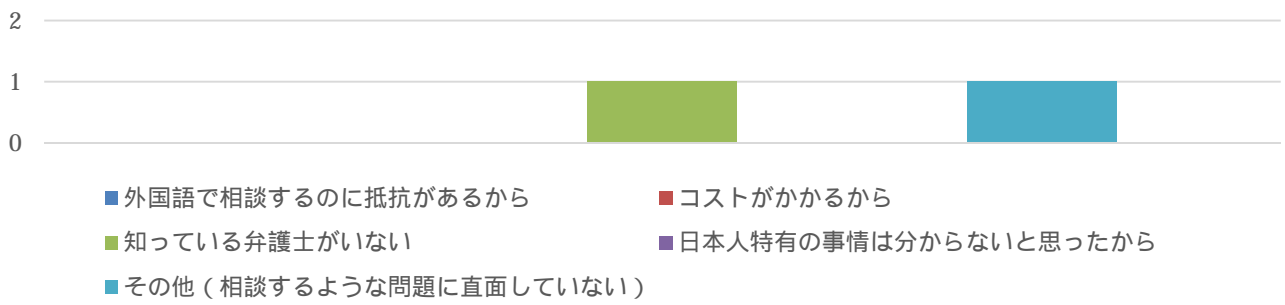
Q3 あると答えた方は、どちらに相談しましたか。



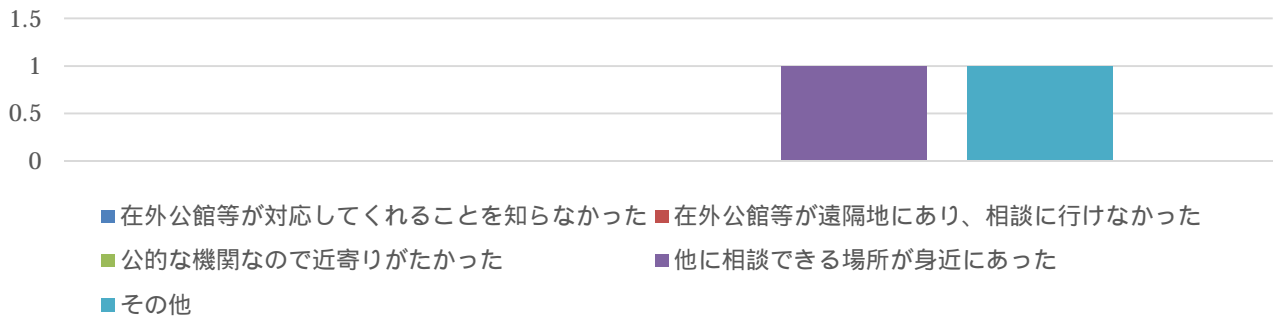
Q4-5 現地の日本法弁護士には、なぜ相談しなかったのでしょうか。



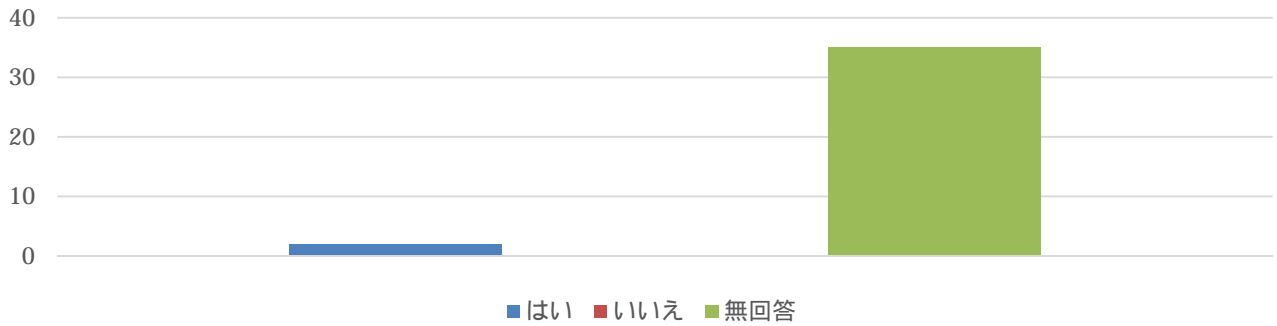
Q5-4 なぜ、現地資格の弁護士に相談しなかったのでしょうか。



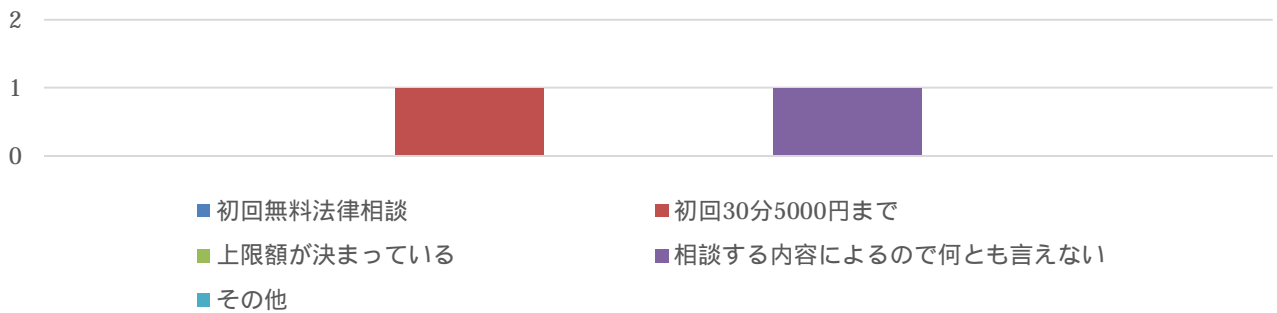
Q6-3 なぜ日本大使館等に相談されなかったのでしょうか。



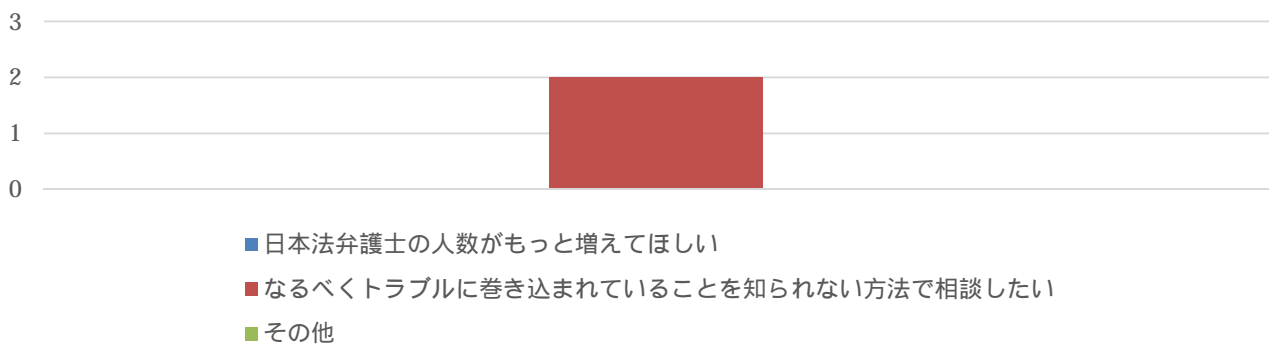
Q7-1 日本法弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいでしょうか。



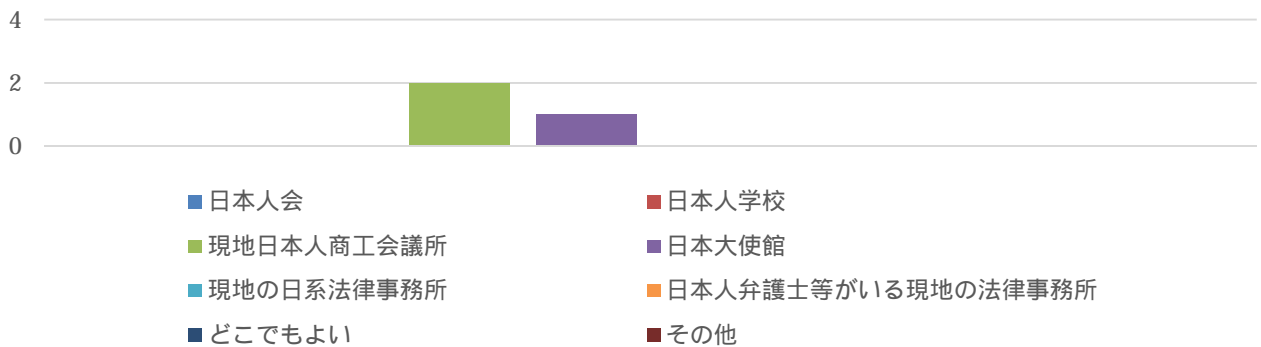
Q7-2 もし利用したい場合、こういった料金体系を希望しますか。



Q7-3 もし利用したい場合、こういった条件が整っていることを希望しますか。



Q7-4 もし利用したい場合、現地窓口がどのような場所にあると利用しやすいでしょうか。



別紙 4 日本企業を対象としたヒアリング調査の結果（2016 年度）

1 A 社¹

(1) 会社の概要

日系大手総合重工業企業である。

(2) 法的問題

ヒアリング調査の内容は、公開資料となり得るとのことだが、かような公開可能性のある資料であるならば、具体的な事情を回答することは難しい。

現地法人を設立する際、日系法律事務所からアドバイスを受けたことがある。

ヒアリング対象者個人の問題としては、交通事故に巻き込まれた時のことが不安である。大使館等の在外公館で対応してくれることを期待しているものの、大使館等の実際の支援体制はよく分からない。

その他、通関では対応に問題があると聞いたことがある。問題がないにも関わらず故意に通関手続きを遅らせ、暗に賄賂を求めるとのことであった。

(3) 日本人弁護士の活用について

上記の通り、日系法律事務所を利用したことがある。法的問題に対して、明確な回答を受けたかったものの、曖昧な回答しか受けることができず、満足する回答を得ることができなかった。曖昧な法律事務所の回答を受けて、社内ではビジネスジャッジメントとして判断を行った。

また、当社はいわゆる大手企業であり、必要があれば、予算をかけて法律事務所を利用することにあまり躊躇いはない。法律事務所も、分野や専門等に応じて使い分けており、ある法律事務所のオピニオンが満足できるものでなかった場合には、他の法律事務所からセカンドオピニオンを得ることもある。したがって、当社は、法律事務所の利用状況について、現状で大きな不満は持っていない。

敢えて挙げるならば、法律自体が、外国企業にとって利用しやすいものとなることを期待しており、日本の弁護士には、そうした立法政策等の場面においても活躍して貰えると良いと考える。

¹ アンケートの対象が散漫ではないかという指摘を受けた。今回のアンケートにおいては、個人、中小企業、大企業の別なく実施した。したがって、散漫との評価はやむを得ないものであり、翌年度のアンケートにおいて、対象を意識したアンケートを実施することとしたい。

2 B社

(1) 会社の概要

日系資本を含む中小規模の企業である。ミャンマーでは、人材派遣及び人材教育を中心とし、これらの業務に付随して中小企業の進出支援や翻訳サービス等も手がけている。人材教育としては、ミャンマーのローカル企業のミャンマー人従業員に、ビジネスマナー等を教えている。

(2) 法的問題

私自身は、ミャンマーには長く駐在しており、その結果、様々な局面で問題に遭遇してきた。以下、幾つかの事例を紹介する。

(ア) 事例1：滞在資格

外国人を取り巻く環境、特に滞在資格に関する面は、問題が多いと感じている。現在、1年に1度更新する必要があるステイパーミットでミャンマー国内に駐在しているが、かつて、イミグレーションの担当者から、態度が悪いと言われて6ヶ月しか認めないと通告されたことがある。もちろん、1年間認められるのが通常の例である。

結局、ローカルスタッフを通じてイミグレーションの担当者と交渉して、結果として、30,000チャット(3,000円弱)を支払うことで、1年間のステイパーミットを認めてもらった経験がある。

直近にステイパーミットを更新した際は、予め5,000チャットを支払った。

(イ) 事例2：運転免許、交通事情

私は、ミャンマーでの運転免許を保有し、車を日常的に運転している。日本の免許を持っていると、無試験で、5年の免許を取得することができた。しかし、ミャンマーでの交通ルールについては教育を受けていないため、標識の意味が分からないことが時々ある。

かつて、交通ルールを間違えたと言われて警察官に止められ、罰金や拘留等を脅されたことがある。警察官に対して、何が悪かったのか確認を試み、食い下がったことがあるが、要領を得ず、全く埒が明かなかった。ロー

カルスタッフを通じて違反内容を確認させたところ、実質的には賄賂の要求だった。やむを得ず、幾らかを支払って解決した。それほど高額ではない。

2年ほど前に呼び止められた際は、5,000 チャットほどの支払いで済んだが、直近の事例では、30,000 チャット近くを支払ったこともある。

(ウ) 事例 3：労務・一斉退職

以前、信頼していた中堅ローカルスタッフに突然裏切られたことがある。

日本に1週間ほど帰国している間、信頼していた中堅ローカルスタッフにマネジメントを任せたとある。しかし、ミャンマーに帰ってきたら、その中堅ローカルスタッフを始めとしたオフィスの全従業員がいなくなっていて、車もそのまま盗用されてどこかに消えてしまっていた。従業員の誰に電話をかけても連絡を取ることができず、結局、車だけが数ヶ月後に、ぼろぼろになって発見された。中堅ローカルスタッフが留守をいいことに、ローカルスタッフ全員を一斉退職させた模様である。

(エ) 事例 4：労務・契約不遵守

従業員との雇用契約においては、離職前に一定の事前告知期間を設けているが、これが守られず、突然辞めていくケースが後を絶たない。ミャンマー人が退職する場合、本当に突然、今日から来ないということもあるため、事業活動に支障が出ることがある。

最近では、就職時にできるだけレファレンスを貰うようにしており、それによってある程度は抑止できていると思っている。しかし、レファレンスを必要とするものの趣旨を理解しないローカルスタッフも多く、結果として、全従業員からレファレンスを貰えているわけではない。

(オ) 事例 5：交通事故

ヤンゴンでは、自動車等の四輪車が溢れており、ひどい交通渋滞が起きている。また、運転のマナーも非常に悪いことから、交通事情はかなり悪く、交通事故には何度もあっている。

しかし、こちらの被害を払うことができるミャンマー人はほとんどおらず、保険に入っていることも稀である。しかし、当地の保険会社が、多くの場合は負担してくれるので、金銭的被害はあまりない。

(力) 事例 6 : 不動産賃貸借

自分自身で経験したことはないが、大家が賃貸借契約を守らない(例えば、突然退去を求めてくる)ことがあると聞く。

(キ) 事例 7 : 起業時・ネット申込み

オフィスの立上げの際に、代表者としてインターネットのサービスを申込みに行った。私は、登記上も正当な代表者であるが、外国人の役員では、インターネットのサービスに申込みができないと言われ、拒否された。運よく、ミャンマー人の元同僚にも名目的に登記上の役員になって貰っていたことから、その元同僚に頼んで、インターネットの申込みを代わりに対応してもらった。

(ク) 事例 8 : 送金・納税証明

外国送金する際には、ミャンマーで納税している旨の納税証明書の提出が必要とされる。そこで、当社の会計を担当してもらっている会社に、納税できるよう手続きを対応してもらっているが、未だに自社の順番が回ってこない。会社を設立してから2年半経つにも関わらず、納税そのものができる環境になく、その結果として納税証明が取得できず、外国送金もできない状況にある。

(3) 日本人弁護士の活用について

ミャンマーで長く過ごしてきたこともあって、私自身、ローカル弁護士にも知り合いがいる。したがって、問題があればローカル弁護士に直接依頼しており、現状では、日本法弁護士に敢えて任せなければいけないような事情が生じたことはない。

ローカル弁護士は玉石混合であることから、新規企業にとっては、ローカル弁護士を使いこなすのは難しいと思うが、私の場合は、長く滞在していることもあって、あまり問題がない。ただし、英語を話せるローカル弁護士は極めて少なく、国際的な問題には対応できないと思う。

何か国際的な問題が生じるようなことがあれば、日本法弁護士も利用するようなこともあり得ると思う。ただ、日本法弁護士は高くなるのではないかという恐れがあるため、予め明確な費用体系を示してもらえると、依頼しやすいと思う。

(4) 米国経済制裁について

OFAC による経済制裁により、米ドル送金が難しいことがある。そうした場合には、地下送金を利用することがある。第三者に資金を持たせるわけで、持ち逃げされてしまうのではないかという不安もあるが、そうした地下送金業者間でも評判が重要なようで、多くの場合には、きちんと送金してくれるようである。

ただし、彼らとは、Gmail 等でやり取りするのが一般的である。かつて、そうした地下送金業者の Gmail アカウントが、他人に乗っ取られ、地下送金業者とやり取りしていた日本企業が、送金先に別の口座を指定された結果、その別の口座に送金してしまい、結果として数百万円を失ったという事件があったらしい。やはり、地下送金には、相応のリスクが伴うことは否定できない。

3 C社

(1) 会社の概要

日系の商社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1 : ODA 課税問題

ODA 案件において、付加価値税に相当する商業税について、支払元である国営企業から商業税の支払いができないと拒否された。その理由を調査したところ、政府内部の内規に相当する、Foreign Exchange Permit なるものが根拠と判明した。しかし、下請け企業からは商業税の支払いを求められ、結果として持出状態となっている。現在は、内規による運用に問題があるという認識を国営企業内部で持ってもらった段階である。今後は、法令に沿った運用となるよう改善を求めている。

(イ) 事例 2 : 労働問題・解雇

紛争には一切発展していないが、酒酔い運転をした従業員を解雇したことがある。解雇に際し、弁護士等の法律専門家のアドバイスは得ていない。幸い問題とはならなかったが、今後、労働法に関わる法律の運用が厳しくなるにつれ、弁護士等のアドバイスを得たうえで処理する必要も出てくるだろう。

う。

(ウ) 事例 3：個人・交通事故

ミャンマーの交通事情は非常に悪いため、交通事故については、いつでも被害者になることが考えられる。日系企業のほとんどは保険に入っていると思うので、基本的には、保険でカバーされると思う。しかし、加害者側となるローカル側が保険に入っていることは多くないため、保険を超える部分については諦めざるを得ないことが多い。ローカルの保険会社の保険商品は、保険金額が非常に低い。

なお、最近では、ローカル保険会社が日本の保険会社に再保険をかけ、結果として日本の保険会社並みの保険を受けられるサービスがある。これを利用することで、ローカルの保険会社の通常の商品ではカバーできないような保険金額も、カバーできるようになる。そうした保険が利用できる限りは、利用するのが望ましいであろう。

(エ) 事例 4：個人・加害者

従業員が、暴行事件で加害者になったことがあり、最終的に、訴訟にまで発展したことがある。その際は、ローカル弁護士で信頼できる者を探して、示談により解決した。

(オ) 事例 5：賄賂関係

規模の大きな外国企業であるからか、明確に現金を要求されることはほとんどないが、お土産を持参することはある。ただし、新政権になって出された大統領指令で金額が指定されたため、現在は、単なるお土産程度であっても、受取り側も金額を細かく気にするようになった。

ただし、問題は、この指令の適用範囲が明確でないため、政府関係者から結婚式に招かれた時の対応に困ることがある。大統領指令で認められている贈り物は、一回について 25,000 チャットまでとされているが、結婚式で持っていくようなものに、その程度の金額の贈り物を持っていくわけにもいかない。水祭り等での儀礼的な贈り物は大統領指令で除かれているが、結婚式の贈り物は明示的に除外されていない。やむを得ず、25,000 チャットを超えるものの、換金性がないものをお土産として持参したが、それが問題視されないかは不透明であった。

(力) 事例 6 : 税務・社宅問題

会社が保有し社員に貸与している社宅について、賃料が明確でないものについて、社員の給与にどのように加算すれば良いか分からなかったことがある。その際は、地元のコンサルタントに相談した結果、かなり古い数十年前の通達で、給与の 12.5% をみなし計算して給与に加算することになっていることを確認したことがある。情報公開が明確ではないため、このように困ることがある。

(キ) 事例 7 : 労務

これまでのところ、労務問題であっても、弁護士に相談して意見を求めるようなことはせず、人事担当者で決めて判断してきた。幸い、ローカルスタッフのうちに、求心力がある者がいるため、その求心力がある者を中心にローカルスタッフの話をもとめさせている。

なお、ミャンマーの労働法では、各従業員と契約書を締結した上で、当局にこれを提出しなければならない。2015 年、政府から雇用契約書のテンプレートが発表され、各従業員との契約書が、テンプレートと乖離している場合には受理されないという現状があると聞く。当社の場合、提出用のテンプレート契約書の後ろに、アネックスとしてテンプレートからの変更点を添付して提出している。他社には、アネックスという形も含めて、テンプレートからの一切の乖離を認めないという実務もあると聞く。

(3) 日本人弁護士の活用について

ミャンマーにおいては、大きく分けて 4 つの課題があると考えており、法律はそのうちの 1 つの課題である。

もしミャンマー拠点において何か問題が生じることがあれば、自身の責任問題になり得る。現在は、法律とその実務の未発達な状況から、リスクをとっている状況もあるが、今後の状況によっては、弁護士のオーソリティを必要とする局面も増えていくと考えている。一方で、全ての問題について、弁護士のアドバイスを受けた上でビジネスを進めていくということは、極めて困難なもの現実である。弁護士のアドバイスを受けている間にビジネスの機会を逃すかもしれないし、またリスクを過大視して、獲得できるプロジェクトを失うことにもなりかねない。

現在、弁護士の意見を必要としている局面は、プロジェクト系のビジネスや、何かビジネスモデルを構築した時に、それが法的に問題が生じないかという

検証をするような局面が主である。また、政府に相談した時に、法律家によるアドバイスを促されることもある。こうしたプロジェクトに絡む規制調査の局面においては、弁護士に対する相談は必要なことが多い。逆に、日常的な事項については、多くの場合自社の判断でリスクを取って進めている。

日本法弁護士に期待することとしては、ミャンマーの具体的状況や習慣を十分に理解した上で、ローカル弁護士の意図を良く汲み取って、単なる通訳を超える役割を担ってもらうことである。

(4) ローカル弁護士の活用について

当社では、日本法弁護士や外国法弁護士だけでなく、ミャンマー人弁護士にも直接相談に行くことがある。

ミャンマー人弁護士の場合、その資質を確認することが難しいが、当社の場合には、本人の弁護士会等でのポジションや、師事した教授や指導者等の背景を確認し、そのアドバイスの信頼性を判断している。

(5) 米国経済制裁について

以前、米国の経済制裁対象者をパートナーとした事業会社を作るというプロジェクトにかかわったことがある。この案件では、経済制裁対象者の持分を減らした上で、かつ米国の弁護士に依頼して、OFAC に、経済制裁からの特例措置を求める特別申請を行った。しかし、OFAC からの判断を待つ前に、対象者が経済制裁の対象者ではなくなったため、問題なく案件を進めることができた。

経済制裁が米ドル送金に絡んでくるような場合、プロジェクトを諦めざるを得ないことが多い。OFAC 規制に当たらないようにする手段として、例えば決済通貨を変える、あるいは第三国を経由する等の方法も確かに考えられるが、そもそも制裁対象企業と関わったというレピュテーションリスクが避けられない。他社の場合、制裁対象企業に関連するホテルには日本からの出張者を泊めない、あるいはそのホテルで接待を行うこともしない、といった厳しい実務をしているところもあると聞くが、当社ではそこまで厳しくしてはいない。

4 D 社

(1) 会社の概要

日系資本が大部分の企業である。不動産開発、住宅賃貸、工業団地の管理運営、建設請負等が主たる業務である。ミャンマーでは、約 20 年前から事業を

行っている。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1：滞在資格

前政権時（テイン・セイン大統領時代）に、外国人であっても、ミャンマー人と結婚している者については、パーマネントレジデンスという5年間のビザが取得できる制度ができた。

私はミャンマー人と結婚しているため、パーマネントレジデンスビザが取得できるはずであるが、取得には非常に手間がかかり、費用もかなり高いと聞いており、現時点では、敢えて取得していない。

長期間滞在する者は、1年間の滞在資格であるステイパーミットを取得するのが一般的であるが、過去には、非常に取りにくい時期があった。ステイパーミットが取得できないため、やむなく出入国を繰り返し、何度もビザを取り直していた。現在は、政府関係の事業に携わっているということもあり、政府からの推薦状を取りやすいため、ステイパーミットが問題なく取れている。

(イ) 事例 2：不動産賃貸借

法律自体の問題であるが、外国人に1年超の不動産賃貸借が許されないことが問題である。

(ウ) 事例 3：起業時の資本金

外国企業がミャンマー国内で単純なサービス業を起業する場合、最低資本金が5万ドル必要とされている。しかし、最低資本金が5万ドルというのは高すぎて、外国資本の参入の妨げになっていると考える。

(エ) 事例 4：貿易

現在、会社法上のステータスが外国会社となる会社の場合、輸出入ライセンスを取得することが非常に困難になっている。

妻は、ミャンマー国内会社を運営しており、当社はこの国内会社と事業において協働している。この国内会社にて輸出入ライセンスを取得し、貿易を行っている。

最近、建設資材については合併会社でも一定の条件の下で輸入できる旨の通達が出たようだが、輸入のために国内業者を利用する場合と比較して、コストはあまり変わらないという試算もあるようだ。

(オ) 事例 5 : 事故

かつて、交通事故にあったことがあるが、結局、先方の被害は全額支払ってやったことがある。

交通事故が起きた際に警察が出動してくると、事故処理費用という名目で金銭を支払う必要がある。しかし、そうした金銭支払いの根拠の正当性は良く分からない。

交通事故が起きた場合の保険会社の対応は、余り良くない印象を持っている。支払いを認めないよう、色々と文句をつけてくることが多い。

(カ) 事例 6 : 賄賂関連

何か新しい事業を興すような場合には、政府に根回しを行う必要があり、その過程において、政府関係者に賄賂を支払う必要がある局面も多いだろう。

私自身も、政府関係者に用があるような場合、現金で渡すと問題があるので、お土産を持っていくことがある。かつては、お土産と言う名目で、テレビや冷蔵庫等を持っていくこともあったと聞く。

(キ) 事例 7 : 下請けとのトラブル

建設関連業を主としているが、過去に、下請け企業が建設工事が終了しているにも関わらず、仮設事務所を撤去せず、結果として現場からなかなか退去しないということがあった。退去しなかったことの目的は明確ではないが、おそらく代金支払いを担保する目的だったと思う。埒が明かないので、最終的には、自分達で仮設事務所を壊して無理やり退去させたが、案の定、その後トラブルになった。先方から、民事調停を提起され、話し合いで解決した。後で聞いたところ、その下請け企業は、あちこちで同じような問題を起こしていたようである。

(3) ミャンマーの結婚手続き

ミャンマーで結婚したい場合、宗教ごとに取扱いが異なっている。

相手が仏教徒の場合、結婚は、裁判官の前で結婚契約書を作成する形で行われる。新郎新婦がお互いに契約書にサインし、証人と裁判官がその契約書に証明としてサインすることで認められる。

相手がキリスト教の場合には、教会で結婚式を挙げることで結婚したと認められている。

役所での手続きというものは基本的に想定されていない。

過去、外国人との結婚に政府が消極的であった時期があり、この時は、裁判官が結婚契約書への署名を拒否していたらしい。そのため、仏教徒は国内で結婚することができなかった。一方、キリスト教徒の場合には、結婚式を済ませれば良いことから、当時でも結婚できたらしい。

(4) 日本人弁護士の活用について

長期にわたってミャンマーに住み、ビジネスを行ってきた経験があり、また配偶者はミャンマー人である。そうした背景から、ミャンマーでは各種方面に強いコネクションを持っている。何か事件や事故が発生すれば、ミャンマーでのコネクションを活かし、解決している。その過程で、ミャンマー人弁護士が必要な事態が発生すれば、信用できるミャンマー人弁護士を起用する。当社の場合、コネクションがあるから、日本人弁護士等を頼らなくても、ほとんどの場合対応できている。

5 E社

(1) 会社の概要

日系の商社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例1：取引・債務不履行

ローカル企業と契約をしても、ローカル企業側には、これを真摯に履行しなければならないという義務感が薄いようで、結果として債務不履行を起こすことがよくある。

例えば、契約書で納入する商品の品質を定めても、その品質を満たす商品を納入してこないということが良くある。しかし、ミャンマーで外国企業がローカル企業を相手に訴訟を起こしても、外国企業が勝てる見込みが薄い

ため、多くの場合は、当社がやむなくリスクを負っている。

以前、このような品質不適合問題が生じた際、契約書の定めに従って、東京で訴訟を起こすことを検討したことがある。しかし、東京の訴訟で勝訴しても、ミャンマーで強制執行が難しいとのアドバイスを受け、東京で訴訟することは諦めた。ローカル企業は輸出入ライセンスが重要なことが多い。そこで、UMFCCI（ミャンマー連邦商工会議所）に訴えて、相手方企業の輸出入ライセンスを停止させることを検討したこともある。しかし、その後に、相手方企業が清算状態に陥ったため、結局、当社がリスクを負った。

(イ) 事例 2：労務・契約書作成義務

全従業員と雇用契約書の作成義務が、重い負担となっている。

2015 年 9 月に通達と雇用契約書の雛形が発布され、雛形に沿った契約書の締結を強制された。契約書締結義務自体は、労働者の保護という観点から十分理解できるが、雛形からの乖離を許されないと言う運用は柔軟性を欠き、遵守が極めて困難である。発布されたひな型は、工場労働者を前提としているように見える。工場労働者を前提に作られた雛形を、サービス業種である商社に当てはめて運用するというのは無理がある。

(ウ) 事例 3：行政担当者の資質、対応

税務行政については、担当者のレベルが低い印象である。税金の取扱いが分からないため徴税窓口に相談に行くことがあるが、As you like（好きなようにしてくれ）と言われることがある。言葉通りに受け取れば、当社が勝手に決めて良いということになるが、税金を被課税者が勝手に決めて申告するというのは極めて不自然であり、信頼性がない。後に問題視されないという保証がどこにもない。

また、これは税務だけに限らないが、法令、特に下位法令についての告知が不十分で、法令の変更に気づくことができないことがある。

(エ) 事例 4：車両の購入

当社は、従業員に対する安全管理義務を履行するため、古い車両が利用されているレンタカーは利用せず、可能な限り新しい車両を、社用車として購入するようにしている。

ところが、2015 年になって、車両の購入に際して、必ず車庫証明を必要とするという運用が開始された。新たな車庫証明の発行は非常に難しい状況

が続いており、結果として、車庫証明が売買される状況が生じている。

当社が、自社で車庫証明を取得することは非常に難しいため、政府にコネのあるレンタカー会社に新車を購入させ、そのレンタカー会社からレンタルするというような運用も検討している。

(オ) 事例 5：労務・時間外労働

労働法では、一律に 1 週間 12 時間しか残業ができないとされているが、職種によってはおよそ遵守不可能である。例えば、ドライバーがこれにあたる。平日の就業時間は、どうしても 8 時を回ってしまう事が多く、その結果、ドライバーも必然的に残業になってしまう。また、休日に仕事の関係で出かけなければならないことも多いのだが、ドライバーを使うと、それが全て時間外労働となってしまう。残業規制について、遵守できていない状況は居心地の悪いものだが、監督官庁も、法律の不都合性を理解しているのか、調査に来たことは一度もない。法律と運用の乖離が生じている典型例と思う。

(カ) 事例 6：税務・社宅賃料

当社は、ミャンマーの駐在員に対し、家賃を取らずに社宅を貸し与えている。日本の税務的な感覚から言えば、その駐在員の所得に加えて計算する必要があると思うし、法律上もそのように規定されていると聞く。

しかし、所得に加えなくても良い内部通達があるという話も聞いたことがある。当社としては、保守的に捉え、所得に加えて税務申告を行っているが、所得に加えないという対応をしている他社もあると思うため、大きな不公平が生じているのではないだろうか。

(キ) 事例 7：贈収賄

ミャンマーでは贈り物をやり取りする文化がある。それゆえ、政府関係者と会う時等は、贈り物をする事も多かった。しかし、2016 年 4 月に公布された大統領指令が出てから、受け取る側も含めて、贈り物に対してかなり厳しくなったという印象がある。

当社では、冠婚葬祭の供花についてだけは、金額基準を外す対応をしている。

(ク) 事例 8 : 外貨送金

現在、民間銀行から民間銀行への外貨送金が不可能な状態である。取引には、必ず国有銀行を含める必要があるため、早急な改善が求められる。

(3) 日本人弁護士の活用について

当社では、次のような局面で、弁護士を活用している。

プロジェクト進行時（レギュレーション、契約書等全般）
債権回収
法令変更時の調査
コンプライアンスマニュアル等の内規作成
契約書作成

(4) その他提案

ミャンマーの法律を日本語で確認できるようなサービスがあれば、日本企業にとって非常に有用だと思う。

日本政府等のバックアップ等で、そうした法律の翻訳サービスの提供等は難しいだろうか。

(5) 米国経済制裁について

制裁対象者が関与している場合、対象者を外すか、OFAC の確認等を求めるという対応が一般的である。規制にあたらぬようスキームを構築することも考えられるが、そうした迂回するようなスキーム構築は原則行わない。

6 F 社

(1) 会社の概要

日系の建設関連会社である。外国投資法による投資許可も取得している。

(2) 法的問題

(ア) 事例1：行政担当者の問題

行政担当者のレベルが低いことが多い。担当で判断することができず、上司と話をする必要が生じ、その上司でも判断できないので、更に上位の上司、などということが良く起きる。

(イ) 事例2：贈収賄

2016年4月に贈り物に関する大統領指令が発令され、贈り物の金額要件が定められた。この大統領指令は、かなり効果があるように感じている。かつては、高級ウイスキーとシャツを渡すことが良くあったが、最近はなくなった。シャツを贈るといのは変わった習慣だが、ミャンマーではシャツを贈るのが慣習らしい。

なお、そうした贈り物として贈られた高級ウイスキー等が、ゴルフ場の中で横流し商品が売られているところがあると聞く。

(3) 日本人弁護士の活用について

当社は、オーナー企業であり、大手企業で求められるような弁護士の意見によるオーソリティ等が求められることはない。それゆえ、コストが大きく嵩む日本人弁護士を利用することは無く、専ら現地弁護士を利用している。そもそも、日本人弁護士に依頼をしても、結局はローカル弁護士を利用し、そのつなぎとして回答するのではないだろうか。日本語で相談できる等の利点はあるが、それだけではコストの大きな差を埋める理由にならない。

もし、日本人弁護士が、もしその金額に見合うリスクを取ってくれるというのであれば、利用することも考える。リスクというのは、例えば、投資許可やライセンスの取得等について、手続き完了の時期を約束してくれるというようなことである。しかし、ミャンマーでの状況からそれは無理だと思う。

セミナーには聞きに行くが、日本人弁護士との接点はその程度である。

また、もし紛争等が生じれば、日本人弁護士に相談・依頼するということも考えるかもしれない。

(4) ローカル弁護士の活用について

当社は、ミャンマー人弁護士に直接相談や依頼を行っている。

ミャンマー人弁護士になるためには試験がないと聞くので、その信頼性を見極めるのは難しいと思う。そこで、私の場合は、何度もミャンマー人弁護士のところに足を運んで相談を重ね、また周囲の日本企業から、ミャンマー人弁護士の噂等を聞いて、その信頼性を確かめている。

ミャンマーでは主に建設関連業を手掛けていることから、ローカル企業をビジネスで利用している。そうした取引先のローカル企業から、ミャンマー人弁護士を紹介してもらうということも良くある。

(5) コンサルタントの活用について

当社が外国投資法による投資許可を取得するに際しては、弁護士等の資格者ではなく、コンサルタントを活用した。特に問題なく取得できた。法律的文書についても、彼らが用意してくれた。

7 G社

(1) 会社の概要

日系の商社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例1：労務

当社は、約4年前からミャンマー支店の人員を急拡大させた。それまでは、入札目的で置いていた事務所に過ぎず、日本人はいても1名、いない時期もあった。4年前の急拡大までは、労務関係の書類は規模が非常に小さかったため、整備していなかったが、4年前に急拡大させる方針となり、必要書類を整える必要が出た。

社内規程等の一式をその際に大量に整える必要があり、法律事務所を利用した。

(イ) 事例2：一般企業法務

ミャンマーでは、コーポレートに関する各種手続きを行う度に、役所への届出が必要になる。そうした書類を作成し、届出を行うため、法律事務所と顧問契約を締結し、日々の相談を行っている。

(ウ) 事例 3 : 交通事故・示談交渉

当社では、20 台以上の社有車を保有している。

ミャンマーの交通事情は悪いことから、交通事故のリスクは避けられない。保険によりカバーしており、相手方に対して取り立てるようなことは基本的に想定していない。

(エ) 事例 4 : 労務・解雇

過去に、従業員を解雇した際、労働紛争に発展したことがある。その交渉には、法律事務所を利用した。今後も同様の紛争が生じれば、法律事務所に依頼して進めることになると思う。

(3) 日本人弁護士の活用について

かつて、日系の大手法律事務所と顧問契約を締結していたが、費用が高いため、他国の法律事務所に切り替えた。Hourly rate は同レベルであったが、日系事務所の時は、一案件に大量の時間をかけており、現在の事務所の 2 倍以上の金額を請求されることもしばしばであった。現在の事務所は、ミャンマーでも外資系法律事務所にあたるが、レスポンスも早く満足している。

日本人弁護士は信頼性があるし、分析も緻密であるが、ミャンマーでの法律の整備状況では、緻密な分析の意味があまりなく、当社としては、ある程度の回答で十分と考える。

日本人弁護士は、1 人 2 人程度が政府に送り込まれているようだが、それではこの国の法律整備に貢献できるとは到底思えない。日本政府は、国家として十分な予算を組んで、数十人規模の弁護士を政府に送りこんで、教育や法整備等を行っていくべきではないだろうか。日本人弁護士の活躍の場は、そのような形で達成できると思う。

なお、商社は、日系法律事務所であることに特別な意義を見出していないことが多い。商社のプロジェクト系案件は、部門ごとに法律事務所を起用する傾向があり、そうした分野に強い事務所を起用する。日系事務所は、大手事務所であっても弱い分野がある。例えば、エネルギー分野がそれに当たる。加えて、その国の法体系も重視しており、例えば英国系植民地であった地域であれば、シンガポールを含む英国系の事務所を起用することが多い。結果として、ミャンマーを含む英国系植民地において、プロジェクト系案件で日系事務所を起用する余地はほとんどないのが現状である。

8 H社

(1) 会社の概要

日系の総合建設会社である。ミャンマーには、支店に加えて、MIC 許可を取得した地元企業との合弁会社としての子会社の2社がある。

(2) 法的問題

(ア) 事例1：起業

DICA ルート、つまり単純な会社法の下のみで起業すべきか、MIC 許可を取得する MIC ルートで起業すべきか、一見して分かりにくい状況がある。

当社でも、現地合弁会社を起業する際に、いずれのルートで起業すべきか、省庁に相談したことがあるが、良く分からなかった。最終的には、アドバイスや相談を重ね、MIC 許可を取得する MIC ルートということになった。

(イ) 事例2：投資関係

投融資に関する法律が不明確で、起業時に問題となった。

短期的に投資資金を回収する必要があったことから、資本金としての投資に加えて、親会社から融資という形で資金提供を行おうとしたところ、中央銀行より許可が拒否されたことがある。その後、一定の注意書き等を加えて改めて申請しなおし、認められた。

(ウ) 事例3：取引・契約概念

ミャンマー側に、契約を誠実に遵守するという意図が希薄に感じることある。

官庁との契約の際には、契約において決済に使用する通貨を指定したが、契約相手である官庁は指定通貨による支払いを拒否し、地元通貨での支払いを威迫してきた。支払いを拒絶されても困るので、やむを得ず深く追及することは諦めた。支払いが多少遅延する等の軽微な問題が起きることもあるが、弁護士を必要とするほどの深刻な債務不履行は、現時点では生じてい

ない。

(工) 事例 4 : 労務・雇用契約書

2015 年に発布された通達により、雇用契約書締結義務に対応する必要が生じ、一斉に雇用契約書を締結して、当局に提出した。当社は、従業員が多いため、雇用契約書の作成と提出のための手間が非常に大きくなった。雇用契約書作成に際しては、地元の法律事務所を利用した。

(才) 事例 5 : 労務・解雇

従業員はすぐにやめるが、こちらからの解雇に対しては、頻繁に問題となる。辞めた従業員から、SNS に誹謗中傷を書かれた事もある。

(力) 事例 6 : 事故

従業員の交通事故は避けられない状況にある。そうした交通事故は、保険により対応し、相手方への追及は諦めている。

(キ) 事例 7 : 賄賂

相手方が直接に賄賂を要求してくることはほとんどない。しかし、当社の下請け企業等から、官庁や役人等に対し、一定の金銭を支払うことを薦められることがある。こうした金銭のやり取りは、政府からの許認可や、政府との契約の受注時に問題となることが多い印象である。

ただし、外国企業の場合、賄賂の支払いがないからと言って、支障が生じることはほとんどない印象である。ただし、中小企業の場合には、状況が異なるかもしれない。

(3) 日本人弁護士の活用について

何か相談事項が生じたような場合、一般的には、事業の許認可等の場合は日本人弁護士に、会計要素を含む場合には、ローカルのコンサルティング事務所 / 会計事務所を利用している。グローバルな大規模総合会計事務所を利用することもある。

日本人弁護士に意見を求めると、あらゆる可能性を前提に意見が示されることがあり、結果として当社としてどうするべきか結論が出ないことがある。その

点、ローカルのコンサルティング事務所は、はっきりと結論を断言してくれるため、比較的貴重している。回答の信頼性はいまいちだが、問題が生じた場合には、その後の対処まで含めて任せている。

(4) 経済制裁関連

これまで、経済制裁に関係する米ドル送金等で問題が生じたことはない。ただし、2015年初めになされたヤンゴン港運営会社に対する経済制裁の結果、輸出入や運送に関わる大きな遅滞が生じることがあった。

9 I社

(1) 会社の概要

日系の保険業者である。

(2) 保険の面からの日系企業等へのサポート

保険・銀行については駐在員事務所のステータスとして拠点を設置できる。日系保険業者は、主にミャンマー保険業者の再保険という形で、自動車保険や事業保険等を提供している。ティラワ SEZ に限っては、工事保険や火災保険等も提供することが認められた。

全国免許の取得が可能になれば、その取得を進め、日系だけでなくミャンマーのローカル企業やその他の外資系企業全般を対象とした保険商品を提供し、ミャンマーの発展に寄与したい。

(3) 法的問題

(ア) 事例 1：起業 経済特区法

ティラワ経済特区への進出を検討した際、経済特区法に基づく保険業に関する規則や通達等が定められず、進出の可否を決定することに支障が生じたことがある。日系弁護士にも相談したが、結局、進出の可否について十分な結論が出ることはなかった。

(イ) 事例 2：税務、行政当局の問題

ティラワ経済特区では、一定の要件を満たした場合には、商業税の免除

を受けることができる。そうした税制優遇を、経済特区外の税務当局が十分に理解しておらず、結果としてティラワ経済特区外での事業に支障が出ることもある。役所内部において横の連携ができていないと感じることが多い。

(4) 日本人弁護士の活用について

ミャンマーでは、本格的なビジネスができない状況であるからか、今のところ、日本人弁護士を積極的に利用する必要があるような事態は生じていない。

今後、ミャンマーの全国免許やローカル企業との合併、あるいは業務提携等が生じれば、アドバイザーとして入ってもらおう必要があると考えている。

(5) 経済制裁関連

経済制裁に関わる問題が生じたような場合には、通常、米ドルからの通貨変更という形で対応することが多い。

10 J社

(1) 会社の概要

日系の設計事務所である。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1：法制度・運用

法治国家としては、法律が制定され、これに基づく通達等の下位法令が制定され、これらに基づき行政が業務を行うことになるかと理解している。

しかし、その全ての段階で問題が生じていると感じる。

そもそも建築基準法、消防法、及び都市計画法等がない。そうした基本法がない状況であるにも関わらず、突然、ヤンゴンの都市計画が発表され、高層建築の建設をストップさせられるという状況がある。

(イ) 事例 2：ヤンゴン都市開発

直近の重大な問題として、ヤンゴンの 9 階建て以上の建築工事が全て中止させられたことが挙げられる。

建築工事中止の周知方法が曖昧で、突如、新聞発表によって工事中止の

運用が始まった。今後、基準を設けてそれぞれの建物を審査していくようだが、審査基準も分からないし、誰が審査委員に選任されるのかも全く見えない。²

(ウ) 事例 3 : 受託トラブル

大家の立場がやや強すぎると感じることもある。

停電が頻発するため、コンセントや電化製品が故障することが多いが、大家は一切修理してくれない。

また、市が勝手に水道のバルブを止め、水道が一切利用できないという事態が起きた時も、大家は一切対応してくれなかった。

(エ) 事例 4 : 医療

法的問題ではないが、当地では外国人が安心してかかることができる医療施設が急務と思う。現在は、1つ2つ程度しかないという印象である。

日本人医師が赴任を始めたようだが、現状は良く分からない。³

(オ) 事例 5 : 二重価格

こちらも法的問題そのものではないが、外国人とミャンマー人との二重価格が常にあるように感じる。例えば、飛行機の国内線チケットの価格も二重価格が設定されているようだ。

(カ) 事例 6 : 銀行間決済

銀行間決済の問題が深刻である。

これまで、中央銀行を通じて外貨の銀行間決済を行っていたのだが、中央銀行がこれを停止してしまったため、外貨の銀行間決済が一切できない状況が続いている。

一日の引き出し制限額が 5,000 ドルとされていることもあり、手渡して

² その後、順次審査が進められ、多くの建物で建築工事が再開している。

³ 日本人医師と看護師が、ビクトリア病院内の Leo Medicare で常駐している。Leo Medicare は 24 時間体制で医療を受け付けており（日本人医師の診療は 24 時間ではない）、ビクトリア病院の設備を利用した検査等が受けられる。当職も、ヤンゴン滞在中に診察を受けることがあったが、親切かつ丁寧な医療が受けられると感じた。ある程度の設備はビクトリア病院に整っており、例えば MRI 等もある。しかし、そうしたレベルを超える高度医療を受ける事は難しいため、深刻な場合には、日本に帰国するか、タイ等で診療を受けるのがベターであろう。

の受け渡しであっても支障がある。例えば、住居の賃貸借契約更新等で大きな問題となり得る。

(キ) 事例 7：両替

これも法的問題そのものではないが、当地では、US ドル札からチャットへの交換を新札以外受け付けないという奇妙な習慣がある。これにより、現金を持ち込み、両替した上で決済をしようとしたところ、両替のためのドルが受け付けられずに困ったという顧客がいた。

(3) 日本人弁護士の活用について

現状では、事業が本格化していないため、活用する機会がない。ローカル企業と事業を行うような際には、弁護士によるサポートを必要とすると思う。

11 K 社

(1) 会社の概要

日系の商社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1：投資 外国投資法

これまで 3 件ほど外国投資法に基づく投資許可を申請した経験があるが、投資許可取得のスケジュールが当初の予定通りに進んだことがない。どのケースも、当初の予定から半年程度は遅れてしまう。

(イ) 事例 2：前払い法人税

普通のサービスや売買に前払い法人税（源泉徴収税）がかかること自体が問題と感じる。しかも、一度支払った源泉徴収税について、還付を受けることはほとんどできないと言われており、更に問題である。

また、当社がミャンマーのローカル企業と取引する場合、ローカル企業が源泉徴収されることを拒否することがある。そのような場合には、無理に追及することをせず、諦めている。とにかく税金では問題が多い。

(ウ) 事例 3 : 貿易

新政権になってから、輸入ライセンスの発行が遅くなっているようである。新政権になり、大統領指令等に代表されるように、汚職についてかなり厳しくなった結果、役人が真面目に審査内容を見て審査を行うようになり、ライセンスの発行が遅くなっているとの噂がある。

(エ) 事例 4 : 法改正、運用変更

法改正や運用変更について、事前アナウンスが不十分である。

突然、法令改正や運用変更が告知され、しかも施行がそれと同時に開始する。予見可能性がないため、業務に大きな支障を生じることがある。しかも、運用に際して全く融通が利かない印象がある。例えば、2015 年より開始された、自動車の購入に関する車庫証明の発行停止が挙げられる。

(オ) 事例 5 : 労務

労働法が工場ワーカー保護を前提とするようになっており、オフィスワーカーに対する適用に困難が生じる。融通も利かない。また、全従業員との契約書作成義務も問題となっている。

(カ) 事例 6 : 交通事故

担当者個人の問題として一番気になっているのは、交通事故の問題である。ミャンマーは交通事情が酷い状態にある。幸い、まだ深刻な事故にあったことはないのだが、最近、死亡事故が日系企業でも起きたと聞いており、自分の身にも起きる可能性があると思って気に懸かっている。

警察に通報しても、あまり対応が芳しくないと聞いており、深刻な事故の場合には、保険金額の範囲でカバーできるとも思えない。現時点では、どのように対応すべきなのか、よく分からない。

(キ) 事例 7 : 汚職

ミャンマーのローカル企業が、我々に見えないところで政府関係者に賄賂を払っていることはあるらしい。しかし、当社の関係会社が直接に政府関係者から賄賂を求められるようなことは経験がない。当然払っていることもない。

(3) 債務不履行について

ミャンマーでは、前金で進める文化があるため、深刻な債務不履行は生じていない。ただし、多くの企業において財務諸表等の整備が進んでいないため、ローカル企業の与信を様々な側面から検討する必要がある。

今後、日系企業のビジネスが活発化するにつれ、債権回収の問題は顕在化してくるかもしれない。

(4) 日本人弁護士の活用について

専門家の利用について、投資スキーム、日常的案件、税務・バリュエーション、の3つの局面に分けられる。

投資スキームについては、必ずアドバイザーとして弁護士を起用するが、これは本社がコントロールし、本社の法務部が決めている。

日常的案件は、ミャンマー側で独自に起用している。日本語、ミャンマー語、英語の3つがいずれも利用できると、利用価値が高い。

税務やバリュエーションにあたっては、会計事務所を起用する。

(5) 経済制裁について

取扱いは基本的に保守的であり、経済制裁関与者とは取引しないのが原則である。AWPT (Asia World Port Terminal) (ヤンゴン港) への経済制裁に限っては、事業への影響が大きかったため、例外的に間接的取引により進めることとした。また、AWPT 関連で米国口座の凍結が生じた時、口座凍結解除に弁護士を起用したことがある。

12 L社

(1) 会社の概要

日系の建設会社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例1：支払い

US ドルには、一日の引出し上限額に制限があり、送金処理も困難な状況

が続いているため、ミャンマーチャットで決済をすることがあるが、チャットでの現金支払いは物理的に膨大な量になり、不便である。⁴

(イ) 事例 2 : 海外送金

US ドルをシンガポールに送金する際、ニューヨークを経由した結果、2ヶ月も要することがあった。

(ウ) 事例 3 : 貿易

外資では輸出入ライセンスを取得できないため、ミャンマーローカル企業の名義を利用する必要がある。現在は、輸出入ライセンスのために2ヶ月ほど必要のようである。

(エ) 事例 4 : 輸入 (仮輸入)

建設に利用する資材には、本設材と仮設材がある。仮設材は、後に解体した上で返却する。

これまで、仮設材をミャンマー国内に持ってくるため、仮輸入の手続きを進めていた。仮輸入には、ドローバックとテンポラリーインポートという2つの方法がある。ドローバックの場合には、長期間利用できるものの、デポジットの一部が戻ってこないということだったので、テンポラリーインポートで手続きを進めていた。申請を行い、局長の決裁まで進めたところで、今年の春にあった法改正で、最長で1年しか利用できないとの告知を受けた。2年まで利用できるという話だったので申請したので、完全に無駄な手続きになった。役所内部で法改正が周知徹底されていないのが問題である。

(オ) 事例 5 : 契約

契約に関わる大きなトラブルは生じていないが、契約相手となる省庁担当者が契約書を読み込んでいないように感じることが多い。

契約書のレビューは司法長官府 (UAGO) に丸投げしており、司法長官

⁴ ミャンマーで最も大きな金額の紙幣は10,000チャットであり、日本円で800円程度の価値である。10,000チャットは流通量が限られており、5,000チャットや1,000チャットが支払いに利用されることが多い。高額な決済でも、そうした低額紙幣が用いられていることが一般的で、500万円程度の支払いをチャットで行うと、普通のテーブルが山積みで一杯になると言われている。

府では人材不足が深刻で大量の契約決済案件が滞留してしまっており、結果として契約締結に数ヶ月要するのが恒常化している。各省庁に法務部門を置く必要があるのではないか。

(3) 日本人弁護士の活用について

現在は、JICA の関わる ODA 案件を進めているため、契約書が定型化しており、弁護士のレビューを必要とする状況にない。

今後、ローカル企業とプロジェクトを行う時には、弁護士のレビューを必要とすると思う。その場合、日本で利用している法律事務所か、あるいはフィリピンで昔から使っている法律事務所のいずれかを利用することになると思う。フィリピンの事務所は、長年利用してきており、信用できる。

(4) 現地弁護士の活用について

労働契約書の作成に当たっては、ミャンマー人弁護士を利用した。

現地職員に現地のつてを利用してミャンマー人弁護士何名か紹介してもらい、それぞれ面談を行い信頼性を見極めた上で、依頼した。

13 M 社

(1) 会社の概要

日系の IT 関連会社である。

(2) 法的問題

(ア) 事例 1：賃貸借契約トラブル（深刻）

2012 年 10 月に、ショッピングセンターも経営している Taw Win Center と賃貸借契約を締結した。ミャンマーの慣習に基づき、1 年分の賃料を前払いした。

賃貸借契約締結後に内装工事を開始し、12 月末に工事が完了する予定であったところ、12 月 28 日になって、Taw Win Center の担当者から工事のスタッフに、突如、立ち退きの通告を行ってきた。当社には債務不履行等一切なく、まさに青天の霹靂であった。立ち退きの理由をはっきり告げない、極めて不誠実な対応であった。

埒が明かないため、全額の賃料返金に加えて、既に支払った内装工事費用等の損害賠償等を求めたところ、賃料返金には応じるものの、内装工事費用については一部のみ払うという回答であった。

当社に落ち度がないため、到底納得できる回答ではなかったことから、現地のパートナー会社を通じて、外国資本に関わるトラブルも（勝訴的に）解決したことがあるという噂のミャンマー人弁護士（U Min Sein）氏に相談した。同氏からは、「問題ない、絶対取り返せる」というアドバイスを受けたため、日本円で 20 万円程度の費用を支払って、同弁護士に解決を依頼した。その後、抗議文のレターを作成してもらい、発送している。

しかし、その後は全く進展を見せず、同弁護士は、こちらからの連絡にも徐々に応じなくなっていく。実態は分からないが、Taw Win Center は地元の有力者であり、先方に丸め込まれたのではないかと推測している。最終的に、同弁護士から、取り返せないので負けを認めた方がいいと言われるまでに至り、全く役に立たなかった。そこで、日本人弁護士に相談し、何が問題となっているのかこのミャンマー人弁護士に聴取してもらうことをお願いしたが、その日本人弁護士も忙しかったのか、なかなか対応してくれなかった。

一方で、ジェットロ、日本商工会、大使館のそれぞれに相談したところ、商工会としてレターを作成し、UMFCCI（ミャンマー商工会議所）に圧力をかけてもらおうという話になった。しかし、親会社から、あきらめてビジネスに集中するよう指示が下り、先方の案を全面的に飲んで解決することにした。結論には、今でも非常に不満である。

(イ) 事例 2：その他 - 労務

労務関連問題は、恒常的に生じている。

最近特に多いのは、日系企業から当社の人材を引き抜かれることが多い。

当社は早い時期にヤンゴン進出を果たし、また社内公用語を日本語とする等、日本式の教育を徹底している。それゆえ、優秀な人材が育っており、結果として他社から引き抜かれることが頻繁にある。日本に行ける、あるいは高い給料等で雇っているようだが、それが本人たちのためになるのか疑問を持っている。

(ウ) 事例 3：その他 - 交通事故

私は、深刻な事故にあった経験がある。

2010年ころに自分で乗用車を運転していた際、ブレーキが故障して効かなくなったバスが後ろから突っ込んできた。結果として、5、6台も巻き込んで10名ほどの死者を出した大事故となった。私の車の後ろのトランクは完全につぶれていた。日本にすぐに帰ってMRI等の検査は行ったが、それ以上に加害者への請求等を行わなかったし、行う事自体ができなかった。

ミャンマーでは、事故を起こすと拘留される可能性があるようで、バスの運転手やタクシーの運転手は、みな逃げてしまう。今回のケースでも、事故の後、警察が到着する前にバスの運転手は逃亡してしまっていた。

(3) 日本人弁護士の活用について

先に挙げた賃貸借契約に関わるトラブルでは、日本人弁護士にも相談している。しかし、先に述べた通り、何だかんだとすぐに対応してくれず、結果として役には立たなかった。

日本人弁護士も増えてきたので、これからトラブルがあった際には、日本人弁護士に相談したいと思っている。

以 上

別紙 5 日本企業を対象としたアンケート(2017年度) 新投資法について

2017年度 日本企業向けアンケート
新投資法について

法務省ミャンマー調査研究業務 担当弁護士 鈴木健文

このアンケートは、法務省の 2017 年度ミャンマー連邦共和国における日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究業務の一環として実施するものです。

かかる調査業務は、日本企業・日本人の海外展開を、法的な側面でサポートすることを目的とするものですので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

頂いた回答の統計は、法務省によって公表される報告書に掲載される予定です。

質問 1

貴社のミャンマーでのステータスを教えてください。

日本企業¹のミャンマー支店 (脚注をご参照下さい)

日本企業のミャンマー現地 100%子会社² (脚注をご参照下さい)

日本企業とミャンマー現地パートナーとの合弁会社

その他何らかの形で日系資本に基づく形で設立された会社

日系非営利団体、政府機関等の会社以外の日系関連組織

その他 ()

質問 2

ミャンマーに貴社が設立 (拠点を設置) されてから、どの程度の期間になりますか。

1 年未満

1 年以上 ~ 3 年未満

3 年以上 ~ 5 年未

満

5 年以上 ~ 10 年未満

10 年以上

¹ 「日本企業」という表現については、日本企業のシンガポールやタイなどにおける現地子会社等、外国籍の会社であっても、日本企業の企業グループに実質的に含まれるような企業を全て含む趣旨としてご理解下さい。

² 「100%子会社」という表現については、2 名以上の株主を必要とする会社法の要件を満たすため、貴社従業員や貴社関連子会社など貴社以外の名目的な株主がいるものの、実質的に貴社の 100%子会社として取り扱っている会社、という趣旨としてご理解下さい。

質問3

2016年10月にいわゆる新投資法（Myanmar Investment Law）³が成立したことを知っていますか。（脚注をご参照下さい）

はい（質問4へ）

いいえ（質問11へ。質問4～10への回答は不要です。）

質問4

新投資法について、これまでの外国投資法と何が変わったか、自社（自身）でどの程度理解できていると思いますか。主観的なご意見で結構です。

100%理解している

80%は理解している

概ね半分位は理解している

20%位しか理解できていない

ほとんど/全く理解できていない

質問5

自社（自身）で理解している範囲で結構ですが、新投資法の内容には満足していますか。

非常に満足している（質問6へ）

まあまあ満足している（質問6へ）

あまり満足していない（質問7へ）

まったく満足していない（質問7へ）

質問6

質問5において「非常に満足している」又は「まあまあ満足している」と回答された方にお尋ねします。「満足している」と評価する点を教えてください（自由記入）。

質問7

質問5において「あまり満足していない」又は「まったく満足していない」と回答された方にお尋ねします。「満足できない」と評価している点を教えてください（自由記入）。

³ 「新投資法」という表現については、関連する規則、細則、告示、通達、命令、指令等一切を含む趣旨としてご理解下さい。

質問 8

もし新投資法の内容を調べたいと思った場合、まず最初に行う調査方法を1つ教えて下さい。

新投資法の条文を英語などで読む

記事、論考、ニュースレターなど日本語の関連文献を読む

英語など外国語での関連文献を読む

日本法弁護士に聞く

日本法以外の弁護士（諸外国、ミャンマー含む）に聞く

会計士、税理士など弁護士以外の有資格者に聞く

コンサルタントなどに聞く

日本の現地政府機関（在ミャンマー日本大使館、JETRO、JICA など）に聞く

ミャンマー政府機関（DICA、MIC など）に聞く

その他（ ）

質問 9

日本の法律事務所が、新投資法の内容を解説・説明するような情報に接したことはありませんか。

ある（質問 10 へ）

ない（質問 11 へ）

質問 10

質問 9 において、接したことが「ある」と回答された方にお尋ねします。その媒体は何でしょうか（複数回答可）。

ミャンマー国内で実施されたセミナー

ミャンマー国外で実施されたセミナー

法律事務所が発信するニュースレター

フリーペーパーやインターネット上での記事や論考

日本の法律雑誌などでの記事や論考

日本ミャンマー商工会議所、日本人会などの場で法律事務所から提供された情報

その他（ ）

質問 11

ミャンマーでサービスを提供している日本の法律事務所に、期待する事項・重視する事項を最大3つまで挙げてください。

リーズナブルな費用設定

ミャンマーの法令に関する正確な知識

特定の分野への際だった専門性（M&A、コーポレート、紛争解決、ファイナンス、不動産、事業再生・倒産、紛争解決、知的財産、危機管理、競争法、税務、労務・人事、通商、インフラ・エネルギー、その他）

ミャンマー政府・省庁とのネットワーク

所内におけるミャンマー人弁護士の人数

ミャンマーに駐在している日本人弁護士の人数

ミャンマーに駐在している日本人弁護士の経験

所外のローカル弁護士・法律事務所とのネット-ワーク

ミャンマー以外の場所(東京、シンガポール等)における相談・連携体制

日本人等外国人を介さずに相談できるミャンマー人弁護士の存在

その他（

）

個人情報の取り扱いについて

当アンケートにより取得した個人情報は、当該調査研究の目的の達成に必要な範囲内で利用し、これらの目的以外で利用することはありません。

ご協力有難う御座いました。

調査をより効果的なものとするため、今回のアンケートの結果を元に、ヒアリング調査も実施させていただきたいと考えております。アンケートの内容について、当職から更なるご連絡を差し上げても差し支えない方は、以下に貴社名、ご担当者氏名及びご連絡先を頂けますと幸いです。

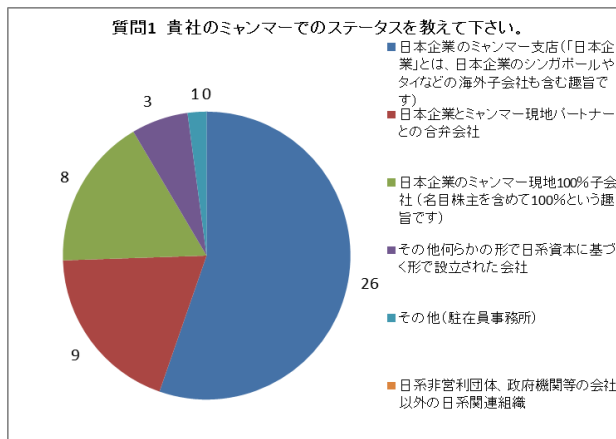
貴社名：

ご担当者：

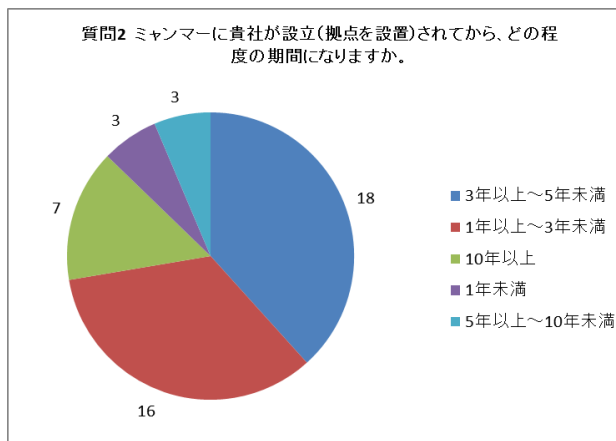
ご連絡先：

別紙 6 日本企業向けアンケート(2017 年度) 新投資法について 回答結果

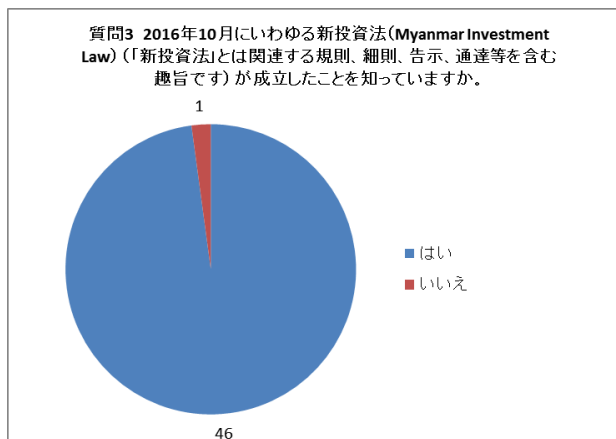
質問 1 貴社のミャンマーでのステータスを教えてください。	人数
日本企業 のミャンマー支店(「日本企業」とは、日本企業のシンガポールやタイなどの海外子会社も含む趣旨です)	26
日本企業とミャンマー現地パートナーとの合弁会社	9
日本企業のミャンマー現地 100%子会社 (名目株主を含めて 100%という趣旨です)	8
その他何らかの形で日系資本に基づく形で設立された会社	3
その他(駐在員事務所)	1
日系非営利団体、政府機関等の会社以外の日系関連組織	0



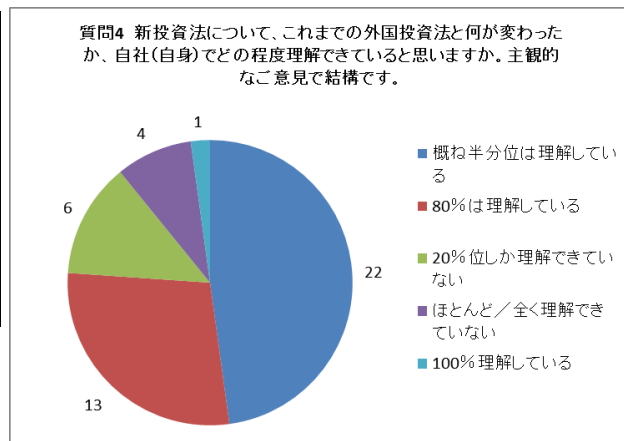
質問 2 ミャンマーに貴社が設立(拠点を設置)されてから、どの程度の期間になりますか。	人数
3年以上～5年未満	18
1年以上～3年未満	16
10年以上	7
1年未満	3
5年以上～10年未満	3



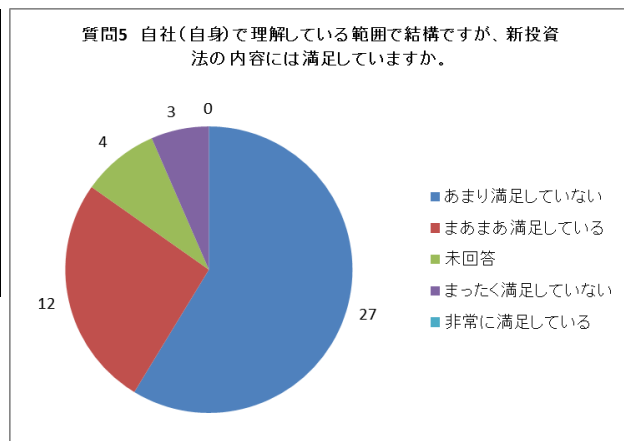
質問 3 2016年10月にいわゆる新投資法(Myanmar Investment Law) (「新投資法」とは関連する規則、細則、告示、通達等を含む趣旨です) が成立したことを知っていますか。	人数
はい	46
いいえ	1



質問 4 新投資法について、これまでの外国投資法と何が変わったか、自社(自身)でどの程度理解できていると思いますか。主観的なご意見で結構です。	人数
概ね半分位は理解している	22
80%は理解している	13
20%位しか理解できていない	6
ほとんど/全く理解できていない	4
100%理解している	1



質問 5 自社(自身)で理解している範囲で結構ですが、新投資法の内容には満足していますか。	人数
あまり満足していない	27
まあまあ満足している	12
未回答	4
まったく満足していない	3
非常に満足している	0



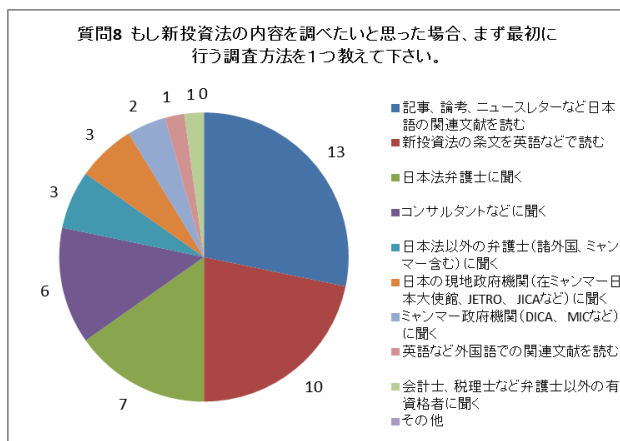
質問 6 「質問 5 自社(自身)で理解している範囲で結構ですが、新投資法の内容には満足していますか。」において「非常に満足している」又は「まあまあ満足している」と回答された方にお尋ねします。「満足している」と評価する点を教えてください(自由記入)。

- ・ 一定の条件を満たせば内資企業とみなされ、貿易業ライセンスを取得できる点
- ・ 不明 自身の理解不足により。
- ・ 手続きが旧法に比べて簡便になり、承認までの時間が短縮されると予想される。
- ・ 都市において3年でも免税期間があればありがたい
- ・ 一応、外資、内資企業とも同一の法制度の下での活動になったため
- ・ 予想を上回る前進と評価されているから。
- ・ 複数の法律で規制されていたものが外国投資に関しては原則新投資法のみで規制されることになり、わかりやすくなったものと思料するため。

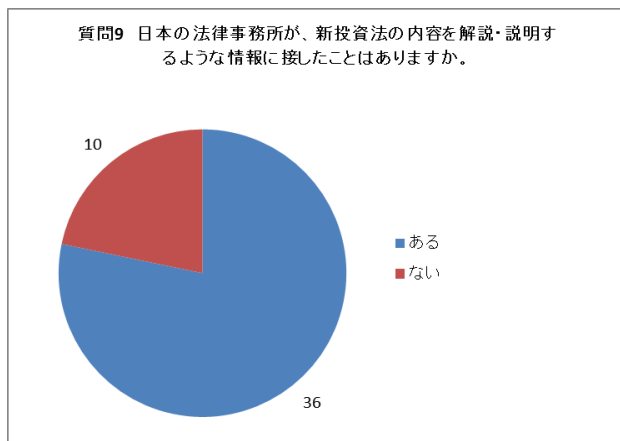
質問7 「質問5 自社（自身）で理解している範囲で結構ですが、新投資法の内容には満足していますか。」において「あまり満足していない」又は「まったく満足していない」と回答された方にお尋ねします。「満足できない」と評価している点を教えてください（自由記入）。

- ・ 外資に対して輸入・販売業が解禁されなかったこと
- ・ 結局のところ、信憑性がない
- ・ MIC手続きは簡略化されたように見えるが、結局MIC後の諸手続きは不透明なまま。
- ・ 結局、新投資法だけで全てが決まらない点。そこでOKでも、関係各所の了解まで得る必要があるのであれば、何ら変わりはないと思うから。
- ・ 輸入規制、規制業種について
- ・ ミャンマー側のみ意見が反映されているとしか理解が出来ない。
- ・ 投資法に限らず、不動産、トラベルライセンスなど外資企業の営業活動がしづらい状況
- ・ 新投資法だけでなく政府からの情報が不明確で DICA 等政府機関ですら内容の周知が徹底されておらず確証がない
- ・ 会社法の内容が確定していないので外国企業の自由度がどの位改善されたか判断出来ない。
- ・ 他の国に比べインセンティブが少ない。また、無税枠も縮小されている。
- ・ 東南アジア近隣国と比べて、外国資本を投資するメリットがすくない
- ・ トレーディング規制、輸入取引規制
- ・ 結果的には外資の投資促進が図られる内容になっているとは思えない。
- ・ 製品の輸入、販売に関して、一部の品目を除いては、商業省預かりとなり、期待された外資による輸入・販売は、事実上、認められていないまま。
- ・ 輸出入・販売が認められない等引き続き規制が残る
- ・ 外資企業が投資するにはあまりメリットが無い様に思える。
- ・ 具体的に動くためには、結局従来と同じプロセスを経なければならないので、予見性が確保されていないという点で満足できない。
- ・ 不明確・不透明な点が含まれている
- ・ 運用がうまくできていないと思うため。
- ・ 地域別免税枠組みに違いを出し、投資の分散する意図は判るが、全体的に地方が段階的に有利になっていくが、一番投資が集中しそうな都市部へは、もう少し進出意欲を沸かす免税優遇を与えた方が良い。
- ・ 外国企業への Trading に商業省の許可が必要な点
- ・ 卸売、輸入業に関し外資に開放されていないところ
- ・ 貿易、販売、不動産、人材、教育など、主要な事業への外資規制が依然残るため

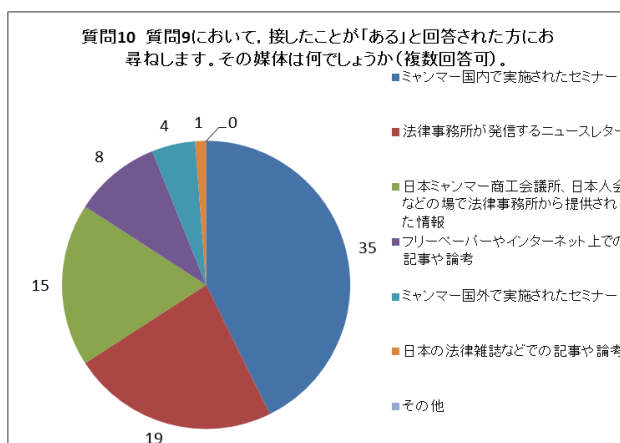
質問 8 もし新投資法の内容を調べたいと思った場合、まず最初に行う調査方法を1つ教えて下さい。	人数
記事、論考、ニュースレターなど日本語の関連文献を読む	13
新投資法の条文を英語などで読む	10
日本法弁護士に聞く	7
コンサルタントなどに聞く	6
日本法以外の弁護士(諸外国、ミャンマー含む)に聞く	3
日本の現地政府機関(在ミャンマー日本大使館、JETRO、JICA など)に聞く	3
ミャンマー政府機関(DICA、MIC など)に聞く	2
英語など外国語での関連文献を読む	1
会計士、税理士など弁護士以外の有資格者に聞く	1
その他	0



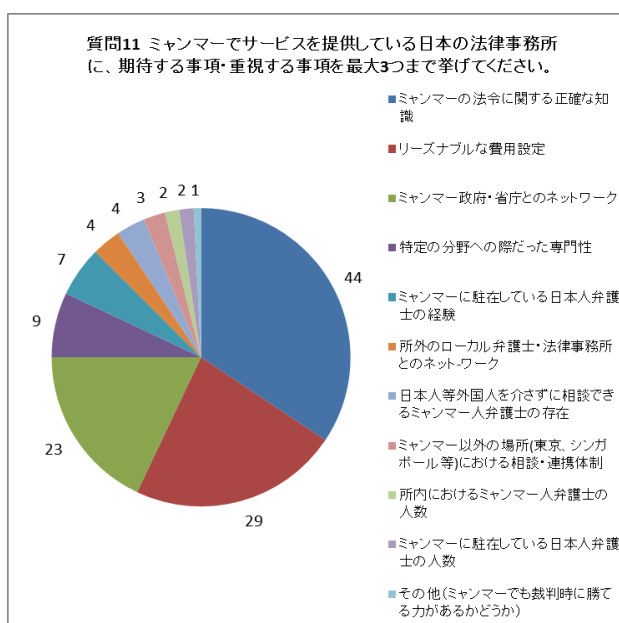
質問 9 日本の法律事務所が、新投資法の内容を解説・説明するような情報に接したことはありますか。	人数
ある	36
ない	10



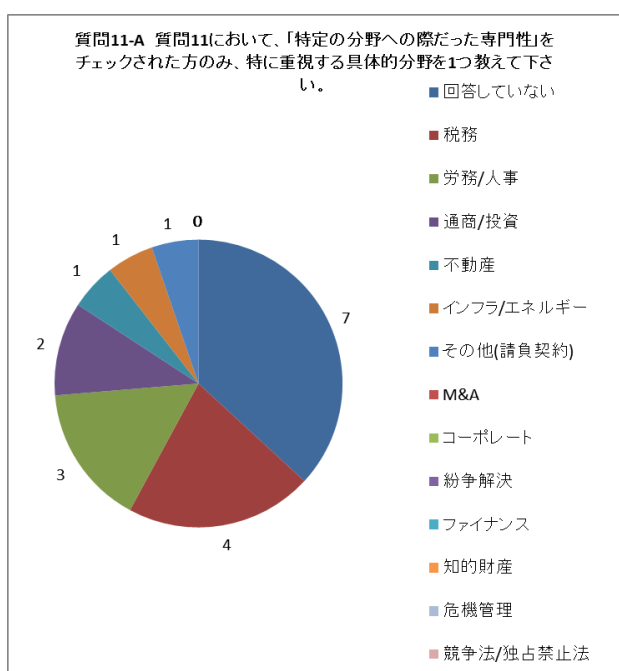
質問 10 質問 9 において、「接したことが「ある」と回答された方にお尋ねします。その媒体は何でしょうか(複数回答可)。	人数
ミャンマー国内で実施されたセミナー	35
法律事務所が発信するニュースレター	19
日本ミャンマー商工会議所、日本人会などの場で法律事務所から提供された情報	15
フリーペーパーやインターネット上での記事や論考	8
ミャンマー国外で実施されたセミナー	4
日本の法律雑誌などでの記事や論考	1
その他	0



質問 11 ミャンマーでサービスを提供している日本の法律事務所に、期待する事項・重視する事項を最大3つまで挙げてください。	人数
ミャンマーの法令に関する正確な知識	44
リーズナブルな費用設定	29
ミャンマー政府・省庁とのネットワーク	23
特定の分野への際だった専門性	9
ミャンマーに駐在している日本人弁護士の経験	7
所外のローカル弁護士・法律事務所とのネットワーク	4
日本人等外国人を介さずに相談できるミャンマー人弁護士の存在	4
ミャンマー以外の場所(東京、シンガポール等)における相談・連携体制	3
所内におけるミャンマー人弁護士の人数	2
ミャンマーに駐在している日本人弁護士の人数	2
その他(ミャンマーでも裁判時に勝てる力があるかどうか)	1



質問 11-A 質問 11 において、「特定の分野への際だった専門性」をチェックされた方のみ、特に重視する具体的分野を1つ教えて下さい。	人数
回答していない	7
税務	4
労務/人事	3
通商/投資	2
不動産	1
インフラ/エネルギー	1
その他(請負契約)	1
M&A	0
コーポレート	0
紛争解決	0
ファイナンス	0
知的財産	0
危機管理	0
競争法/独占禁止法	0



以上

別紙7 在留邦人を対象としたアンケート(2017年度)

2017年度 ミャンマー在留邦人向けアンケート

法務省ミャンマー調査研究業務 担当弁護士 鈴木健文

このアンケートは、法務省の2017年度ミャンマー連邦共和国における日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究業務の一環として実施しているものです。かかる調査業務は、日本企業・日本人の海外展開を、法的な側面でサポートすることを目的とするものですので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。頂いた回答の統計は、法務省によって公表される報告書に掲載される予定です。

質問1

どのような理由でミャンマーに滞在されているのでしょうか。

日本企業等の駐在員（帯同家族含む）	現地での起業（帯同家族含む）
現地企業の従業員として採用された	現地の学生・留学生
ミャンマー人の配偶者	短期出張
観光	リタイアメント
その他（	）

質問2

ミャンマーには、どの程度滞在されていますか。

1年未満	1年～3年未満	3年～5年未満
5年～10年未満	10年以上	

質問3

周囲に困ったことを相談できるような日本人の知人はいますか。

相談できる知人はおり、とても信頼できる
相談できる知人はおり、まあまあ信頼できる
相談できる知人はいるが、信用できない
相談できる知人がいない

質問4

周囲に困ったことを相談できるようなミャンマー人の知人はいますか。

相談できる知人はおり、とても信頼できる
相談できる知人はおり、まあまあ信頼できる
相談できる知人はいるが、信用できない
相談できる知人がいない

質問 5

ミャンマーでの生活は快適でしょうか。

とても快適

まあまあ快適

あまり快適でない

全く快適でない

質問 6

ミャンマーで生活をしていて不快、ストレスを感じることは何でしょうか。

質問 7

ミャンマー人の考え方が理解できないと思うことがありますか。

いつも理解できないと思う（質問 8 へ）

時々理解できないと思う（質問 8 へ）

理解できないと思うことは少ない（質問 9 へ）

理解できないと思ったことはない（質問 9 へ）

質問 8

質問 7 において「理解できないことがある」と回答した方は、どのようなことについて理解できないと感じていますか。

質問 9

ミャンマーに滞在されている間に遭遇した日本人間でのトラブルや困ったことなどがあつた方は、差し支えのない範囲で、その内容を教えてください。

（トラブル・困ったことの内容）

(その際の相談先)

勤務先	保険会社	現地の警察など現地政府機関	現地のコンサルタント
現地資格の弁護士		現地の税理士・会計士事務所	日本大使館
現地JETRO事務所		現地にいる日本法弁護士	日本にいる日本法弁護士
現地の法律専門家		大学等学校	
その他()

(その相談先を選んだ理由)

(具体的にといった対応方法)

(弁護士の必要性の有無・その理由)

質問 10

ミャンマー人のメイドや運転手などを雇っていますか。

はい

いいえ

質問 11

メイドや運転手などを雇っていてトラブルや困ったことなどがあつた方は、差し支えのない範囲で、その内容を教えてください。

(トラブル・困ったことの内容)

(その際の相談先)

勤務先	保険会社	現地の警察など現地政府機関	現地のコンサルタント
現地資格の弁護士		現地の税理士・会計士事務所	日本大使館
現地JETRO事務所		現地にいる日本法弁護士	日本にいる日本法弁護士
現地の法律専門家		大学等学校	
その他	()

(その相談先を選んだ理由)

(具体的にとった対応方法)

(弁護士の必要性の有無・その理由)

質問 12

そのほかに、ミャンマーに滞在されている間に遭遇したトラブルや困ったことなどがあった方は、差し支えない範囲で、その内容を教えてください。

(トラブル・困ったことの内容)

(その際の相談先)

勤務先	保険会社	現地の警察など現地政府機関	現地のコンサルタント
現地資格の弁護士		現地の税理士・会計士事務所	日本大使館
現地JETRO事務所		現地にいる日本法弁護士	日本にいる日本法弁護士
現地の法律専門家		大学等学校	
その他	()

(その相談先を選んだ理由)

(具体的にとった対応方法)

(弁護士の必要性の有無・その理由)

質問 13

ミャンマーで、トラブルなどに遭わないよう気をつけている方は、どのように気をつけているか教えてください。

質問 14

ミャンマーに来る前に、海外研修や積極的な情報収集をしましたか。

海外研修を受け、積極的に情報収集をした。

海外研修は受けたが、積極的に情報収集はしなかった。

海外研修は受けなかったが、積極的に情報収集をした。

海外研修も受けなかったし、積極的に情報収集もしなかった。

質問 15

海外研修、又は積極的に情報収集をした方にお聞きします。ミャンマーに実際に来て、そのような海外研修や積極的な情報収集は役に立ったと感じますか。

非常に役に立ったと感じる

まあまあ役に立ったと感じる

あまり役に立たなかったと感じる

全く役に立たなかったと感じる

質問 16

ミャンマーにおいて、裁判を起こしたいと感じるような経験がありましたか。

はい（質問 17 へ）

いいえ（質問 20 へ）

質問 17

質問 16 で「はい」と答えた方にお聞きします。実際にミャンマーで裁判を起こしましたか。

はい（質問 18 へ）

いいえ（質問 19 へ）

質問 18

質問 17 で「はい」と答えた方にお聞きします。以下の事項を教えてください。

（起こした裁判の内容）

（相談先）

質問 19

質問 17 で「いいえ」と答えた方にお聞きします。以下の事項を教えてください。

（トラブルの内容）

質問 9、11、12 で回答されたものと同じの場合、その旨ご記載下さい。

（相談先）

(裁判を起こさなかった理由)

質問 20

もしミャンマーで裁判の被告とされたような場合、どのように情報を収集しますか。効果的だと思う手段を 3 つまで回答してください。

現地にいる日本法弁護士に相談する

現地にいる日本人（弁護士以外）の知人に相談する

ミャンマー法弁護士に相談する

ミャンマー人（弁護士以外）の知人に相談する

家族に相談する

勤務先・学校に相談する

インターネットで検索する

自分で法律や裁判例などを調べる

その他（ _____ ）

質問 21

日本法弁護士のサポートの必要性を感じるような経験をしたことはありますか。

ある

ない

質問 22

質問 21 で「はい」と答えた方にお聞きします。どのような問題が起きたときに、日本法弁護士の必要性を感じたのか具体的エピソードを教えてください。

質問 23

ミャンマー法弁護士とのコミュニケーションを行うために、日本語でのサポート役として利用したいものはなんですか（複数回答可）。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ミャンマーに居住する日本法弁護士 | 日本に居住する日本法弁護士 |
| ミャンマー事情に詳しいコンサルタント | プロの通訳 |
| サポートは必要ない | |
| その他（ | ） |

質問 24

上記質問 23 のサポートは弁護士でなくてもよいと思えますか。

- 弁護士でなくてよい
- 弁護士がよい

質問 25

質問 24 で「弁護士でなくてよい」と回答された方は、その理由を教えてください。

質問 26

ミャンマー法弁護士で、信頼できる者（又はその見つけ方）を知っていますか。

- はい
- いいえ

質問 27

質問 26 で「はい」と答えた方は、どのようにして、信頼できる弁護士（又はその見つけ方）を知るに至ったのか教えてください。

質問 28

日本法弁護士で、信頼できる者（又はその見つけ方）を知っていますか。

- はい
- いいえ

質問 29

質問 28 で「はい」と答えた方は、どのようにして、信頼できる弁護士（又はその見つけ方）を知るに至ったのか教えてください。

質問 30

日本法弁護士がフリーペーパーなどに掲載している記事は役に立ちますか。

- 非常に役に立つ
- まあまあ役に立つ
- あまり役に立たない
- 全く役に立たない
- 読んだことがない

質問 31

ミャンマーにおいて、日本法弁護士によって十分な情報提供がなされていると思いますか。

- 十分に提供されていると思う
- まあまあ提供されていると思う
- あまり提供されていないと思う
- 全く提供されていないと思う

質問 32

ミャンマーにおいて日本法弁護士は利用しやすいでしょうか。

- 非常に利用しやすい
- まあまあ利用しやすい
- 少し利用しにくい
- 非常に利用しにくい

質問 33

質問 32 で、利用しにくさを感じた方にお聞きします。どうしたらミャンマーにおいて日本法弁護士が利用しやすくなると思いますか。

質問 34

日本法弁護士が個人向けの無料法律相談を提供していた場合、利用したいと思いますか。

非常に思う

まあまあ思う

あまり思わない(質問 35 へ)

全く思わない(質問 35 へ)

質問 35

質問 34 で、「利用したいと思わない」と答えた方にお聞きします。なぜ利用したいとは思わないのでしょうか。

質問 36

2016 年春の政権交代により、変わったと思うことがあれば教えてください。

質問 37

ミャンマーにおいて、腐敗を感じた経験がある方は、どのようなエピソードであったか具体的に教えてください。

質問 38

ミャンマーで実務を行っている日本法弁護士に対するご意見のある方は、是非忌憚のないご意見をお寄せください。

ご協力有難う御座いました。

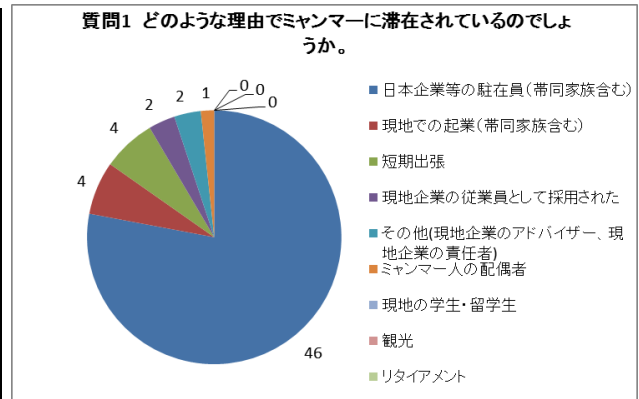
調査をより効果的なものとするため、今回のアンケートの結果を元に、ヒアリング調査も実施させていただきたいと考えております。アンケートの内容について、当職から更なるご連絡を差し上げても差し支えない方は、以下にお名前とご連絡先を頂けますと幸いです。

お名前：

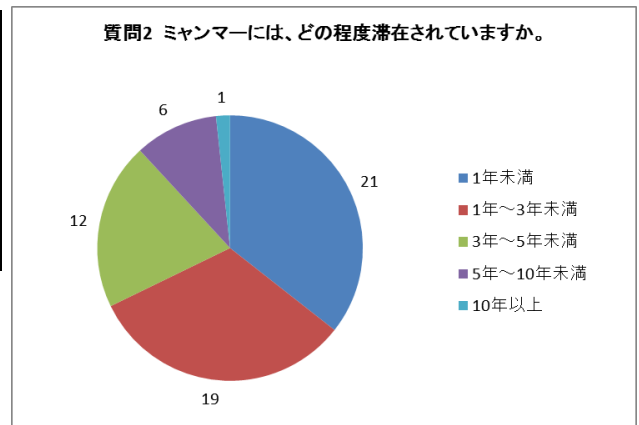
ご連絡先：

別紙8 在留邦人向けアンケート(2017年度) 回答結果

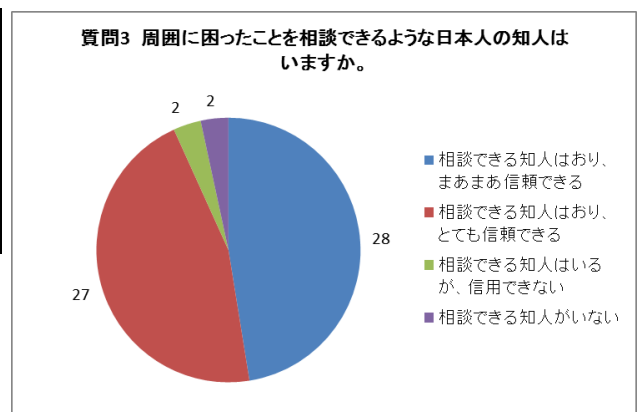
質問 1 どのような理由でミャンマーに滞在されているのでしょうか。	人数
日本企業等の駐在員(帯同家族含む)	46
現地での起業(帯同家族含む)	4
短期出張	4
現地企業の従業員として採用された	2
その他(現地企業のアドバイザー、現地企業の責任者)	2
ミャンマー人の配偶者	1
現地の学生・留学生	0
観光	0
リタイアメント	0



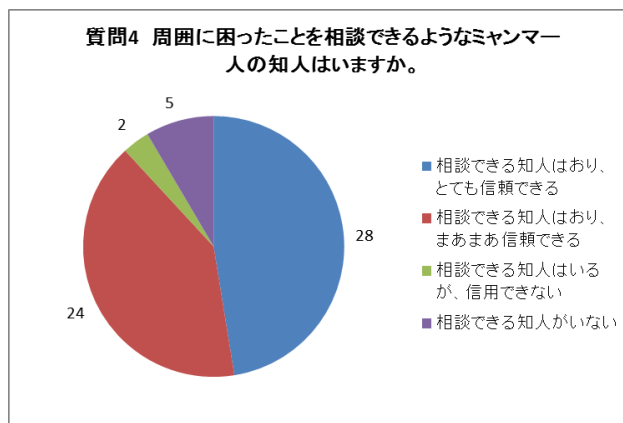
質問 2 ミャンマーには、どの程度滞在されていますか。	人数
1年未満	21
1年～3年未満	19
3年～5年未満	12
5年～10年未満	6
10年以上	1



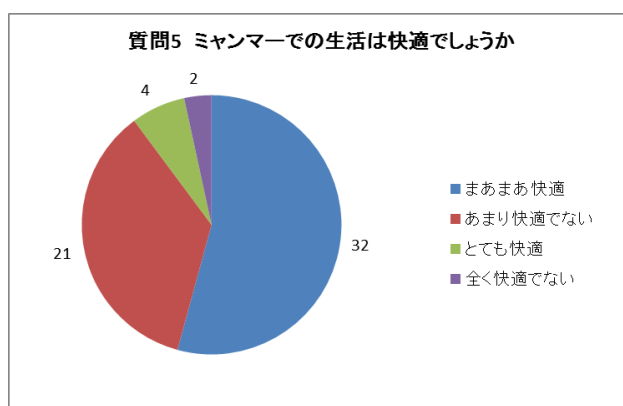
質問 3 周囲に困ったことを相談できるような日本人の知人はいますか。	人数
相談できる知人はおり、まあまあ信頼できる	28
相談できる知人はおり、とても信頼できる	27
相談できる知人はいるが、信用できない	2
相談できる知人がいない	2



質問4 周囲に困ったことを相談できるようなミャンマー人の知人はいますか。	人数
相談できる知人はおり、とても信頼できる	28
相談できる知人はおり、まあまあ信頼できる	24
相談できる知人はいるが、信用できない	2
相談できる知人がいない	5



質問5 ミャンマーでの生活は快適でしょうか。	人数
まあまあ快適	32
あまり快適でない	21
とても快適	4
全く快適でない	2



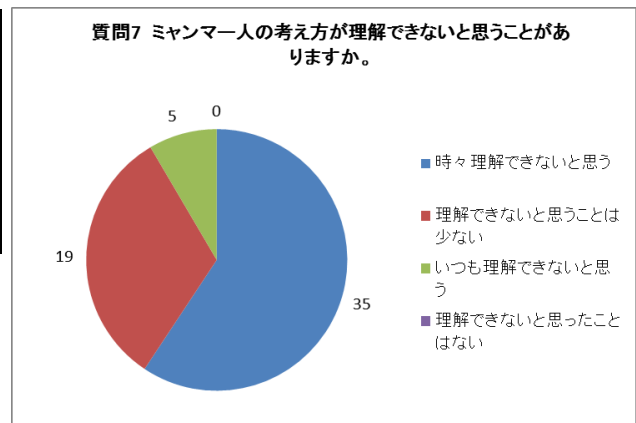
質問6 ミャンマーで生活をしていて不快、ストレスを感じることは何でしょうか。

- ・ インフラ（電気、ネットワーク、等）のレベルが低い
- ・ 欲しいものが、なかなか見つからない。マナーの悪さ。
- ・ 電気、水、交通インフラ
- ・ 停電、交通網
- ・ 衛生面、停電、タクシーの価格交渉
- ・ 街の汚れ悪臭、水道水の汚れ、交通渋滞及び運転マナーの悪さ
- ・ けがや病気となると、不便である。 / 激しい渋滞。交通マナーが悪すぎる。（運転手、とくにバスやタクシー。歩行者もおかしい。） / 町が汚い、くさい。（ごみ、つば、噛みタバコ） / 野良犬（ネズミ、ねこ）が多い / 我が物顔の露天商
- ・ 道路の冠水、停電、水道、ごみの収集システム等のインフラが未整備な上に、流通している物資の品質も良くないため、頻繁に修理、メンテナンスを強いられること。また、物価上昇率が高いこと。病院などの緊急時の対応に信頼が持てないこと。
- ・ 水、食料など、場所によって衛生環境がよくないこと

- ・ 病院の医療レベルが低い。外食の衛生レベルが低い。
- ・ 全く問題なし
- ・ 頻繁に起きる停電、水が汚く洗濯物が薄茶色に変色する(特にタオル系)、ドルは新札でないと両替所で受け付けてくれない
- ・ 交通事情、衛生面、医療
- ・ 公的機関の対応が担当官によって異なる、日程が不明確なこと
- ・ 道路の渋滞を含め、舗装の質が悪く不快に感じる。
- ・ 渋滞、大雨、法的規制、虫、外人と緬人との二重価格
- ・ 生活に関する事項：質の高い医療を提供できる医療施設が少ないこと。
ビジネスに関する事項：法令規則の明文化があまり進んでいない事。
わが国とミャンマーは投資協定を締結しているが内国民待遇に係る事項は全て留保事項となっている点。明文化されていない規制により、外資企業とミャンマー企業が同一事業を営めない点。外資企業の支店とミャンマー企業が源泉法人税率が異なること。法人税法及び商業税法上、還付規定があるのに還付が行われない点。
- ・ インフラの悪さ（電力など）、輸入物価の高さ、物品の選択肢の少なさ、ミャンマーの向上心に対する執着の低さ、生産性の低さ、役所の怠慢、外国に対する開放度のレベル
- ・ 頻繁する停電、公共交通機関
- ・ 民族性の違いかもしれませんが、よく考えないで行動する人たちが多いため、とても不愉快な思いをすることがあります。
- ・ 停電。業務スピードが遅い。雨の日にタクシーを捕まえること。
- ・ 停電、不安定なデータ通信
- ・ ミャンマー料理が口に合わない。ゴルフをやらないので、周辺国に旅行に行くことぐらいしか楽しみがない。
- ・ インターネットが繋がりにくい。ヤンゴンに比べマンダレーは必要なものが揃わない。郵便物が未だに開封され検閲を受けている。
 - 1) 傷病の際の病院体制が脆弱
 - 2) 外国人用物資の物価が高い、アパート・オフィス代が高い
 - 3) 道が悪い
 - 4) 交通手段が脆弱
- ・ 緊急の場合の医療、特に雨の日の交通渋滞
- ・ 店舗・レストランでの教育レベルの低さ、各種公的機関やサービス業のクオリティ
- ・ 交通渋滞、衛生上の問題
- ・ 政府の意思決定、対応の遅さ。外国人居住者（高額納税者）に対する恩恵が無い。マナーの悪さ。タダで貰い慣れていること。
- ・ インフラ、タクシー乗車時の交渉、食事、渋滞、雨季時の冠水など
- ・ 渋滞、時間感覚の無さ、責任感の欠如、いい加減さ
- ・ 脂っこい料理、渋滞、あいまいな法律や行政対応のため業務効率の悪化、停電

- ・ 交通渋滞、トイレ
- ・ ミャンマー人とのコミュニケーションが取り難い点
- ・ キンマ、長い雨季、渋滞、レジャーがない
- ・ 交通渋滞、レストランでの食事の提供手順
- ・ どこに行くにもタクシーを使わなくてはならないこと他色々ありますが、1番は本社が全くミャンマーの状況を理解しようとしないうこと。
- ・ 交通渋滞。規制のため新車乗用車を買えない。
- ・ 娯楽が少ない、衛生面の問題、医療面の問題。停電。渋滞、長い雨季
- ・ 食べ物
- ・ 電気、インフラ事情
- ・ 停電が多い、野菜や肉の品質が低い、公共交通機関が使いにくい（バス路線がわからない、タクシーはメーターがないなど）、
- ・ 停電問題、交通渋滞、衛生事情、食糧事情
- ・ 欲しいものが買えない。（日本では当たり前前に売っているもの）
- ・ 法の未整備、医療問題、インフラ未整備
- ・ 平気でゴミを道路に捨てるなど「公德心の欠如」、交通マナーの悪さ、若手男性の仕事に対する姿勢の軟弱さ
- ・ あまりない
- ・ 停電、渋滞、衛生観念
- ・ 公共交通機関事情、外国人への不当なタクシー料金、会話のキャッチボールが成り立たないことが多い（確かでないことを、あたかも確かであるかのように発言することが多いため、それを根拠に行動しても結局間違っていたというようなことが多い）、道路が汚い（噛みタバコの跡とか、ゴミの投棄、舗装が整備されていない、植木の手入れ不足）、店員が怠惰。
- ・ 停電 歩道の整備
- ・ 交通渋滞、停電の多さ、雨季の際は衛星放送が受信できない、各種サービス提供の不安定さ、公衆衛生面での不安
- ・ 水と食べ物には注意をしていますが、それも許容範囲ですので強いストレスではありません。

質問7 ミャンマー人の考え方が理解できないと思うことがありますか。	人数
時々理解できないと思う	35
理解できないと思うことは少ない	19
いつも理解できないと思う	5
理解できないと思ったことはない	0



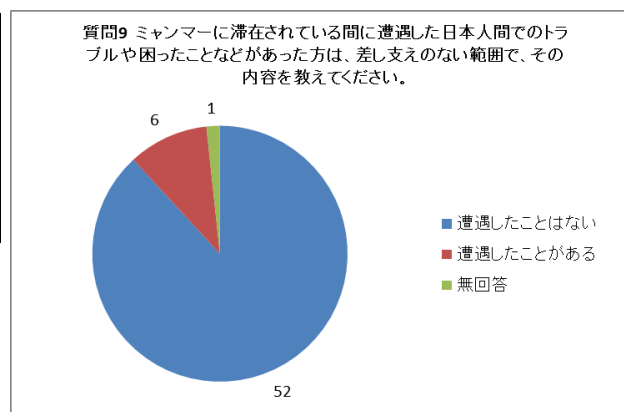
質問8 ミャンマー人の考え方について、どのようなことについて理解できないと感じていますか。

- ・ 合理的でないことが多々ある。
- ・ 運転の荒さ、時間のルーズさ
- ・ 自己都合中心の考え方
- ・ 表現があいまい。本音が見えない。
- ・ 依頼した仕事の報告が無い。こちらから聞かないと報告しない。親の言う事が絶対で親が会社を辞めろと言ったら自分の意に反していても会社を辞める。
- ・ 複数の事を関連もって進めて、結果を導く事が苦手
- ・ 日本人が、仕事を一生懸命にすることについて、理解しようとしにくいこと。
- ・ 例えば、渋滞が酷いとしてヤゴンでの車の登録を認めないこと
- ・ 長期的な視点に立ったものの考え方をしない点（目の前の利益を最優先する考え方）
官公署において公務員が責任の所在を明確にせず、たらいまわしにするような対応をとること。
- ・ ハイ・コンテクスト文化（ビルマ人比率65%）、浮彫になった範囲でしか行動できないころ（一部の優秀な人材は除く）
- ・ 理解したと言っても理解していない
- ・ 目先のことしか計算できない。長めの予定を立てることが出来ない。言い訳をすらすら言える。ぼんやりしているのが常。言われたことすら出来ない人が沢山居る。謙虚さが足りない。自分達の常識が世界の非常識だと思っていない。
- ・ 時間概念（締切・スケジュール）が守れないことを何とも思わない。コスト意識がCashの出入りだけで、金利の概念が無い。ルール順守を唱える幹部ほど自分は別格としてルールを守らない。
- ・ 1.プライドが高すぎる。2.自己中心的すぎる(車のドライバー)。3.周りの迷惑を考えない(ごみのポイ捨て、大声音のお経のスピーカー)。4.他人や外国人の壁が高い。5.本音をあまり見せない。
- ・ プライバシーについての意識が薄く、色々なことが関係のない人にまで知れ渡る。Face Bookなどに仕事の内容をUp Loadすることがある（一部人かもしれないが比較的周囲には多くいる。）
- ・ 意見があっても(違うと思っても)ほとんど言わない所。
- ・ ミャンマー人だけでなく東南アジア諸国の人に言えるかもしれませんが本音を話してくれない為、どのようにしたいと思っているかを引き出すことが困難である。
- ・ 組織の中で上司に対しては一切意見を述べないところ
- ・ 基本受身。援助して貰って当然という性根。
- ・ 言動不一致が多い事、意思表示が不明である事など
- ・ 仕事は丁寧だが、失敗を恐れるのか、あまり能動的に仕事をこなさない

- ・ 行き当たりばったりで、自分たちの国がどんな環境にあるか全く意識していない。
- ・ 本音と建前の差が日本人より大きい気がします。仲良くしてそう、信頼されてそうでも、何の前触れもなく退職/失踪など。外国人をぞんざいに扱わない点はとても助かりますが、最後には外国人を信じていない、という気がします。
- ・ 回答を出来るだけ先延ばしにしたいという考え方
- ・ 深い信仰心と反するように見える生活マナーの悪さ、遠慮しすぎる点
- ・ 恩の感じ方、指示された通りにしか行動しない点、等
- ・ 遠慮して本当のことを言わない
- ・ 人が話しているのに自分の話を被せてくる人が多い、修理屋なのに道具を持たないでやってきて客に道具を借りる、期限など時間の約束に疎い
- ・ 発言や約束が不確かであまり信用できない。
- ・ 先を読めない、責任感の無さ
- ・ できないことをできるという。スケジュール管理の意識が希薄。想像力が乏しい。
- ・ 働くのはお金の為だけではなく、自分自身の成長に繋がる大切な事と言う哲学が欠如している事。輪廻転生を真実割合には現世完結型の発想をする方々が多い事。税金は支払わずに宗教的な寄付を行う事。（自己中心的？）
- ・ 意味の理解できない式典等が多い
- ・ 文化の違い（それが良い悪いは別問題として）
- ・ 職場でいつもおしゃべりしていること、仕事終わらないのにさっさと帰ること。思い込みが激しいこと。
- ・ 問題があることを報告しない。

質問9 ミャンマーに滞在されている間に遭遇した日本人間でのトラブルや困ったことなどがあつた方は、差し支えのない範囲で、その内容を教えてください。

質問9 ミャンマーに滞在されている間に遭遇した日本人間でのトラブルや困ったことなどがあつた方は、差し支えのない範囲で、その内容を教えてください。	人数
遭遇したことはない	52
遭遇したことがある	6
無回答	1



(トラブル・困ったことの内容)

- ・ 滞在用アパートに泥棒が入り、テレビを盗まれた
- ・ 仕事上の考え方の違いで、Myanmar に滞在する人は頑固な方が多く、妥協しないところ。
- ・ お金(大金です)をだまし取られた。完全な詐欺です。しかし、訴えると逆恨みで殺される危険があるしミャンマーの裁判が信用できない。
- ・ 金庫のお金を盗られた
- ・ 商業税問題
- ・ 金銭の貸し借り
- ・ 日本人を騙す詐欺師の様な日本人が闊歩して居る事。被害の相談を度々頂くがいつも手遅れ。

(その際の相談先)

- ・ 現地の警察など現地政府機関
- ・ 勤務先
- ・ 勤務先
- ・ 現地にいる外国人弁護士
- ・ 勤務先
- ・ 勤務先, 現地のコンサルタント, 現地資格の弁護士, 現地の税理士・会計士事務所, 日本大使館, 現地にいる日本法弁護士
- ・ 勤務先
- ・ 現地資格の弁護士
- ・ 勤務先

(その相談先を選んだ理由)

- ・ ローカルスタッフが連絡
- ・ 通常の商取引のため。
- ・ 親しい知人のため
- ・ 身近
- ・ いろいろな意見の聴取のため
- ・ 情報の整理
- ・ ミャンマーの法律に照らして解決策を探し求めた為。

(具体的にとった対応方法)

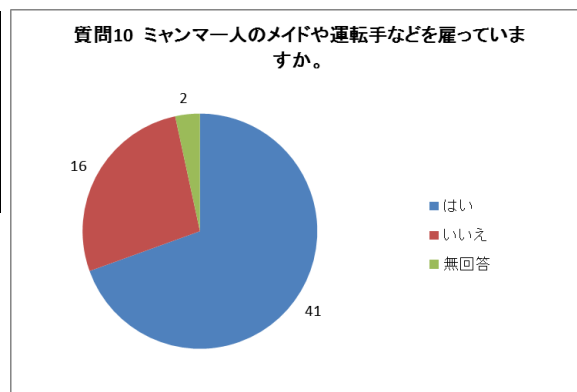
- ・ 鍵を増やした
- ・ 妥協案の模索。
- ・ 逆恨みで危害を加えられる可能性が高いので、何もできない。
- ・ レジデンスに訴え無事全額回収

- ・ 個社での考え方ではなく、日本企業として団体の意見としてまとめた。
- ・ 特になし
- ・ 泣き寝入り。

(弁護士の必要性の有無・その理由)

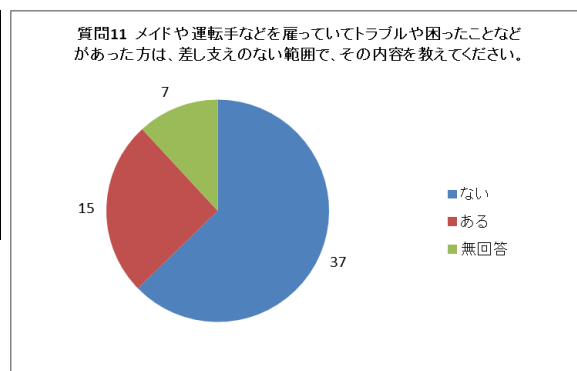
- ・ 無し、相談する時間とコストが無駄だと思うから。
- ・ 通常のこと、必要性は無かった。
- ・ 緬国法律を知っている弁護士は必要
- ・ 弁護士のアドバイスで弁護士でも何もできないことが分かりました。もちろん警察に訴えても無意味だとのアドバイスです。つまり、ミャンマーでは、外国人も含めて法によって守られることはないです。
- ・ 弁護士が優秀でも法廷に持込めるか不明、長期訴訟を回避
- ・ 正確な回答は無いものの、その方針としての専門家の意見は必要
- ・ なし
- ・ 日本人弁護士は全く役に立たなかった。ミャンマー人弁護士はお金次第との印象。

質問 10 ミャンマー人のメイドや運転手などを雇っていますか。	人数
はい	41
いいえ	16
無回答	2



質問 11 メイドや運転手などを雇っていてトラブルや困ったことなどがあつた方は、差し支えない範囲で、その内容を教えてください。

質問 11 メイドや運転手などを雇っていてトラブルや困ったことなどがあつた方は、差し支えない範囲で、その内容を教えてください。	人数
ない	37
ある	15
無回答	7



(トラブル・困ったことの内容)

- ・ 通いで雇用していたが、急に来なくなって、音信不通となった。
- ・ 運転手が私用で社有車を使用
- ・ 盗難
- ・ お金を取って逃げられた。5万円程度
- ・ 連絡なしに帰る・来なくなる、分かっていないのにOKと言う
- ・ 日本語ができるドライバーが会話に入ってくる。反論する。余計な噂話をする。
- ・ 時間を守らない、運転が荒い、注意しても治らない
- ・ メイドによる金銭の窃盗。ドライバーによる飲酒運転。
- ・ 運転手が高額の土産を要求
- ・ 指示通りに動かない、勤務中なのに待機中に帰宅する、金銭の要求
- ・ 時間を守らない
- ・ 時間にルーズ、安全意识の欠落
- ・ 窃盗
- ・ 低い勤労意欲、楽をして高い給与を貰おうとする、会社のメールなどで副業に精を出す
- ・ たいした話ではないが、アイロン掛けされた服が溶けていた。運転手の荒い運転。

(その際の相談先)

- ・ 勤務先
- ・ 勤務先
- ・ 自己解決
- ・ 知人
- ・ 契約元
- ・ 勤務先, 自己解決
- ・ 現地資格の弁護士
- ・ 勤務先
- ・ 運転手派遣会社
- ・ 社内担当者
- ・ 自分で決める
- ・ 勤務先
- ・ 勤務先, 現地の警察など現地政府機関
- ・ ミャンマー人の友人
- ・ 勤務先

(その相談先を選んだ理由)

- ・ 弁護士に相談する内容でもない判断したから
- ・ 会社での判断事項のため

- ・ 相手がどこにいるかわからないので単なる愚痴こぼし
- ・ それ以外にはありえない
- ・ 会社で雇用しているので、契約条件などをアドミスタッフに確認
- ・ 評価の結果
- ・ 窃盗を問いかけ、本人が自己退職を選んだので、そのまま自己退職させました。お金は戻らず。
- ・ 直接
- ・ 指示、対応の仕方の問題でもあり、大きな問題でなかったため、担当者への事実報告のみとした。
- ・ 必要がないから
- ・ それほど大きな問題になっていない
- ・ プロジェクトの関係者であったので
- ・ 消去法
- ・ 会社で雇っているから

(具体的にとった対応方法)

- ・ それ以降、余程信頼のおける人間でない限り、メイドを呼ばなくても対処できるようにした。
- ・ 3度目の通告で解雇
- ・ 解雇
- ・ 何も無い
- ・ 状況説明と代替要員の手配依頼
- ・ 契約満期を待って契約打ち切り
- ・ 窃盗の際はスタッフから現地警察署へ報告はしました。相談はしてませんが。
- ・ 訴え運転手変更
- ・ 本人と話す
- ・ 再度教え込み
- ・ 警察への相談
- ・ お辞め頂く

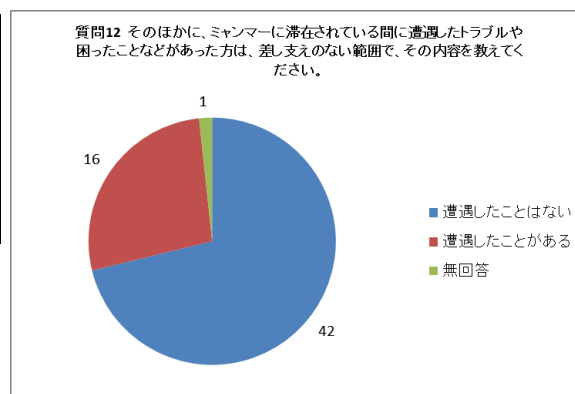
(弁護士の必要性の有無・その理由)

- ・ 本事案は弁護士に相談するまでもなかった
- ・ 相談料をロスするだけです。
- ・ 無し
- ・ 個人的な感情ではなく、あくまで契約内容を理由に(価格・条件)を延長しなかったため特に弁護士は不要と判断した。
- ・ 必要

- ・ 被害額が少額なので、弁護士さんをお願いするレベルではなかった。
- ・ 当地では日常茶飯事
- ・ なし。大きな問題ではなかったため。
- ・ 無
- ・ 今回は大きな問題ではないので不要。
- ・ 法律問題以前の問題なので弁護士に費用を掛けてまで相談したくない

質問 12 そのほか、ミャンマーに滞在されている間に遭遇したトラブルや困ったことなどがあつた方は、差し支えない範囲で、その内容を教えてください。

質問 12 そのほか、ミャンマーに滞在されている間に遭遇したトラブルや困ったことなどがあつた方は、差し支えない範囲で、その内容を教えてください。	人数
遭遇したことはない	42
遭遇したことがある	16
無回答	1



(トラブル・困ったことの内容)

- ・ スリ。バス内で財布をとられる
- ・ 納税の必要性の有無確認、納税手続き
- ・ ドル札がきれいでないを受け付けてもらえない / 1ドル紙幣が却下された (ピン札も) / レジとかに普通に横入りする (買う商品が少ないから先にいいでしょと当たり前のように入ってくる) / タクシーがめんどくさい (ぼったくる、乗車拒否する) / 夜中でもおかまいなしで、爆音を漏らしながら、自宅でカラオケをしている / 子供の偽坊主にお金をたかれら拒否したら FUCK YOU と言われる (サクラタワー周辺) / ホテルのチェックインやチェックアウトがやたらと長い / 全体的にモラルや道徳といった部分の教育が必要だと思う
- ・ 交通事故、社用車にひっかき傷を5度に渡りつけられた。
- ・ 体調を崩した際に安心してかかれる医療機関が少ないこと
- ・ ひったくり
- ・ 従業員のストライキ。
- ・ 事務所賃貸料の支払い
- ・ 社員に15万円ほどのお金を盗まれた。
- ・ オフィス入居一週間前に、ホテルにするから入居できないと言われた。多額の内装工事費の返還をめくり裁判直前までいったが、最終的には和解 (というか泣き寝入りに近い)
- ・ 滞在ビザ更新 当局対応が遅くビザ切れ状態

- ・ 交通事故
- ・ ミャンマー人の発言や行動が信用できない。(不確実)
- ・ 医療問題
- ・ 契約内容を守らない

(その際の相談先)

- ・ 現地の税理士・会計士事務所
- ・ 保険会社，現地の警察など現地政府機関
- ・ 保険会社，現地のコンサルタント
- ・ 無
- ・ 勤務先，現地の警察など現地政府機関，現地のコンサルタント，現地資格の弁護士，日本大使館，現地JETRO事務所，現地にいる日本法弁護士，現地の法律専門家，政府の役員
- ・ 現地のコンサルタント，現地の税理士・会計士事務所
- ・ なし
- ・ 現地資格の弁護士，日本大使館，現地JETRO事務所，現地にいる日本法弁護士
- ・ 勤務先
- ・ 勤務先，SOS病院
- ・ 現地のコンサルタント
- ・ 勤務先，保険会社
- ・ ミャンマー人の友人

(その相談先を選んだ理由)

- ・ 会計の委託先
- ・ 保険対象の車だったので、保険会社と対応した。警察には被害届のため、相談すべきと思った。
- ・ 裁判となり、倒産の危機に直面したため。
- ・ 比較的信頼のおける外資系の法律事務所、会計士事務所であるため
- ・ 盗んだ相手もわからないし、証拠もないため。
- ・ 他に選択肢はない
- ・ 勤務先から要請
- ・ 会社のマニュアル
- ・ 緊急性のある問題であった
- ・ 消去法

(具体的にとった対応方法)

- ・ お金はすられたが、別のヒトから財布があることを連絡あり
- ・ 税務署に問合せ

- ・ 保険会社に事故について説明、その後、保険金の処理を行ってくれた。警察には被害を届けたものの、内容について記録はしてくれたものの、その後のアクションは全く見られなかった。
- ・ 最終の裁判の判決まで、残った従業員と企業を守った。
- ・ 意見書の取得
- ・ 盗まれないように金庫を購入した。身元のしっかりした社員を採用する。
- ・ 粘り強く長期間にわたる交渉
- ・ 当局コネクションある人物に相談
- ・ 事故の相手とは示談
- ・ 保険会社に指示を仰いだ
- ・ 損害の発生する前に仕事を止めた

(弁護士の必要性の有無・その理由)

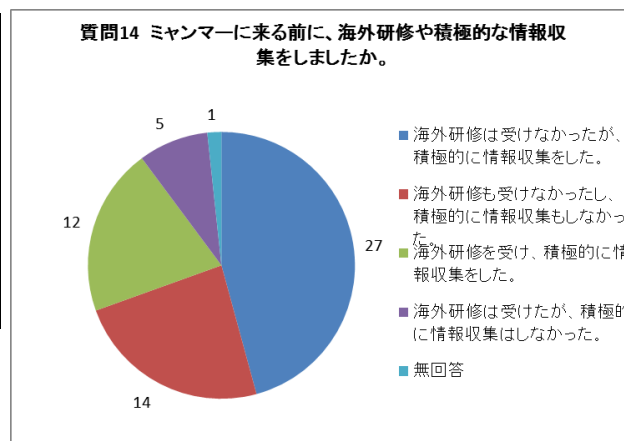
- ・ 制度、法律が頻繁に変わるため、一般人では把握しきれない。
- ・ 法整備が不十分なところがあり、進出した企業に対しての冷遇があったため、弁護士との相談が必須で、国際法に基づいた考え方が必要であった。
- ・ 現地法に精通し、企業実務を理解する弁護士及び会計士の必要性が高い。
法令規則上、明文化されていない点も多く存在し、現地法と企業実務の双方から論点を整理し助言を行うことのできる弁護士や会計士が必要であるため。
- ・ 相談料をロスするだけです。
- ・ 要
- ・ 当地では法的観念が根付いていない
- ・ こじれた場合は必要
- ・ 今回は医療の問題であり、不要。
- ・ 仮に裁判で勝っても、何も取れないので弁護士や裁判に訴えるのは時間と経費の無駄

質問 13 ミャンマーで、トラブルなどに遭わないよう気をつけている方は、どのように気をつけているか教えてください。

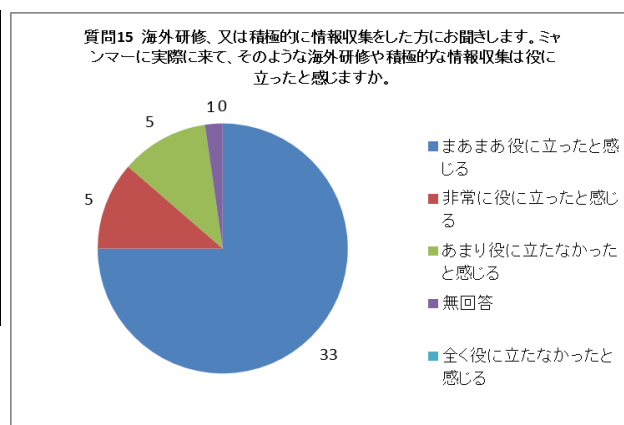
- ・ 夜出歩かない、人込みは避ける。
- ・ トラブルとなるような状況に陥らない、近寄らないのが一番だと思う
- ・ 常に現地社員と緊密なコミュニケーションをとること。
- ・ ミャンマー人の気質を理解し、お互いに上手くいくようにしている
- ・ 大っぴらにはしゃいだり騒いだりしない。
- ・ 特に無し
- ・ 持ち物をしっかりガードする
- ・ 気をつけていてもトラブルは頻発します。

- ・ スリ等に会わないように身の回りの品には気をつけたり、夜間の 1 人歩きなどはしないなど。
- ・ 誠意をもって丁寧な対応を心がけ、日本人のみならず現地の人から恨みを買わないよう行動する。感染症疾患（デング熱、マラリア、A 型肝炎、狂犬病、破傷風等）に罹患しないよう生活すること及び A 型・B 型肝炎、狂犬病、破傷風、デング熱等の予防接種を受ける。
- ・ 相手を思いやること、罵倒するような発言はしないこと、危険な場所に近づかないこと
- ・ あまり派手に遊び回らない。
- ・ 酔っぱらうまでお酒を飲まない。大金を持たないようにしている。
- ・ ある程度のリスクは覚悟しているし、リスクを避けたいのならミャンマーに来ない方が良くと思うだけで、対策はとっていない。
- ・ なるべく現地スタッフと一緒に動き、ミャンマーの習慣に反するようなことはしないようにしている。
- ・ 財布を外に出さない
- ・ 歓楽街などには、一人でいかない。高額な現金を持ち歩かない。など
- ・ ある程度のレベル以上はあきらめる事が必要、日本の常識を持ち込まない
- ・ ミャンマーの伝統・文化を尊重する気持ちを持って生活する
- ・ 現地スタッフとは一定の距離を置く。ドライバーのプライベートに興味持たない。ミャンマー人の友人を持たない。
- ・ 危うきに近づかず、喧嘩など起こさない事でしょうか。
- ・ タクシー、渋滞を避ける。ローカルレストラン等には行かない。
- ・ 特になし
- ・ 自分で自分の身を守り当地の流儀の中で自分で考え解決
- ・ 節度ある行動を心掛ける
- ・ 間にミャンマー人を入れて、意思疎通をしっかり行う。
- ・ 衛生面で、それなりのところで買い物、食事するようにしている
- ・ 業務に関しては、信頼のある取引先や人間とのみ行う
- ・ 相手に依存しすぎない、多くの現金を持たない
- ・ 空気を読むこと
- ・ 信頼できるミャンマー人の紹介を重視する
- ・ 特になし
- ・ ミャンマーの法律の理解を深めること、法律運用の実態を理解しておくこと、政府当局との関係を構築しておくこと、ミャンマーが国際常識に疎いことを理解しておくこと
- ・ 未知の場所には単独で行かない。

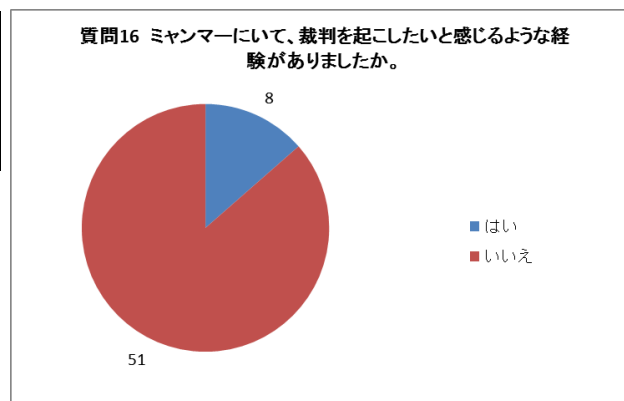
質問 14 ミャンマーに来る前に、海外研修や積極的な情報収集をしましたか。	人数
海外研修は受けなかったが、積極的に情報収集をした。	27
海外研修も受けなかったし、積極的に情報収集もしなかった。	14
海外研修を受け、積極的に情報収集をした。	12
海外研修は受けたが、積極的に情報収集はしなかった。	5
無回答	1



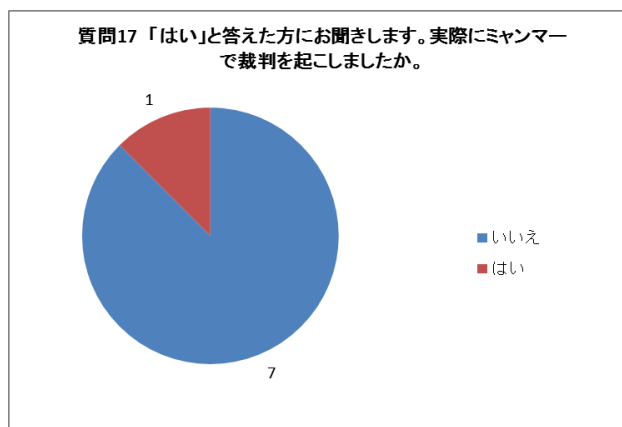
質問 15 海外研修、又は積極的に情報収集をした方にお聞きします。ミャンマーに実際に来て、そのような海外研修や積極的な情報収集は役に立ったと感じますか。	人数
まあまあ役に立ったと感じる	33
非常に役に立ったと感じる	5
あまり役に立たなかったと感じる	5
無回答	1
全く役に立たなかったと感じる	0



質問 16 ミャンマーにおいて、裁判を起こしたいと感じるような経験がありましたか。	人数
はい	8
いいえ	51



質問 17 「はい」と答えた方にお聞きします。実際にミャンマーで裁判を起こしましたか。	人数
いいえ	7
はい	1



質問 18 「質問 17 実際にミャンマーで裁判を起こしましたか。」に「はい」と答えた方にお聞きします。以下の事項を教えてください。

(起こした裁判の内容)

- ・ 従業員からの、営業妨害行為を提訴しました。

(相談先)

回答なし

質問 19 「質問 17 実際にミャンマーで裁判を起こしましたか。」に「いいえ」と答えた方にお聞きします。以下の事項を教えてください。

(トラブルの内容) 質問 9、11、12 で回答されたものと同じの場合、その旨ご記載下さい。

- ・ 質問 9 と同じです
[質問 9 お金(大金です)をだまし取られた。完全な詐欺です。しかし、訴えると逆恨みで殺される危険があるしミャンマーの裁判が信用できない。]
- ・ 1) 業務上の官庁の不合理な対応
2) 業務上の取引先 (V E N D O R) の契約不履行
- ・ 同一
[質問 11 連絡なしに帰る・来なくなる、分かっていないのに OK という
質問 12 オフィス入居一週間前に、ホテルにするから入居できないと言われた。多額の内装工事費の返還をめぐり裁判直前までいったが、最終的には和解(というか泣き寝入りに近い)]
- ・ 税金の 2 重徴税、債権未回収
- ・ 前渡金を支払ったのに商品を提供しない(相談を受けた例)

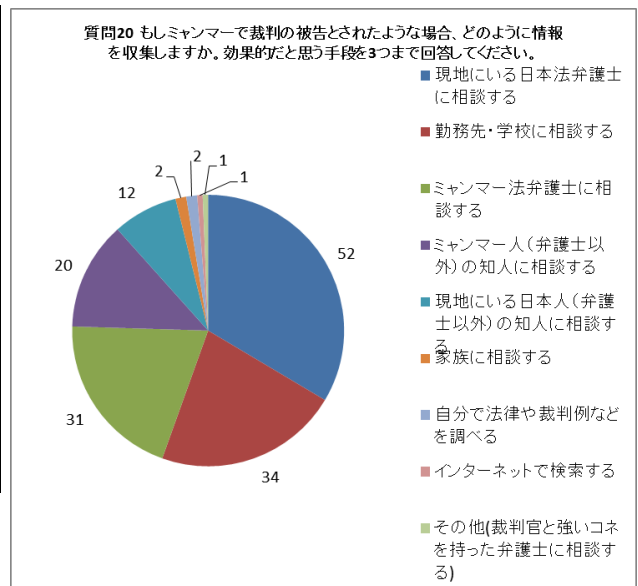
(相談先)

- ・ 知人のミャンマー在住の外国人弁護士
- ・ JVパートナー、本社、
- ・ 相談なし
- ・ 無し
- ・ ミャンマーの信頼できる法律家

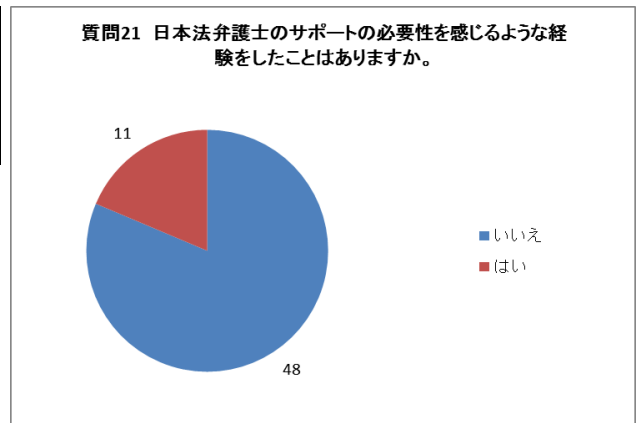
(裁判を起こさなかった理由)

- ・ 弁護士に「裁判を起こさない方が良い」とアドバイスがあったため。
- ・ ミャンマーの裁判所を信用していないため
- ・ 外国企業はミャンマー国内で裁判を起こしても必ず負けると聞いたから
- ・ ミャンマー政府、地場有力財閥が相手であったため。裁判の手続き及び効力が不明。
- ・ 相談に来た方がミャンマー法に基づく契約書を作成していなかったため裁判でも勝てそうもなかったし、勝っても何も取れそうになかったから。

質問 20 もしミャンマーで裁判の被告とされたような場合、どのように情報を収集しますか。効果的だと思う手段を3つまで回答してください。	人数
現地にいる日本法弁護士に相談する	52
勤務先・学校に相談する	34
ミャンマー法弁護士に相談する	31
ミャンマー人(弁護士以外)の知人に相談する	20
現地にいる日本人(弁護士以外)の知人に相談する	12
家族に相談する	2
自分で法律や裁判例などを調べる	2
インターネットで検索する	1
その他(裁判官と強いコネを持った弁護士に相談する)	1



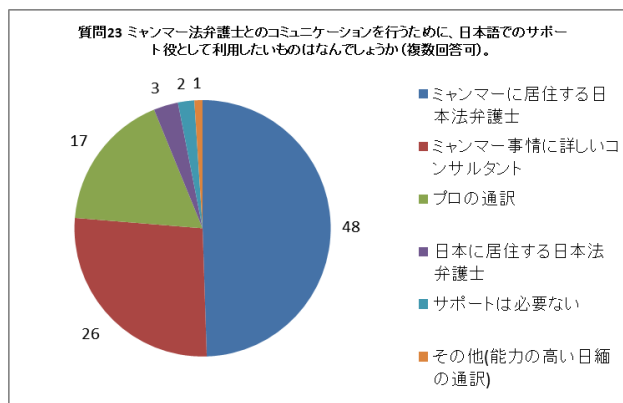
質問 21 日本法弁護士のサポートの必要性を感じるような経験をしたことはありますか。	人数
いいえ	48
はい	11



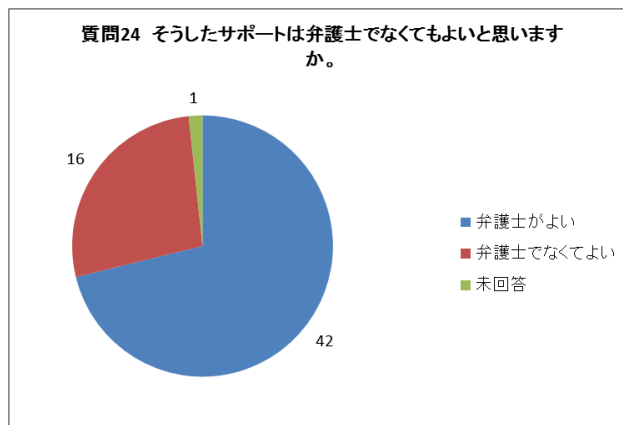
質問 22 「質問 21 日本法弁護士のサポートの必要性を感じるような経験をしたことはありますか。」に「はい」と答えた方にお聞きします。どのような問題が起きたときに、日本法弁護士の必要性を感じたのか具体的エピソードを教えてください。

- ・ お客様との業務上のトラブル
- ・ VISA 更新に必要な書類を申請しても当局から発行されない場合
- ・ ストライキによる工場封鎖を受けたため、早期解決を求めて相談。
- ・ 契約書の確認等
- ・ stay permit の取得時。
- ・ ミャンマーの弁護士は権力はなく基本役に立たないため
- ・ 日本の例を参考にしたいと感じたから
- ・ 経歴詐称
- ・ 労務人事その他の業務で法律が判らない時。
- ・ 投資法などの法律の改訂の情報や、改訂内容の解釈について
- ・ 日本語での正確な情報、対応方法などを把握したい場合

質問 23 ミャンマー法弁護士とのコミュニケーションを行うために、日本語でのサポート役として利用したいものはなんですか(複数回答可)。	人数
ミャンマーに居住する日本法弁護士	48
ミャンマー事情に詳しいコンサルタント	26
プロの通訳	17
日本に居住する日本法弁護士	3
サポートは必要ない	2
その他(能力の高い日緬の通訳)	1



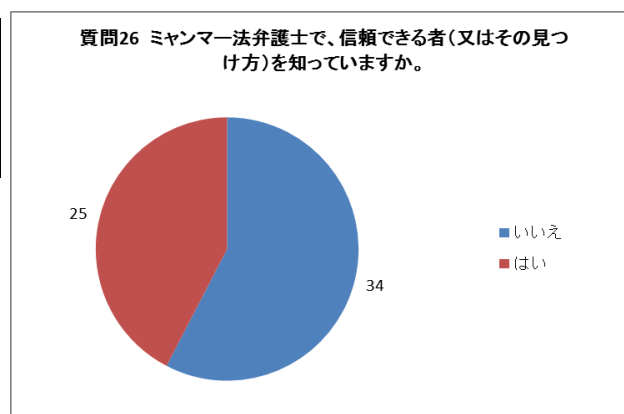
質問 24 そうしたサポートは弁護士でなくてもよいと思いますか。	人数
弁護士がよい	42
弁護士でなくてよい	16
未回答	1



質問 25 ミャンマー法弁護士とのコミュニケーションを行うための、日本語でのサポート役が「弁護士でなくてよい」と回答された方は、その理由を教えてください。

- ・ 特に無し
- ・ ミャンマー法における適切な判断が必要であると思うので。
- ・ コスト
- ・ 法令規則の解釈だけでは具体的な解決策が得られないこともあるため、助言者が必ずしも弁護士でなければいけないということないため。
- ・ あてになるのか不明
- ・ 日本は何事もきっちり進めて行くが、東南アジアではそれが通用しないので、一概にきっちり進めて行くことが正しいとは言えないため、現地人弁護士の意見が一番重要と思います。
- ・ 法律が整備されていないし、弁護士・裁判官のモラルが低いので、ミャンマーの警察高官やミャンマー人の権力者が良い
- ・ 過何らずしも弁護士でなくても良いと考えています。
- ・ 未だ必要と感じた経験がないから
- ・ 弁護士の場合、費用が倍になるなどコスト的に困難があることを予想します。
- ・ 弁護士がベターだが、弁護士よりも効果効率的に課題解決できるのであれば、必ずしも弁護士であることにこだわらないため。
- ・ 事情に詳しい現地人に相談している
- ・ ミャンマーに駐在している日本人弁護士は事業の世界を知らなさ過ぎるから。

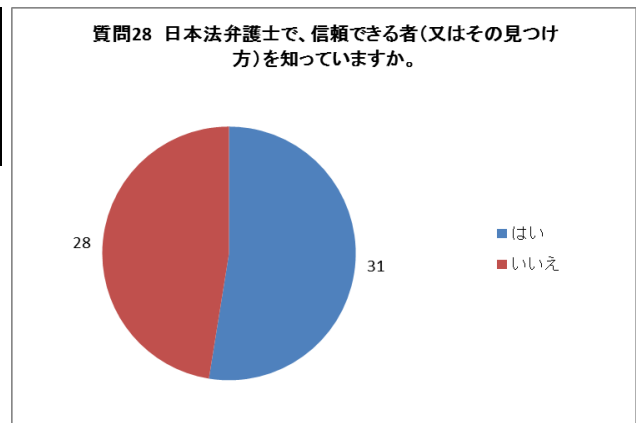
質問 26 ミャンマー法弁護士で、信頼できる者(又はその見つけ方)を知っていますか。	人数
いいえ	34
はい	25



質問 27 「質問 26 ミャンマー法弁護士で、信頼できる者（又はその見つけ方）を知っていますか。」に「はい」と答えた方は、どのようにして、信頼できる弁護士（又はその見つけ方）を知るに至ったのか教えてください。

- ・ 日本人コミュニティ
- ・ 現地の信頼できる人からの紹介
- ・ 現在お願いしている、日系コンサル事務所にミャンマー人弁護士がいる
- ・ 会社が Retain している
- ・ 小生が昨年 10 月に来緬する前から、当該弁護士に相談していた
- ・ 支店設立時に調べたので
- ・ 知人からの紹介
- ・ 当地にある日本の弁護士事務所相談する。
- ・ ミャンマー人の知人を經由して紹介してもらう。
- ・ 現在勤務している現地法人には約 600 名のミャンマー人スタッフがあり、その幹部は元役人または軍出身であり、彼らのネットワークを用いれば、個別の事案に応じ適切な手段を探すことは容易である為。
また、外部にも信頼できるミャンマー人有力者は多数おり、相談が可能な為。
- ・ J E T R O , 商工会議所の紹介
- ・ 自分で面談し、課題を与えて、評価した。
- ・ セミナーに参加
- ・ 社内で雇用している法律精通者を通じて
- ・ 日本の弁護士事務所からの紹介
- ・ 勤務先
- ・ 商工会活動
- ・ 日本の弁護士事務所からの紹介
- ・ 会計会社（コンサルタント）からの紹介
- ・ ミャンマーでの人脈による
- ・ 初めてミャンマーを訪れた 1994 年当時の大臣、極めて構成で弁護士事務所も運営している
- ・ 会社で顧問契約している法律事務所があります。

質問 28 日本法弁護士で、信頼できる者(又はその見つけ方)を知っていますか。	人数
はい	31
いいえ	28

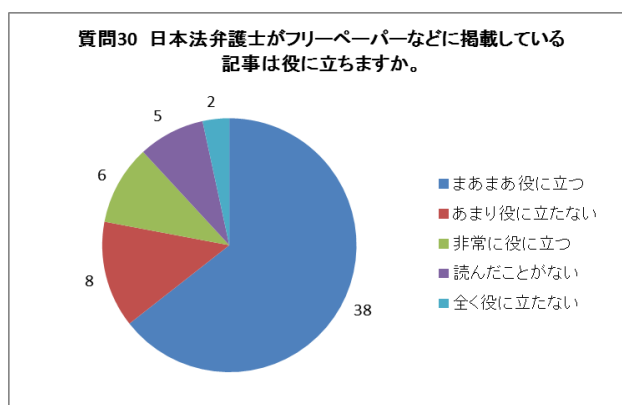


質問 29 「質問 28 日本法弁護士で、信頼できる者(又はその見つけ方)を知っていますか。」に「はい」と答えた方は、どのようにして、信頼できる弁護士(又はその見つけ方)を知るに至ったのか教えてください。

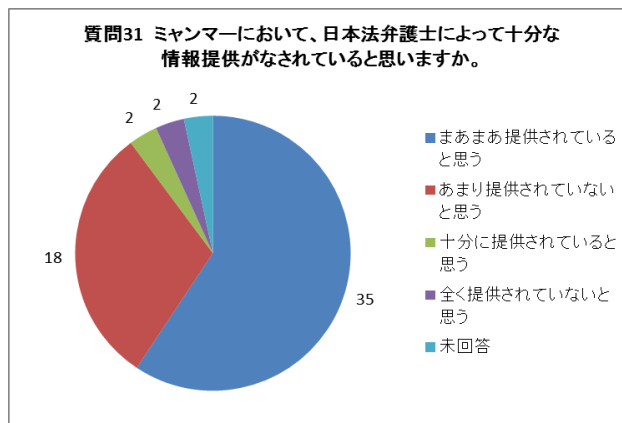
- ・ 会合などで知り合う
- ・ 普段のお付き合い
- ・ 日本人の知人に聞く
- ・ JCCM の会合、大学同窓生の懇親会等を通じて
- ・ おつきあいのある、日系の法律事務所がある
- ・ 同じアパートの住人
- ・ 小生来緬前より、当該弁護士と当社の付き合いあり
- ・ 勤務先の顧問弁護士
- ・ 知人の紹介
- ・ 勤務先からの紹介。
- ・ 商工会議所会員企業の口コミ、会社で取引のある法律事務所への依頼。
- ・ 情報誌や交流会
- ・ フリー雑誌又は、日本からの紹介等
- ・ ミャンマー商工会並びに日本人会に登録している為。
- ・ J E T R O / 商工会議所の紹介
- ・ 企業向けの弁護士サービスを展開している
- ・ 紹介、面談、
- ・ JCCM
- ・ 業務関係の構築によるもの
- ・ 勤務先
- ・ 業務でのお付き合い
- ・ 会社関係

- ・ 大手弁護士事務所との面談
- ・ 本社（日本）からの紹介
- ・ 現地での日本語フリーペーパーやセミナー参加を通じて
- ・ ミャンマーでの人脈による
- ・ 仕事の関係
- ・ JCCM での活動を通じて信頼できる弁護士を認識した。
- ・ 会社で顧問契約している法律事務所があります。

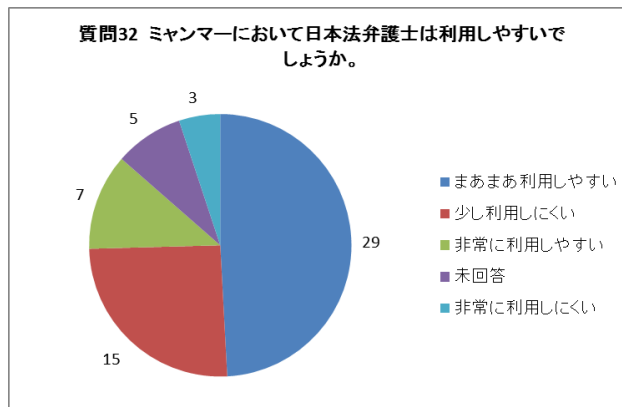
質問 30 日本法弁護士がフリーペーパーなどに掲載している記事は役に立ちますか。	人数
まあまあ役に立つ	38
あまり役に立たない	8
非常に役に立つ	6
読んだことがない	5
全く役に立たない	2



質問 31 ミャンマーにおいて、日本法弁護士によって十分な情報提供がなされていると思いますか。	人数
まあまあ提供されていると思う	35
あまり提供されていないと思う	18
十分に提供されていると思う	2
全く提供されていないと思う	2
未回答	2



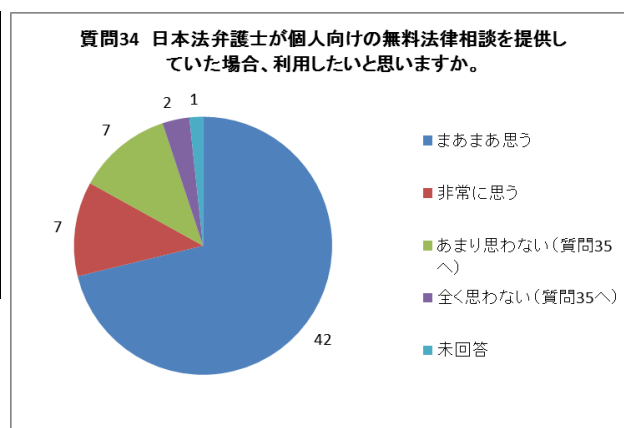
質問 32 ミャンマーにおいて日本法弁護士は利用しやすいでしょうか。	人数
まあまあ利用しやすい	29
少し利用しにくい	15
非常に利用しやすい	7
未回答	5
非常に利用しにくい	3



質問 33 質問 32 で、日本法弁護士の利用しにくさを感じた方にお聞きします。どうしたらマンマーにおいて日本法弁護士が利用しやすくなると思いますか。

- ・ 必要と感じていないので不明
- ・ 以前の勤務地では、顧問契約の弁護士がおり、気軽に相談できた。事業規模の問題あり、当地では現状難しい。
- ・ 料金体系が明確である
- ・ 現地法人とのコンサル料の差が大きい。
- ・ 相談先と時間の明確化
- ・ 法整備が不十分で、担当する人により、法の解釈が大きく違います。そのことを十分に理解する必要があります。
- ・ 値段が高い。
- ・ 外国人弁護士はマンマーで弁護士活動できないのと法が整備されていないのに弁護士がいても意味がないです。（まだ暫くは権力とお金が支配する国ですね）
- ・ 利用しにくいとかではなく、弁護士となると敷居は高い気がするし、弁護士に行きつくまでのトラブルになるのは、最終段階だと感じているだけです。
- ・ 相談しやすい雰囲気を作る事が必要。弁護士事務所個別に実施するのではなく、大使館 / JETRO / JCCM 等が主導となり、共通の窓口を設置する
- ・ 弁護士イコール有料、しかも高額という印象。
現地法人ではなく支店の場合、日本の本社への伺いが必要であり、費用捻出を含めて問題即相談が難しい。
- ・ どう連絡すべきか悩む為
- ・ ウェブからの情報収集で間に合わせたいが、情報が少ない
- ・ 費用が高いと思われる
- ・ 高過ぎるので料金を下げては如何？後ろ向き案件にお金と時間を費やすよりは新しい案件を追いかける方が得策。

質問 34 日本法弁護士が個人向けの無料法律相談を提供していた場合、利用したいと思いますか。	人数
まあまあ思う	42
非常に思う	7
あまり思わない(質問 35 へ)	7
全く思わない(質問 35 へ)	2
未回答	1



質問 35 「質問 34 日本法弁護士が個人向けの無料法律相談を提供していた場合、利用したいと思いませんか。」に「利用したいと思わない」と答えた方にお聞きします。なぜ利用したいと思わないのでしょうか。

- ・ 必要と感じたことが無い
- ・ そこまでに至っていない
- ・ 現状、必要無
- ・ 現状課題がなく、必要がないため
- ・ 何度も同じことになりませんが、気休めにしかならないので。
但し、契約書作成など簡単なリーガルサービスはリーズナブルであれば利用しますが、その場合でも、ミャンマー人弁護士の方がリーズナブルです。
- ・ 現状、相談するほどの問題がない。
- ・ 当地で法的解決に持ち込むのは一般的ではないと思うため
- ・ 実業の世界もミャンマー法も知らない弁護士に詳しい経緯を説明しても理解して貰えそうもないから。

質問 36 2016 年春の政権交代により、変わったと思うことがあれば教えてください。

- ・ 特になし
- ・ 海外企業による投資（検討も含め）は増えていると思う
- ・ 輸入手続きにより手間がかかるようになった。
- ・ インフレ、賃金上昇
- ・ 法律改正の動きが活発になってきたこと
- ・ 国民が明るくなった
- ・ 昨年 10 月に来緬したため、違いを感じられない
- ・ 進出企業にとっては、逆風となった。
- ・ あまり無い。
- ・ 公共交通（バス）が再編成されたこと。
- ・ 公共事業の入札の方法が変わった（当たり前のレベルに近づいている）
- ・ 大都市の人口が増えた。物価が上がった。
- ・ 経済開発の遅延。
- ・ 賄賂が減った。
- ・ あまり変わっていない。
- ・ 1 年未満の滞在です。申し訳ありません。
- ・ 物価・人件費の上昇、貧富の格差、治安の悪化、渋滞の慢性化
- ・ インフラビジネスがスローになった
- ・ 意思決定が遅くなった。各省庁の権限が低下した。ミャンマー人のモラルが低下した。日本

より中国、韓国との関係が強くなった。

- ・ 政府関係者へ簡単なお土産を渡す際に確認をされるようになった。
- ・ 音楽が良くなった
- ・ 目に見えて感じない
- ・ ビジネス環境が大きく変わった。
- ・ 決めることが遅くなった。
- ・ 今までグレーだった各種税金の納税が厳しくなった
- ・ なし
- ・ 行政の意思決定の遅れ
- ・ 停滞、無能な政治家のパフォーマンスだらけ、個人崇拜
- ・ 実質的にはあまり変わっていない様に思える
- ・ 発展（建設関連）、オープンな情報
- ・ 輸入手続き等混乱が多い
- ・ なし
- ・ 行政の停滞が著しい。基本的な経済政策が発表されないままその場しのぎの対応をしている。

質問 37 ミャンマーにおいて、腐敗を感じた経験がある方は、どのようなエピソードであったか具体的に教えてください。

- ・ 賄賂を要求された
- ・ 通関を早める時。
- ・ 出入国管理局員が自身の給与を少ないことを理由に、申請者に賄賂を要求してくる。警察が交通の取り締まりを行う際は、根拠が不明瞭（標識がきちんと掲示されていない）にも関わらず、交通違反をしたと主張し、免許を停止されたくなければ、賄賂を払えと要求される。
- ・ 経験なし
- ・ ヤンゴン空港から出国する際所持していたミャンマー通貨（本来は持ち出し禁止）を持ち出し出来ないの持ち出すならワイロをよこせと言われて止む無く支払った
- ・ 全てが汚職でまみれていること、何をすることもお金を要求される
- ・ 必要な腐敗（小額の賄賂）であり、逆に利用しやすかった。
- ・ 役所に申請に行ったら寄付を要求された。
- ・ 公務員が日常的に手数料名目で金員を要求してくること。
- ・ 軍人絡みのエージェントが居ること
- ・ 役人がアンダーテーブルを要求
- ・ 大きなものは特になし。
- ・ 自分で車を運転しているので、交通違反が賄賂で片付く。
- ・ 警察などは賄賂が横行している。特に下層階級はひどい。

- ・ 自分自身の経験ではないが、輸入手続きで税関職員が袖の下を求めてくるらしい
- ・ 銀行・公的機関は温床
- ・ 汚職・贈与
- ・ 特に無し
- ・ 結局、ミャンマー人も中国人の接待攻撃に弱い。
- ・ YCDC への申請、認可のスピードが違う
- ・ 小さいですが、食事や贈賄を直接的または間接的に求められる
- ・ 高官が土産に文句
- ・ 許認可取得時の関係省庁が無意味に多いことなど
- ・ 賄賂の要求
- ・ 税関での Tee money
- ・ なし
- ・ 税務当局の非道振り
- ・ 賄賂の請求
- ・ 役所でのアンダーテーブル要求
- ・ なし
- ・ 余り経験がない。

質問 38 ミャンマーで実務を行っている日本法弁護士に対するご意見のある方は、是非忌憚のないご意見をお寄せください。

- ・ 日系企業の役に立つサービスを提供いただいていると感じます
- ・ 特になし
- ・ 特にありません。
- ・ ミャンマーに限らず、東南アジアで裁判をした際、現地人には勝てない。
更に、料金は高い。
- ・ 法令情報の提供とコンサルに偏っている。政府の法改正支援・ロビーイングを行っているのはほんの一握りで、欧米系のプレゼンスが高い。
- ・ ミャンマーの法律で争っても意味がないので、ミャンマーに仲裁所を作るか、シンガポールなどに仲裁所でリーズナブルなサービスがあると良いのかと思う。
- ・ 親身さに欠ける気がする
- ・ 特に無し
- ・ 数少ない事例の中でも、真摯な対応をしてくれて情報も豊富な方がいる反面、有用な情報を持っていない方もいるのかと。
- ・ 非常に優秀で人間的にも頼れる方ばかり。ただ当地が法治国家になり法の概念が身に付かないと。。。 まだまだミャンマーが追いついていない状況
- ・ それぞれ特徴があり、みなさん熱心に対応されていると思う

- ・ なし
- ・ 「ナニワ金融道」の漫画を全巻読めば、少しは世の中の事が分かるのではないのでしょうか？
- ・ なし
- ・ JCCM 傘下企業に対してミャンマー法制度に関しての一般情報提供は積極的に行って欲しい。

以 上

別紙 9 日本企業を対象としたヒアリング調査の結果（2017 年度）

1. A 社

(1) 会社の概要

日系商社である。

私（ヒアリング回答者）は、ミャンマーには 2011 年より出張ベースで携わってきた。ミャンマーには、2017 年 4 月に赴任したため、2017 年 10 月（ヒアリング実施時点）で半年になる。ミャンマーでは、鉄鋼や食品、紙等を取り扱っている。内外の差別を感じることはあまりないが、Trading（商業）の取扱い等については差別を感じている。

中国での赴任が長い。中国では、現地に顧問の法律事務所を持ち、様々な分野で相談していた。ミャンマーではそうした顧問先は特に持っていない。タイにおいては、個別に相談することがよくある。

(2) 法的問題

現在は、駐在員事務所として活動しており、ヤンゴン事務所自体が契約主体になることは基本的にない。そのため、実務面で弁護士を必要とすることはあまりない。

(3) 日本弁護士の情報提供等

ミャンマーにおいては、何よりも様々な情報が不足していると感じる。弁護士や法律事務所が発信する情報ではないと思われるが、各種産業の様々な数字等統計情報の公表が非常に少ない。商社がビジネスを行うためにはそうした統計情報の公開が重要である。

また、法律に関連する情報提供も、不足していると感じる。近時、建築資材について外資系企業においても輸入が可能になったと理解しているが、かかる情報については、解禁されてから 3 週間ほど遅れて知るに至った。その結果、本社への報告もかなり遅くなってしまい、説明に苦慮することがあった。

法律事務所のウェブサイト等には公開されているのかもしれないが、定期的に法律事務所へアクセスして情報を得るようなことは基本的にできないので、自分からアクセスせずとも情報が受信できるような環境があると良いと感じる。

2. B社

(1) 会社の概要

建設資材のレンタル・販売、仮設図面の CAD 作成等を主たる事業としている。従来、CAD 作成を現地法人において実施してきたが、建設資材のレンタルを実施するため支店を設置した。建設資材のレンタルには多額の初期投資が必要となるが、資本金から見た借入上限が設定されており、現地法人の資本金では不十分であったため、支店形式を採用した。

(2) 法的問題

ミャンマーに根付くことを目指しており、ミャンマーのローカル企業を相手に仕事をすることが多い。ローカル企業からは、リース料不払い等で問題とならないようデポジットを預かって仕事をしており、デフォルト時にはかかるデポジットからの強制的な回収を予定しており、極力訴訟等は避けられると考えている。ただ、大口顧客については、これから初めての回収時期を迎えることになるので、実際にどの程度スムーズに回収できるのか、まだわからない。

デポジットの一環として土地を担保に取り上げることがあるが、その真偽のほどを確認できておらず困っている。

労働者との契約については、毎年更新する方式を採用している。現地法人設置から 4~6 年たったところで、そろそろ上昇率が頭打ちになってくるころである。契約更新にあたっては、給与の上昇を強く要求することが多い印象を受けている。能力と比較してアンバランスになりつつあると感じており、ミャンマーで事業をやるメリットが薄くなってきていると感じる。

(3) 日本弁護士の情報提供等

ア 新投資法の情報収集について

コンサル会社に相談したり、ミャンマー日本商工会で共有される情報や、コンサル会社や法律事務所が実施しているセミナーで情報を収集した。こうした情報提供は、概ね役に立っていると感じているが、正確なところがわからないと感じることもある。

イ 法律事務所等に求めること

当局の発言は、担当者毎に大きく異なることがあり、信用できないので、できるだけ高い authority とのコネクションが重要と感じる。

法律事務所等は、リスクを指摘するばかりで、プロジェクトとの関係で否定的な発言ばかり受けることがある。積極的な打開策を探る発言が欲しいと感じる。

ウ ミャンマーで不足を感じる点

何が良くて何が悪いが、明確な判断基準に欠けることがある。日本側としてとるべきリスクの判断に困ることがあるので、明確な基準がわかるようになると良いと感じる。

税務当局の運用は、改善の余地が大きいと感じる。利益を出してもいないのに納税義務があると指摘されることがあり、また担当者レベルでの発言がバラバラと感じる。

以 上

別紙 10 現地商工会議所及び日本人会へのアンケート集計結果(2016 年度調査)

現地商工会議所、ヤンゴン日本人会ネピドー日本人会へのアンケート（一部ヒアリング含む）の結果は、以下のとおりである¹。

質問の内容		ミャンマー 日本商工会議所	ヤンゴン 日本人会	ネピドー 日本人会
所属会員の規模 (名/社)	個人会員	13	1023	58
	企業会員	287	133	0
相談窓口	有無	なし	なし	なし
	その理由	需要なし JETRO・大使館 が弁護士事務所 をリテインして いる	需要なし	需要なし
	設置予定	なし	なし	なし
大使館 無料法律相談	協力	なし	あり	なし
	その理由	依頼なし（依頼 があれば検討）	会員に対して、 一般的な案内 （ウェブサイト に URL ² を掲 載）	なし

¹ ミャンマー日本商工会議所及びヤンゴン日本人会は 2016 年 5 月現在、ネピドー日本人会は 2017 年 2 月現在となる。

² <http://ygn-jpn-association.com/2016/01/01/free-legal-consultation/>

別紙11 大使館による無料法律相談に関するアンケート回答結果(2016年度)

アンケート事項

- 1 無料法律相談を開催している頻度及び場所
頻度：月（1）回
場所：在ミャンマー日本大使館
- 2 無料法律相談の形式・方法
相談方法：対面メールその他
1回の相談時間：30分～1時間
継続相談の可否：可
- 3 無料法律相談の周知方法
周知方法：大使館からのメール、日本人会会誌や当地無料情報誌への掲載等
- 4 無料法律相談に対応している日本法弁護士の数
名程度 / 受託先に任せている
- 5 無料法律相談に対応しているミャンマー法弁護士の数
名程度 / 受託先に任せている
- 6 1ヶ月の平均相談件数／開始以後の総数
1ヶ月（1）件程度
合計（11）件程度
- 7 無料法律相談において、多い分野の相談
起業関連 / 投資関連 / 取引関連 / 貿易関連 / 労務関連
債権回収関連 / 撤退関連
その他（）
- 8 無料法律相談後の対応
受託先に任せている /
- 9 今後の継続の見通し
 / 今年度の結果次第である / 今年度で終了
その他（）

別紙 12 日本企業及び日本人をサポートする機関・団体からのヒアリング・アンケート

1 在ミャンマー大使館（経済・協力班）へのヒアリング（2016 年度）

在ミャンマー大使館（経済・協力班）に対して、ミャンマーにて実施している無料法律相談について、書面による実態調査（書面での回答は別紙 11 のとおり）及び対面でのヒアリング調査を実施した（2016 年度調査）。ヒアリング調査時に聴取した事項は、以下のとおりである。

(1) 無料法律相談について

ア 無料法律相談の概要

大使館での無料法律相談は、ミャンマーに限らず、各国で実施しているプロジェクトである。

イ 対象者

無料法律相談は、基本的に中小企業を対象に実施している。対象となる中小企業については、法律上の定義を利用し（資本金等を要件とする）、該当する企業のみを相談の対象者としている。ただし、該当性を厳密に調査し、相談を拒否するような運用は、現時点では行っていない。

ウ 相談内容

ミャンマー進出を希望する企業からの、進出に関わる種々の相談が主である。ミャンマー現地で相談を実施しているものの、出張ベースでミャンマーに視察に訪れ、その過程で無料法律相談を利用するケースが比較的多く見られる。現時点では、ミャンマー国外での広報はしていないものの、何らかのルートにより大使館の無料法律相談の存在を知り、相談に応募してくるのではないかとと思われる。

エ 現状での利用頻度

無料法律相談の実施開始から 1 ヶ月に 1 件程度の相談を受けていたが、（ヒアリング調査実施）前月には 1 ヶ月で 3 件ほどの相談を受けた。

オ 今後の展望

先日、2年度目の契約更新を完了しており、今後も外務省・大使館として予算が出る限りは継続したいと考えている。定期的に無料法律相談の広告を出して、告知を行っていくつもりであるが、基本的には無理のない範囲で実施していきたいと考えており、沢山の相談数を確保することが重要とは考えていない。

JETRO においても類似のサービスを提供していると理解しており、今後は、JETRO の相談とお互いに上手く役割分担できるようにしたいと考えている。JETRO の相談については、まさに進出最初期段階での情報提供を主とし、大使館の無料法律相談は、もう少し進出の検討が進んだ段階での相談を主とするような形になれば、両方で上手く役割分担ができるのではないかと考えている。

(2) 外国人弁護士規制について

正確に知っているわけではないが、オーストラリア弁護士が、ミャンマー国内のとある紛争関連案件において、依頼者の代理人として内容証明（に相当する通知）を送付したことがあり、ミャンマー弁護士がこうした動きを問題視することがあったと聞いている。外国弁護士に対する規制の動きについては、この一件により盛り上がったと聞いている。

もっとも、具体的な外国弁護士に対する規制について、現在どこまで具体化しているかどうかは把握していない。

(3) 日本人弁護士に期待すること

守秘義務に抵触しない範囲で、これまでの問題事例を共有・公開することができれば、他の企業等に役立つと考える。また、弁護士サイドにおいても、直面している難しい問題等を併せて共有して欲しい。もしより大きな力を動かさないと案件が進行しないと思った時は、大使館を頼ってもらっても良い。これまで、大臣クラスに話を持っていく、案件を進める助力をしたことがある。

また、法律事務所は、可能な限り一致団結して対応していただきたい。

その他、政府関係者とのコネクションはより強固にし、日本の法律や法律家に対する親近感を持ってもらえるようできる限りの努力をしてほしい。

2 在ミャンマー大使館（領事部）へのヒアリング（2016年度調査）

在ミャンマー大使館（領事部）には、主に在留邦人の問題等を調査するため対面でのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査時に聴取した事項は、以下のとおりである。

(1) 邦人支援体制

大使館では、安全の手引きを 1 年に 1 回発行し、大使館のウェブサイトダウンロードできるようにしている¹。内容としては、治安・防犯、医療・健康、緊急時の対応に大きく分けることができる。

その他、何かあればいつでも大使館で相談にのる体制はある。

(2) 邦人の直面する問題

犯罪被害等については、先の安全の手引きに複数の事例が載せられている。それとは別に、例えば次のような問題がある。

ア 事例 1：地下銀行 / 地下送金

ミャンマーは、（2016年10月までは）経済制裁対象国であったため、銀行送金、特に US ドルでの海外送金が難しいことが多かった。そこで、地下銀行の利用が横行していたが、この地下銀行を利用しての詐欺が時々見られていた。送金先として地下銀行を指定させ、送金資金とともにそのまま消えてしまう、というパターンである。

騙される企業の多くはミャンマーに進出したことがないか、あるいはほとんどミャンマーでのビジネスに経験がないような企業であり、進出済み企業が騙されるという話はあまり聞かない。

イ 事例 2：困窮邦人

ミャンマーでは、タイやフィリピン等と違って、困窮邦人の話はあまり聞かない。

ただし、過去に 1 名、困窮邦人ではないかと思われるような在留邦人がいたことがある。大使館として当該在留邦人の帰国を手助けしようと、航空

¹ <http://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/PDF%20file/honbun.pdf>

券も手配したが、予定されていたフライト日の直前にどこかに消えてしまった。年金受給の手続きもして、大使館にさえ来れば受領できるようにしたのだが、それも受け取りに来なかった。日本に帰国する事ができない事情があるのではないかと推測され、年金についても、そうした事情と関連して、警戒して受け取りに来ないのではないかと推測する。

ウ 事例 3：日本人による詐欺

数年前、ある在留邦人による日本人に対する詐欺が大きな問題になったことがある。ヤンゴンでも有数のオフィスビルに事務所を構え、投資詐欺を行っていたらしい。騙されるのは、初めてミャンマーに来たような日本人ばかりであったと聞いており、実際にミャンマーで活動している在留邦人が騙されたような話はほとんど聞いていない。

エ 事例 4：交通事故

ヤンゴンは交通事情が悪く、交通事故の問題を耳にすることが最も多いと感じる。

交通事故にあった際に警察を呼んだ場合、その根拠は明確には分からないが、事件処理のために一定の費用支払いが必要と言われている。費用支払いを避けるため、ミャンマー人は警察を呼ぶことを嫌がることもあるが、警察はきちんと呼んで対応するべきと考える。

警察を呼んだ場合、過失があるとされる人間は、警察に拘束されることになるが、被害者との示談が成立すれば身柄は解放される。そのような背景の下、日本人とミャンマー人が事故を起こしてミャンマー人が身柄拘束された場合、身柄拘束されたミャンマー人の一族が集まって、被害を受けた日本人を取り囲んで、示談書にサインを強要するというケースを何度も耳にしている。加害者との示談交渉に当たっては、警察の面前や、大きなホテルのロビー等、衆人環視の状況で実施するべきで、加害者の家や、小さなホテルで示談交渉するようなことは避けるべきである。また、信頼できる通訳を付けることも有効である。

オ 事例 5：通訳による詐欺

先ほど、通訳の重要性を説明したが、詐欺事件で間に入っているのは、通訳であることがよく見受けられる。間に入って双方から金を貰ってうまく立ち回るといふことがあるとも聞いている。日本語を話す人を安易に信頼す

ることは危険であり、適切なルート等を通じて信頼できる通訳を探しておくべきである。

カ 事例 6：裁判について

裁判になると出頭を確保するため、出国停止処分になる。日本人が、数年間もミャンマーを出国できなくなることを受け入れることは困難であり、相手方との示談が事実上強制される雰囲気となる。

また、外国人に対し公平な裁判を期待できる状況にはないと思われる。大使館として、迅速かつ公正にやってほしいとお願いすることはあるが、裁判の内容にまで踏み込んで圧力をかけるような事は難しい。また、賄賂は横行している模様である。

その他、証拠を少しずつ提出することで、手続きを遅延させる引き伸ばしもあると聞く。また、裁判手続きに通訳が来ない結果、当日の裁判手続きを延期させることもよくある模様である。

キ 事例 7：宗教への不敬

宗教に対する不敬は気を付ける必要がある。

ミャンマーでは、宗教に関わるものに対する不敬は犯罪とされる。

例えば、ニュージーランド人が、ブッダにヘッドフォンをかけてウェブサイトに掲載したところ、不敬であるとして懲役 3 年の有罪になったという事例がある。また、ミャンマーでは、路上等も含めて大きな音量で仏教の説法が流されていることがよくある。ある外国人が、当該説法がうるさいためスピーカーの電源を抜いたところ、懲役 3 ヶ月の有罪になったという事例もある。

ク 事例 8：女性に対する犯罪

ミャンマーでは女性に対する暴力や不敬は、特別な犯罪を構成するとされており、処罰も厳しい。大使館でも、ある日本人男性が、大使館の待機列で待っているミャンマー人女性に触れたとされ、割込みだと騒ぎ立てられ、騒動になったことがある。日本人は納得できない様子であったが、領事が直接その場に行き、その女性に謝罪するよう強く説得したことがある。

ケ 事例 9 : 国籍について

ミャンマーでは国籍の取得が極めて厳しく制限されており、日本人とミャンマー人のハーフであっても、ミャンマー国籍を取得する事ができず、日本国籍しか取得できない。ミャンマーで生まれ育ち、本人のアイデンティティがミャンマー人に親近感を持っている場合もあり、そのような場合にミャンマー国籍を取得できないのはかわいそうにも思う。

コ 事例 10 : タクシーとのトラブルについて

最近、タクシードライバーとのトラブルをよく聞く。特に、夜、酒を飲んでタクシーの運転手に対して横柄な態度を取り、結果としてトラブルになるということがある。

また、夜間のタクシーに乗車したところ、ドライバーに強姦されそうになったり、またトランクルームに仲間が潜んでいて強盗されるという事件を耳にしたこともあるため、夜間のタクシーには十分に気を付ける必要がある。Oway というタクシー会社の配車アプリがあるため、そうしたアプリを活用するのも手である。

サ 事例 11 : 国際結婚

ミャンマーでは、結婚・離婚に公的な手続きは存在せず、宗教的な権威者による署名によって成り立っている。

現在、仏教徒は裁判所がサインをしてくれるため日本人との結婚は可能だが、イスラム教徒、キリスト教徒についてはサインを拒否する実務慣行と聞いている。したがって、日本で婚姻届けを出すといった手続きが必要になってくる。

シ 事例 12 : 薬物問題

ヤンゴンを含め、ミャンマーでは粗悪な薬物を安価な値段で手に入れることができる。日本人を含め、そうした違法薬物に手を染める外国人もいると聞く。

(3) 日本人弁護士への期待

通常、大使館ではトラブルに対応できる弁護士リストを用意しているが、

ミャンマーでは個人への支援体制が整っていないと思われ、そのような弁護士リストを作成できていない。もし無料法律相談が実施できるのであれば、ミャンマーの在留邦人にとって有益と考える。

3 ヤンゴン日本人会へのヒアリング（2016年度調査）

2016年度における在留邦人を対象としたアンケートでは、十分な回答を得ることができなかつたため、隠れた問題を調査する事を目的として、ヤンゴン日本人会役員会の場に同席し、役員から意見を得る旨のヒアリング調査を行った。調査によって得た回答の概要は、以下のとおりである。

(1) 在留邦人個人についての問題

ア 交通事故

交通事故に関する問題は、頻繁に生じている。口頭で交渉を行い、その場で処理をするのがほとんどのケースである。人に当てて怪我がない場合に3万チャット、骨が折れた場合に20万チャット支払ったとの事例に接したことがある。

加害者となると、難しい対応を迫られる局面もある模様である。例えば、24時間以内に裁判するか、その場で示談するかしないとダメだ、等と脅され、無理やり書面を書かされることがある模様である。また、外国人と分かると周囲のミャンマー人が周りを取り囲んで、口々にまくし立てられることがあると聞いたことがある。

イ 賃貸借契約トラブル

不動産賃貸借契約を締結し、不動産を利用している途中において、賃貸人等から嫌がらせを受け、その結果退去を余儀なくされるという事例を耳にしたことがある。

ウ 結婚の難しさ

日本人を含む外国人とミャンマー人間の結婚に対し、ミャンマー政府は消極的立場を採用している模様である。

ミャンマーでは、結婚について、宗教毎に異なるルールが適用される。外国人との結婚を認めるかどうかについても、宗教毎の判断による。ミャンマーは、仏教徒が過半数を占める国ではあるが、キリスト教徒やイスラム教徒も相当数存在している。現在、日本人との結婚について、宗教によって、国内での結婚の可・不可が分かれており、仏教徒は婚姻の成立が可能だが、キリスト教徒やイスラム教徒では結婚契約書への承認のサインを得られない

と聞く（いずれの信者であれば結婚が可能であるのか、出席者間で不一致が見られた。もっとも、宗教により結婚が難しいというのは事実と思われる）。

エ その他親族関係

その他、日本で既に結婚している日本人が、ミャンマーで愛人を作った結果、その愛人から金銭的補償を求められるというケースがあると聞く。ミャンマーの国内法により、かような補償請求権が定められているらしい。

オ 教育

外国人が、公立学校に行くことが難しい状況にあると聞く。外国人にも門戸を広げたが、実際には前例がない状況という話も聞いたことがある（門戸が「一応」解放されているのか、そうでないのかという点において、出席者間で意見が不一致であった。しかし、外国人が公立学校に行くことが難しいという点では一致していた）。

(2) 日本人弁護士のニーズについて

（ある役員の強い意見）悪気がなくても、日本人個人が加害者になる事件はいつでも起き得る。現在進出している法律事務所のほとんどは、企業法務を専門にしており、そのような事件を担当できる日本人弁護士がほぼいない。日本人弁護士が、個人も対応できる体制を整えてもらえると、非常に心強い。

(3) 日本人弁護士の活用について

（当職より、日本人弁護士活用のため、何か日本人会において支援ができる体制にあるかを質問。例えば、無料法律相談会を実施することが考えられる等と説明）

日本人会として、責任を持つことが難しいため、実施の方法は十分に検討する必要がある。ただし、日本人弁護士として個人をサポートする必要性は認識しており、何らかの形でサポートしたいという思いはある。

4 ネピドー日本人会へのヒアリング

ミャンマーでは、軍事政権時代に、首都がヤンゴンからネピドー（Nay Pyi Taw）に遷都された。ネピドーは政治のために作られた人工都市であり、経済活動はあまり行われていない。しかし、近年、ネピドーにおいても日本人会ができ、活動しているとの情報を得たため、日本人会へのヒアリングを依頼し、実施した。

その概要は、以下のとおりである。

ネピドー日本人会では、現在 58 名が所属している。1 名が事業会社に所属している者で、残りは商社関係者か、JICA あるいは JICA のコンサルタント等である。

ネピドーでは、ほとんど自動車が走っていないこともあって、普通に生活している限り、交通事故はほぼ起きない。

まともな医療を受けられる機関が皆無であることが、大きな問題である。ヤンゴンの場合、レベルは低いものの、それなりの医療を受けられる病院はある。一方、ネピドーでは、そうした病院は一切ない。一応病院はあるが、熱が出れば風邪薬、腹痛があれば胃腸薬というレベルのものしかなく、まともな医療を受けることはできない。

その他、娯楽がほとんどないことも生活を難しくしている。娯楽が少ないと言われるミャンマーだが、ヤンゴンであれば、多少の娯楽はある。ネピドーにはゴルフ場程度しかなく、その他娯楽と言えるものは一切ない。

5 DICA ジャパンデスクへのヒアリング

前述のとおり、ミャンマーでは、現地法人及び支店の設置いずれにおいても、登記を経る必要がある。また、外国法人の場合、営業許可も取得しなければならない。かような登記及び営業許可は、投資・企業管理局（DICA）が直接の所轄官庁となる。

DICA には、JICA 及び JETRO からそれぞれ 1 名ずつ専門家が派遣され、ジャパンデスクが設けられている。そこで、A 氏（JETRO 派遣 Advisor）及び B 氏（JICA 派遣 Advisor）に対してヒアリングを行った。ヒアリングにおいて、聴取した事項は次のとおりである。

(1) ジャパンデスクについて

ア ジャパンデスクができた経緯

ミャンマーでは、2011 年に軍事政権から民政移管がなされ、諸外国からの投資が急増した。中でも、特に日本からの投資が大きく増えた。しかしながら、日本の場合、言葉の壁等があり、対応に困難を感じていることもあった。そのような中で、DICA 職員が、ヤンゴン国際空港で大使館参事官と話をする機会があり、ジャパンデスク設置の口頭での依頼がなされ、その後正式に政府間での依頼がなされた。その結果、2014 年 3 月に、JICA から 1 名、JETRO から 1 名、合わせて 2 名が派遣されるに至った。

イ JETRO 派遣 A 氏の略歴

公認会計士資格保有者である。2011 年まで、国内大手監査法人に所属して監査業務を行っていた。その後、大手会計事務所バンコク事務所に移籍し、主に日系企業の監査を担当、2012 年には、同法人のミャンマー事務所を再開させた。その後、JETRO に出向して、JETRO にて業務を行っていたが、2014 年 3 月のジャパンデスク設置に伴い、ジャパンデスクへの派遣要員として指名された。そこで、JETRO と契約を締結した上で、ジャパンデスクに出向することとなった。現在の契約は、2018 年 3 月まで残っており、少なくともそこまではジャパンデスクとして勤務し続ける予定である。

ウ JICA 派遣 B 氏の略歴

JICA の専門家スタッフであり、投資産業に関する分野で活躍し、OECD

案件等に携わってきた。これまでインドネシアに長期滞在していたほか、アジア・アフリカ地域で活躍してきた。2014年3月のジャパンデスク設置に伴い、ジャパンデスクに出向することとなった。現在の契約は、2017年3月まで残っており、少なくともそこまではジャパンデスクとして勤務し続ける予定である。

エ 日常業務

ジャパンデスクとしての中心的業務は、日本企業に対するアドバイスである。進出検討時、進出時、進出後、いずれにおいても相談を受けるが、その多くは、進出検討時及び進出時の相談である。

出向元であるJETROやJICAの業務も行っており、オブザーバーとしてDICAの審査業務等に関与することもある。

オ 相談方法

日本企業から、ジャパンデスクに直接連絡してくるのが、一般的な相談方法である。現在、ミャンマー・ジャポンに記事を連載しており、記事を見て相談に来ることもある。

その他、出向元であるJETROやJICAから紹介を受けることもあり、また、かつての勤務先である大手会計事務所から紹介を受けることもある。ユニークな例としては、DICA内部において、日本人が窓口に来ているから面倒を見てくれ、と声をかけられることもある。

カ 相談業務以外の業務

相談業務以外の業務としては、制度構築についてのサポート、イベントの企画等が挙げられる。

制度構築としては、例えば法律整備や下位法令整備等が挙げられる。また、イベントの企画としては、例えば、2015年秋に実施したマングレー投資フェア²が挙げられる。イベント企画に当たっては、日本企業だけを対象とすることはできないので、日本企業をメインターゲットにしつつも、各国からの参加も積極的に受け入れている。

² ミャンマー国ティラワ SEZ 管理委員会 能力向上支援プロジェクト JICA 専門家

キ 外部専門家の紹介

JETRO は、ミャンマービジネスに関する専門家リストを作成している。そのリストには、弁護士や会計士、コンサルタント等様々な専門家が記載されている。相談相手から専門家を紹介して欲しいという話があれば、このリストを渡して紹介している。もっとも、不公平が生じないように、具体的な相談先を指定して案内することではなく、リストの中から自己責任で判断してもらっている。

JICA では、政府機関にネットワークがある。政府機関や政府関係者へのネットワークの活用が必要であれば、JICA のネットワークで人を紹介することがある。民間の専門家を直接に紹介するということはない。

ク 1ヶ月の相談数

JETRO 派遣 A 氏の場合、リピーターを含めると1ヶ月で70から80件ほどの相談がある。

ケ 相談内容

MIC や会社設立等の手続関係の相談が多い。新政権になってどんな状況であるか、といった一般的情報収集に関する質問を受けることもある。

その他、税務、資金繰り等の金融関係の相談も時々ある。

労務関係の相談はあまりない。かつてはあったのだが、弁護士の数が増えたせいか、最近はほとんどなくなった。

紛争に関する相談を受けることもある。例えば、ミャンマーのローカルパートナーに出資をしたが、よく調べてみると出資がされていないというようなものや、持ち逃げされてしまったというようなものである。ジャパンデスクが、トラブル案件へのアドバイスをすることはできないので、具体的な解決策を提示することはできない。

(2) 日本法弁護士に望むこと

日本法弁護士が、法律の起草にもっと積極的に関与できると良い。

日本法弁護士は、法律起草のアドバイザーとして関与することはあるものの、中核的メンバーにはなっていないように思う。日本法弁護士は、そのような中核的メンバーになって欲しい。

現在の法律起草は、ミャンマーの実情を十分に理解しないまま、外国法をそ

のまま輸入しようとする例が散見される。一方、日本法弁護士は、ミャンマーで活躍している弁護士が何名もあり、実際のミャンマーの状況を良く見知っていると思う。そうしたミャンマーをよく知る日本法弁護士に、ミャンマーにあった法律起草を行ってほしい。

どうすれば関与できるかだが、日本法弁護士が、国際弁護士グループの中心メンバーとなる、というのは一案ではないだろうか。法律起草に際し、日本法弁護士だけをターゲットとして法律起草の援助を依頼することは、難しいと思う。しかし、国際弁護士を束ねる組織があれば、そうした組織に法律起草支援を依頼できるかもしれない。その中心に日本法弁護士がいれば、結果として日本法弁護士が大きな発言力を持って起草作業が進められる。

(3) 法的安定性

かなり不安定である。予測可能性が非常に低く、これまで常識だと思っていたことが、突然覆されることがある。そのギャップも大きい。

(4) 在外公館について

ア 横の連携

JICA や JETRO、大使館等と横のつながりがある。主に、日本ミャンマー共同イニシアティブで、日本側及びミャンマー側の官民挙げて協力体制が敷かれている。

イ 大使館実施の無料法律相談

具体的な連携があるわけではないが、必要なら案内は行う。大使館及び JICA のいずれも外務省下の組織であり、特に横のつながりがある。無料法律相談の実施検討時期に、「無料法律相談を立ち上げたいが、どのような内容でやったら良いか」という相談を受けたことがある。

なお、JETRO でも法律事務所とリテナー契約を締結し、中小企業を中心に、法律相談の案内を行っているようである³。

³ 後記 7 参照。

(5) 汚職について

それほど多くはないが、時々聞くことがある。DICA 内部でも、書類申請を受領してもらえず、暗に金銭を要求された、というクレームを受けたことがある。ただし、こうした汚職の被害を受けやすいのは、主に小規模な企業だと思う。

(6) その他

現在、改正作業が進められている会社法については、2016 年内に成立と言われている⁴。ただし、政権交代に伴い、新政権による全体的な見直しの流れが進んでいる。会社法についても、改めて見直しする流れが生じないとは言い切れない。

⁴ その後、2017 年 12 月に成立した。

6 ティラワ経済特区管理委員会所属 JICA 専門家へのヒアリング

既述のとおり、ミャンマーには 3 箇所の経済特区があり、外国投資家は、経済特区の特別な投資許可を得ることができる。現在は、ティラワ経済特区のみが開業している。ティラワ経済特区には、JICA から日本人専門家⁵が派遣されていることから、同専門家 C 氏に対するヒアリングを実施した。

(1) ティラワ経済特区管理委員会について

ア C 氏の略歴

アジア地域の経済特区を専門とするコンサルタントとして活動してきた。カンボジアにおける円借款での経済特区プロジェクトでは、事前調査の時点から経済特区立ち上げに関与した。また、ラオスでも経済特区に関与した。主に、経済特区の制度設計や法律整備を専門としている。

なお、カンボジアでの経済特区立ち上げに当たっては、日本の大手法律事務所から、意見を貰う等、協力してもらったこともある。

イ C 氏ティラワ経済特区への派遣にいたる経緯

2011 年の民政移管後、テイン・セイン元大統領を中心とした政権与党が、外資誘致のために、経済特区に重点を置く旨の方針を打ち出した。

そこで、曖昧な規定に終始している旧経済特区法を、国際的に通用するような経済特区法へと改正したいという動きが高まった。日本は、有力な投資元国として期待されており、日本人でかつ経済特区を専門としてきた C 氏が自然と指名されるに至った。ミャンマー政府の指名を受け、C 氏はミャンマー政府と直接契約を締結し、経済特区設置に当たってのアドバイザーに就任した。

その後、経済特区についての政府関係者へのプレゼンテーション、経済特区法のドラフト作成等を行い、JICA 所属のアドバイザーという形に切り替わった。その後も経済特区法施行規則のドラフトや通知（Notification）、指導（Instruction）といった下位法令の作成にも携わっている。法令起草だけでなく、投資許可交付に関する審査業務にも携わっている。また、投資申請を検討する企業や、進出済み企業等から、相談を受けることもある。

⁵ ミャンマー国ティラワ SEZ 管理委員会 能力向上支援プロジェクト JICA 専門家（輸出入・税関・物流 / 投資審査・モニタリング担当）

ウ ワンストップサービスセンター（OSSC）について

ティラワ経済特区管理委員会には、ワンストップサービスセンターが設けられている。これは、12 省庁の一部機能をこの OSSC に集約させ、許認可関係の手続きを集約し、結果として経済特区外で必要とされる手続きをできるだけ簡素化しようというものである。

エ 日本企業からの相談

日本企業からは、ティラワ経済特区に関係する様々な質問が大量に寄せられる。本当に雑駁なことから大量の質問が寄せられるため、日々の業務に支障を来すほどである。もう少し、整理してから質問するようにして貰えると有難いと思っている。

なお、日々の業務として、日本企業だけを担当している訳ではない。他の国の企業の投資審査等も全て幅広く見てアドバイスを行っている。

日本企業から相談を受けた際、弁護士が必要な案件であれば、弁護士への相談を進めている。不公平な取扱いをするべきではないので、個別具体的に紹介するようなことは基本的にはしない。

オ ティラワ経済特区自身による弁護士の利用

アドバイザーとして、当地に駐在している弁護士を起用することが多い。

ティラワ経済特区では、経済特区法にあるとおり、管理委員会が幅広い権限・裁量を持って活動している。ティラワ経済特区では、ティラワ経済特区管理委員会から、様々な指導（Instruction）や通達（Notice/Notification）を公布している。そうした指導や通達をドラフトするのも私の仕事であるが、ドラフトの際に彼ら（日本法弁護士）の意見を得るようにしている。本文の下ドラフトは法律事務所に意見を貰い、アタッチメントを私が作成する、といった事もしたことがある。

(2) 弁護士としての活躍

弁護士としてミャンマーで活躍するためには、行政庁や立法府との人脈づくりが何よりも重要になると思う。この国は、まだ人的関係を中心に回る面があり、人脈の有無・多寡により、物事を円滑に進められるか大きな差があると考え

る。

また、ミャンマーに駐在して、ミャンマーでいわばボスのように振る舞って居座るということが、重要とも思う。駐在していること自体がアセットであろう。

その他、ミャンマーは、法制度作りが進められている国である。法制度設計の局面で、法律家が大いに活躍できるのではないだろうか。専門的な法律に関する知識が要求される局面が増えており、そうした専門分野に強い弁護士は重宝されるものと思う。

(3) 汚職・賄賂について

汚職や賄賂については、様々な局面で蔓延しているものと思う。

なお、日系ではない法律事務所においては、賄賂が必要な局面では、躊躇いなく賄賂を活用し、その分も弁護士報酬に乗せていると聞く。

7 JETRO へのヒアリング

ミャンマーでは、ヤンゴンに日本貿易振興機構（JETRO）の駐在事務所が設けられ、現地で実務が行われている。また、JETRO では、無料法律相談に近いようなプロジェクトもミャンマーで立ち上げられていると聞く。

そこで、JETRO ヤンゴン事務所を訪問し、ヒアリングを実施した。

(1) JETRO の概要

JETRO は、対日投資の促進と、海外進出・輸出の促進のため、国内及び海外に拠点を設け、業務を行っている。JETRO の概要については、パンフレットを参照されたい（次頁以降に抜粋して添付⁶）。

(2) JETRO ヤンゴン事務所

ア JETRO ヤンゴン事務所の概要

ヤンゴン事務所は、1995 年ころに設置された。現在（ヒアリング実施時点）、いわゆるプロパーの職員が 3 名、元社社のアドバイザーが 1 名、その他民間企業からの出向者 2 名の合計 6 名で対応している。全員が、ミャンマーに駐在している。また、JETRO からミャンマー政府機関である DICA に 1 名出向者を出している（これは、上記の人数には含めていない）。また、経済産業省からの 1 名がさらに増員予定である。

所長は、ミラノ、アトランタ、ハノイ等の海外駐在経験が豊富であり、企業進出支援を専門としている。

次長は、タイ等の海外経験があり、福岡等の国内事務所にも勤務していた。

当職（ヒアリング対象者）は、2012 年入社であり、研修生として、初めて海外駐在となった。1 年間滞在する予定である。

⁶ 出典：「JETRO 日本貿易振興機構（JETRO）のご案内」。

JETROの目的

日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易振興と対日直接投資に関する事業の総合的な実施と、開発途上地域の総合的な調査研究を通じて、諸外国との貿易拡大および経済協力を促進し、日本の経済・社会のさらなる発展を目指します。

JETROの主な取り組み

1. 海外からの投資を呼び込み、我が国の経済活性化に貢献します

■JETROは、対日投資の総合的支援機関として、外国企業に対する誘致活動を行うとともに、外国企業の日本拠点設立を支援しています。特に、大型投資や大規模雇用が見込める生産拠点等の案件、経済効果が見込める研究開発拠点や地域統括拠点、我が国の地域産業の活性化や産業基盤を強化する案件等の誘致に重点を置いています。とりわけ、環境・再生可能エネルギー、医療、観光等、市場の拡大や外国企業のニーズが高い分野での誘致活動を重点的に行っています。

■JETROが投資誘致のために行う事業・サービス

◆個別案件向けの情報収集・ビジネス提案

海外では情報収集や誘致活動、関係機関とのセミナー開催等、国内では外国企業へのビジネスモデル提案、二次投資案件の発掘・誘致等を行っています。



<外国企業との打ち合わせの様子>

◆地域の外資誘致戦略の提案とマッチング機会の提供

地方への外国企業誘致に向けて、外資誘致戦略の提案や誘致インセンティブ、外国人の生活支援等の提案、さらに日本企業との提携を望む外国企業とのマッチング機会を提供しています。投資案件の発掘・誘致等を行っています。



<ビジネスマッチングの様子>

他にも次の事業・サービスをしています。

- ◆トップセールスによる情報発信
- ◆インキュベーション・オフィス (IBSC) の提供
- ◆外国企業の声を踏まえた政策提言



<ニューヨークでのセミナー>



<IBSC入居企業>



<IBSC受付>

2. 日本産農林水産物・食品輸出の支援をします

■JETROは、政府目標である「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」の実現と、政府が推進する地方創生に貢献していくため、JETRO国内外のネットワークを最大限活用し、品目別輸出団体等と連携し、関係省庁と一体となってオール・ジャパンで農林水産物・食品の輸出に取り組んでいます。

■JETROが農林水産物・食品輸出のために行う事業・サービス

◆全国に輸出相談窓口を設置し、ワンストップで情報提供

国別・品目別マーケティング情報や検疫等の制度情報等を収集・蓄積し、全国内事務所に設置している相談窓口やウェブサイト・セミナー等を通じて事業者へ情報提供しています。



<台湾マーケティングセミナー>

◆海外でのマーケティング活動を支援

海外見本市や国内外の商談会、海外有望市場でのマーケティング拠点を通じて事業者の円滑な商流構築を支援しています。その他、マーケティングスクールの開催、事業者と商社・物流会社とのマッチング機会を提供しています。



<シカゴでの日本酒のマッチングイベント>

◆オール・ジャパンでの取り組み支援

政府が定める国別・品目別輸出戦略に基づき、品目別輸出団体等と連携し、ジャパン・ブランドの確立などオールジャパン体制で事業を推進しています。



<ドイツ牛肉商談会>

他にも次の事業・サービスをしています。

- ◆品目・広域での連携による地域の農林水産物輸出支援
- ◆食と関連製品・サービスを合わせたプロモーション活動の実施



<展示された和牛とロゴ>



<日本産酒類ジャパンパビリオン>

3. 中堅・中小企業等の海外展開を支援します

■JETROは中堅・中小企業等の日本からの輸出や海外進出をJETRO内外ネットワークを駆使して支援しています。その際は、関係機関、自治体等と連携して企業のニーズにマッチしたサービスを提供しています。海外進出した日系企業に対しては、販路紹介、トラブル回避のアドバイス等、企業のニーズや進出段階に応じた支援に加え、事業の見直し、第3国展開といった新たなビジネス展開ニーズにも応えています。

サービス、健康・長寿・環境・エネルギー、インフラシステム、知的財産の活用、クールジャパンの推進等、日本が強みを有する産業、技術・ビジネス分野は重点を置いて支援し、海外展開を通じて日本の文化・産業への関心を高め、更なる需要喚起や訪日外国人の増加等も図っています。

JETROが中堅・中小企業等の海外展開のために行う事業・サービス

◆海外展開に意欲ある企業を支援

貿易投資相談を通じて海外展開に意欲のある有望企業を支援し、海外展開のノウハウを提供する講座を開催しています。



＜アジアビジネス環境セミナーの様子＞

◆輸出から海外進出までの一貫支援

日本が強みを有する産業・技術・ビジネス分野を中心に、輸出から海外進出まで、個別企業ニーズに応じて一貫支援しています。



＜アジア向け輸出商談会の様子＞

他にも次の事業・サービスを提供しています。

- ◆販路開拓や操業支援等段階に応じた支援
- ◆国内の地域経済への貢献プロジェクトによる地域経済の活性化への取り組み
- ◆ジャパン・ブランドの発信
- ◆相手国政府との関係強化
- ◆自治体や業界団体と連携した産業観光事業
- ◆知的財産権を活用したビジネス展開支援、基準・認証等の制度情報の収集・提供



＜自国のバスケットを手にするルワンダ・カガメ大統領＞



＜NY NOW 2014夏（デザイン製品展示会）の様子＞



＜地域間産業交流における覚書締結の様子＞

4. 調査や研究を通じ我が国企業活動や通商政策に貢献します

■JETROは、国内外の拠点、海外の地域・産業等に豊富な知見を持つ人材、現地政府・企業・研究機関・国際機関とのネットワーク、アジア経済研究所における研究成果の蓄積等の強みを活用して調査・分析を行い、最新の海外ビジネス情報を日本企業に広く提供しています。また、国内外政府への積極的な政策提言活動を通じて日本企業の企業活動や通商政策に貢献しています。

JETROが日本企業の活動や通商政策に貢献するために行う事業・サービス

◆企業動向や海外情勢等に関する調査

公的機関としての中立的な立場と海外ネットワークを活かして海外のビジネス環境、日本企業の海外展開や外国企業の経営実態等の動向を把握しています。また、世界経済や日本企業に多大な影響を及ぼす事象について情報提供しています。



世界貿易投資報告



アジア研ワールド・トレンド



他にも次の事業・サービスをしています。

- ◆国内外政府への政策提言
- ◆新興国研究の深化と政策への貢献（アジア経済研究所）
- ◆研究ネットワークの拡充と研究成果による知的貢献（アジア経済研究所）
- ◆研究成果普及とキャパシティビルディングへの貢献
- ◆情報提供

◆JETROビジネスライブラリー（東京・大阪）

国際ビジネスの専門図書館です。どなたでもご利用になれます。JETROの海外事務所等を通じて収集した世界各国の統計、会社・団体名簿、貿易・投資制度等の基礎的資料、関税率表等の実務に直結する資料等、多岐にわたる資料を取り揃えています。各種データベースもご利用いただけます。

- 開館時間：9:00～17:00
- 休館日：土日・祝日・第3火曜日・年末年始
- ※ 本部（東京）、大阪本部に併設

◆アジア経済研究所図書館

アジアに限らず、開発途上地域全体をカバーする社会科学専門図書館です。どなたでもご利用になれます。学術文献に加え、各国の統計・白書・新聞・雑誌も取り揃えています。

- 開館時間：10:00～18:00
- 休館日：第2,4,5土曜日・日・祝日・毎月最終営業日・年末年始
- ※ アジア経済研究所に併設

JETROの概要

■名称：
独立行政法人 日本貿易振興機構
Japan External Trade Organization (JETRO)

■設立：
2003年 10月 1日

■代表者：
理事長 石毛 博行

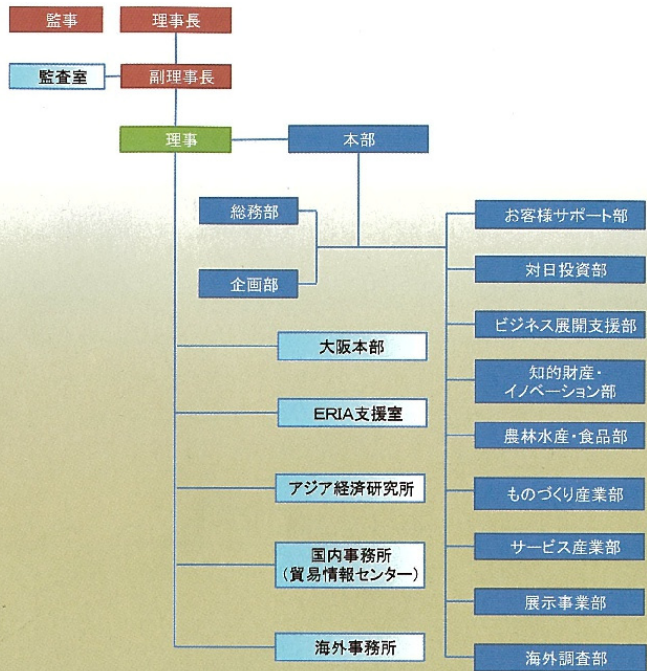
■所在地：
〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル
電話 03-3582-5511 (総合案内)

■ウェブサイト：
<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

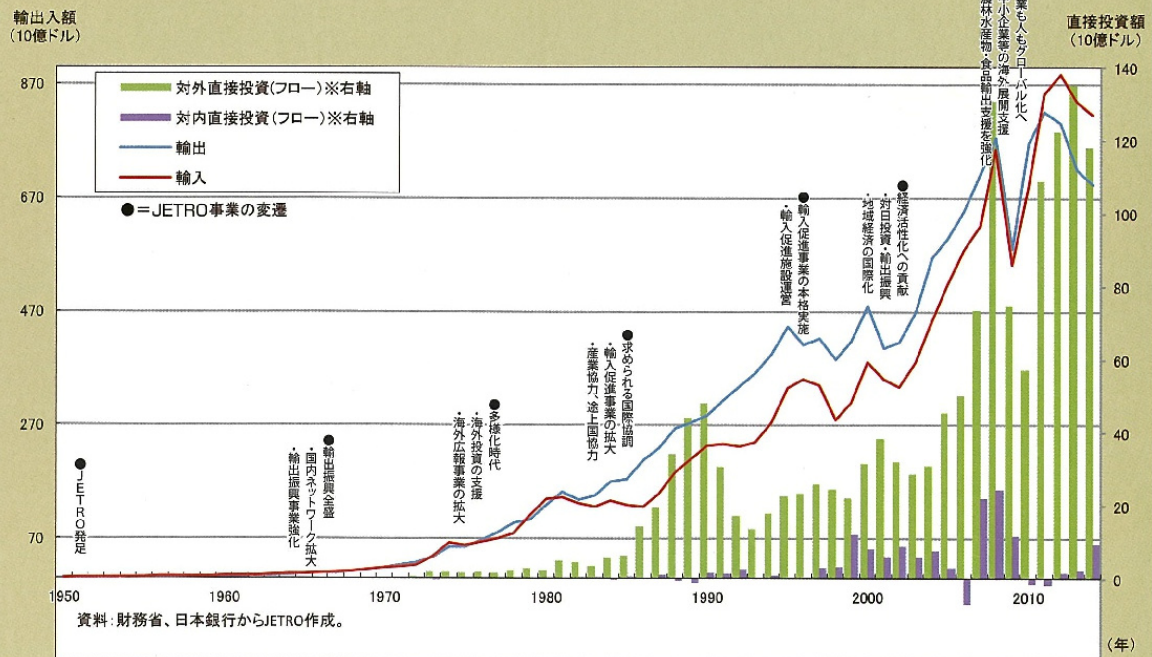
■事務所数：
国内…本部(東京)、大阪本部、
アジア経済研究所、
貿易情報センター42事務所
海外…57カ国 76事務所



■組織図



■日本の貿易・投資の推移と JETRO 事業の変遷



イ ヤンゴン事務所で提供するサービス

ヤンゴン事務所では、現在、主に次のようなサービス／事業を提供している。

ブリーフィングサービス
プラットフォーム事業
現地企業のリストアップ
ミニ調査サービス
貸しオフィスサービス
展示会・商談会等の開催
調査・情報発信
政府間協力事業
インターンシップ事業
知的財産関係事業
日本製品の試験販売事業

(ア) ブリーフィングサービス

一般的な投資環境、企業情報等の情報提供である。相談には特段の費用は必要とされない。2016年5月の来訪者は334名であり、社数にすると100社程度である。下記のプラットフォーム事業は中小企業のみを対象とするが、このサービスは大手企業も対象になる。

(イ) プラットフォーム事業

2016年6月から正式に開始した事業である。企業から相談を受け、専門家による更なる相談等を必要と判断した場合には、税務会計総合事務所（KMPG）、法律事務所（TMI）、又はコンサルタント（JSAT）への相談をアレンジする。面談での1時間程度の無料相談か、メールによる相談を選択することができる。メールについては特段の制限は設けておらず、良識の範囲内をお願いしている。相談先は、JETROが専門性を鑑みて、選択する。サービス開始から面談時（2016年6月29日）まで、7件ほどの利用があったと記憶している。更なる調査や相談が必要ということになれば、それぞれの相談先と個別に決めてもらっており、JETROは関与しない。

プラットフォーム事業についての詳細は、次ページの資料を参照され

たい⁷。

⁷ 出典：「ジェトロのサービス 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」JETRO 日本貿易振興機構（ジェトロ）。



日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロのサービス

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

ジェトロは、中小企業の皆様のビジネス展開へのご関心が高い国・地域（14の国・地域で20カ所）に「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を設置しています。

各プラットフォームには、現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みを持つコーディネーターを配置し、皆様からのご相談に対応しています。また、現地の協力機関や公的機関のネットワークを有効活用して、ビジネスの成功に向けた支援をいたします。

プラットフォーム設置箇所 14の国・地域で20カ所（2015年度）

アジア		アジア	
インド	ムンバイ	フィリピン	マニラ
	チェンナイ	ベトナム	ハノイ
インドネシア	ジャカルタ/スラバヤ		ホーチミン
カンボジア	プノンペン	マレーシア	クアラルンプール
タイ	バンコク	ミャンマー	ヤンゴン
台湾	台北	北米・中南米	
中国	中国西部地域（重慶/成都）	米国	サンフランシスコ
	中国東部地域（上海）	ブラジル	サンパウロ
	中国南部地域（広州/深圳/廈門）	欧州	
	中国北部地域（北京/天津）	ドイツ	デュッセルドルフ
	香港		
バングラデシュ	ダッカ		

支援サービス内容

以下のサービスを無料でご提供しています。

本サービスをご利用いただけるのは中小企業に限られます。

※中小企業の定義は、中小企業庁：中小企業・小規模事業者の定義 に準じます。

プラットフォーム・コーディネーターが日本語で、現地ビジネス展開に関する相談等について、(1)現地での面談、(2)Eメール・電話等により、(3)その他（アポイント取得等）にも、回答・対応いたします。コーディネーターの専門性に応じて、対応するコーディネーターを割りふらせていただきます。

- (1) 面談・同席
原則、プラットフォーム設置のジェトロ海外事務所にて行います。
- (2) Eメール・電話等による対応
ジェトロ海外事務所訪問が難しい場合や面談の事前・事後のご相談などに活用ください。
- (3) その他（アポイント取得等）

	相談内容
1 輸出・投資等に関する各種相談・質問	輸出・投資等に関する相談・質問にお答えします。
2 マッチング支援	現地パートナー候補等の紹介、取次ぎ、アポイント取得、面談同席、面談後のフォローアップ等を行います（ただし、対応可能なコーディネーターが配置されている箇所のみ）。
3 現地関係機関・各種専門家等の紹介・取次ぎ	現地政府機関・在外公館・現地日本政府機関等の公的機関や、法律・会計事務所、人材リクルーティング会社等、必要に応じて協力機関や専門家への取次ぎ等を行います。

(注1) 各プラットフォームによって、コーディネーターの対応可能な範囲が異なります。

(注2) ご相談の内容によっては、プラットフォーム・コーディネーターで対応できない場合もあります。

(注3) 取次ぎ先の専門家によるサービス（各種資料作成、面談への同行・同席、許認可取得、書類翻訳、各種申請書・契約書作

成、就業規則作成など)に係る費用は、企業様ご自身で専門家と交渉していただきます。
(注4) 上記表2.に係る、移動手段および通訳手配等については、企業様ご自身で行って頂きます。

本サービスの対象企業

1. 海外展開（輸出・投資等）を検討する中小企業
2. すでに海外に拠点を有する中小企業

お申し込み方法

＜海外展開（輸出・投資）を検討する中小企業の方＞

最寄りのJETRO国内事務所またはビジネス展開支援課までお問合せください。

＜すでに海外に拠点を有する中小企業の方＞

コーディネーターが在籍する各担当事務所へご連絡ください。

ご利用イメージ

ご利用の流れ

STEP 1

お問い合わせ



まずは最寄りのJETROにお問い合わせください。所定の申込書を送付します。

日本国内のお問い合わせ先：最寄りのJETRO国内事務所 またはビジネス展開支援課

現地法人等、海外のお問い合わせ先：最寄りのJETRO海外事務所 または利用希望のプラットフォーム設置事務所

STEP 2

お申し込み



申込書に必要事項を記入の上、最寄りのJETROにご提出ください。

STEP 3

受付



お客様のお申し込み内容に基づき、JETRO担当者がプラットフォーム・コーディネーターとの面談等を調整のうえ、お客様にご連絡します。

※ご相談の内容により、お客様のご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

STEP 4

支援サービスの提供

現地プラットフォーム設置事務所またはEメール回答にて、プラットフォーム・コーディネーターがお客様のご相談にお応えします。

※Eメール相談は内容によって、回答までの期間が異なります。

プラットフォームサービスご利用に際しての免責事項

プラットフォームサービスに関して提供するサービス、資料、データ、情報等の正確性の確認、及びコーディネーター等の助言の採否は、お客様の責任と判断で行って頂きます。提供したサービスにおいて、万が一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、JETROおよびプラットフォーム・コーディネーターは責任を負いかねます。また、第三者への提供・開示を前提とするご相談は、ご質問の趣旨・内容が把握出来ず、誤った情報提供に繋がる恐れがあるため、ご遠慮頂いています。当該ビジネスに関連する方から直接にお問い合わせ頂きますようお願い致します。

ご質問・お問い合わせ

JETRO・ビジネス展開支援課 プラットフォーム担当者

Mail: platform-bda@jetro.go.jp

Tel: 03-3582-5017

(ウ) 現地企業のリストアップ

企業から相談を受け、現地の企業をリストアップするサービスである。主に、ローカルパートナーを探す際等に活用される。

(エ) ミニ調査サービス

企業から依頼を受けて、市場調査等について行うサービスである。

(オ) 貸しオフィスサービス

ジェットロは、70日間、2回までの延長利用にて、最長210日間、ヤンゴンでの拠点を持たない日本企業に対して、オフィススペース（ビジネス・サポートセンター）をレンタルしている。ビジネス・サポートセンターは、JETRO 事務所と同じヤンゴンのダウンタウンにある。使用率は、3部屋あるうち、常に1から2社が利用している状態である。詳細については、添付資料を参照願いたい（次頁に必要部分抜粋⁸）。

(カ) 展示会・商談会等の開催

定期的に展示会や商談会等を開催している。

(キ) 調査・情報発信

現地の調査を行い、情報発信を行っていく事業である。

(ク) 政府間協力事業

ミャンマー政府からは、自国産業の発展が求められており、ミャンマーに専門家を派遣して、産業レベルを向上させることを行っている。農業や食品加工技術等の分野が多い。

⁸ 出典：「ジェットロ ビジネス・サポートセンター（BSC） 入居のご案内 BSC」日本貿易振興機構（ジェットロ） ビジネス・サポートセンター（ヤンゴン）

ビジネス・サポートセンター(BSC)概要

初めて ASEAN、インドに進出しようとするとき、現地での活動にお困りではありませんか？
 ジェトロでは、現地での企業設立に関して、ハード(貸オフィス)・ソフト(情報提供)両面でのサービスを提供させていただきます。

ハード面でのサービス:専用のオフィススペース(※)を無償提供いたします

※個室の基本的な設備として、机、椅子、電話、FAX、プリンター、インターネット回線、また共有設備として複合コピー機や、会議室・応接室、ライブラリーをご利用いただけます。原則、パソコンはご自身でお持ち込みいただくこととなります。

ソフト面でのサービス:現地のジェトロ事務所が企業設立へ向けた準備のお手伝いをいたします

現地アドバイザーによるコンサルティング(例:現地の投資環境情報の提供、法務・労務・税務等に関するアドバイスなど)や、現地政府等へのとりつぎを行います。※現地アドバイザーについては、各BSCのページ参照

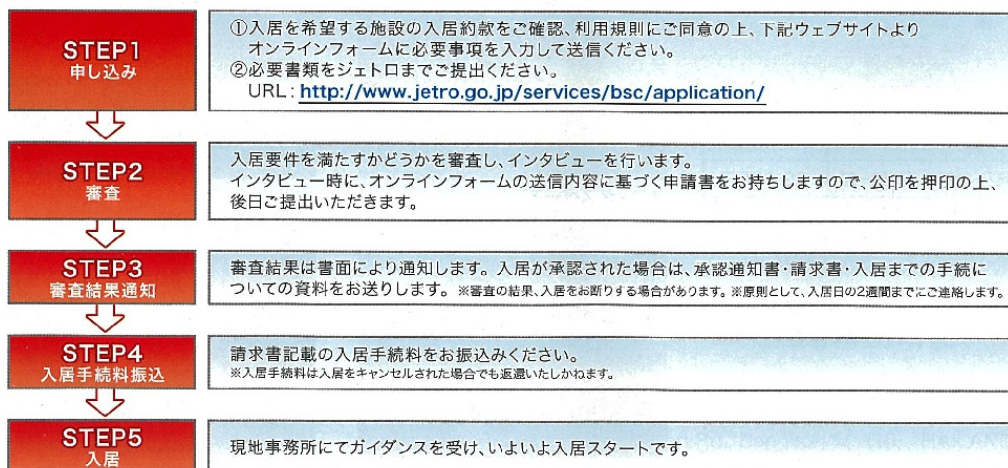
利用対象

1. 日本で法人登記し、タイ、ベトナム、インド、フィリピン、ミャンマーへの投資・技術提携を検討する日本法人
2. 入居者は当該企業等の社員で進出に携わる方であること ※詳しい入居資格については各BSCのページ参照

入居お申し込みに必要な書類

1. 利用申請書(下記ウェブサイトよりオンラインフォームにて申し込み)
2. 登記事項証明書(3か月以内に取得のもの、写しでも可)
3. 直近2期の決算書(写し)
4. 入居者と入居企業等との雇用契約を証明する文書(入居者が日本法人代表と異なる場合)
5. 会社パンフレット和文・英文(各2部)
6. その他書類(別途書類をご提出いただくことがございますので、予めご了承ください)

お申込み手順



ビジネス・サポートセンター ヤンゴン ミャンマー：ヤンゴン



タイ

オフィススペース

- (個室3室)2人用:3室

ベトナム

入居規定

- 入居期間:70日(延長利用は2回まで。最長210日間利用可能。)
- オフィス利用時間:午前9時から午後5時(土曜、日曜、祝日(ジェトロ・ヤンゴン事務所の祝日に準ずる)を除く)
- 禁止事項:販売等営業行為 ※その他細則はホームページを参照、あるいはお問い合わせ下さい。

インド

入居資格

- 日本で法人登記し、かつミャンマーに拠点を持たないこと。
 - ミャンマーでの拠点設立を具体的に検討していること。
 - 現地の法令に違反する事業計画を含まないこと。
 - 入居者が当該企業の社員かつ事業担当者であること。
 - ジェトロが支援することが相応しい計画を持つこと。また、事業遂行に必要な信用力があると判断されること。
- ※ミャンマー入国に際しては、ビザの取得が必要ですのでご注意ください。
(ビザ取得に必要な招聘状は、ジェトロにて発行可能です。)

フィリピン

ミャンマー

入居に関する費用

- 入居手数料(税込)/70日

	中小企業	中小企業以外
一般	32,400円	78,700円
ジェトロ・メンバーズ	29,160円	70,830円

※中小企業の定義は中小企業基本法に準じます。

※延長利用が可能です(延長利用時の入居手数料は新規入居時と同額を再度頂戴いたします)



受付



オフィススペース



会議室

12 ジェトロビジネス・サポートセンター 入居のご案内

アドバイザープロフィール

牛腸 純和 (ごちよう ふみかず)

総合会社ではインドネシア、バングラデシュ、ベトナム等で通算16年以上の海外駐在を経験。ベトナムでは海外工業団地投資会社の社長として、用地買収を含む工業団地の建設から事業運営まで経営活動を行う。その業務の一環として、日本企業の海外投資の誘致活動、投資事業会社の設立支援、投資環境改善の交渉などを行う等、アセアン各国での事業経験や投資環境改善の活動経験や、1990年代にミャンマー政府との契約でインフラ設備をマングレーなどに納入した経験を持つ。

日本政府機関のシニアアドバイザーとして、中小企業の海外販路開拓、海外投資セミナーの開催や貿易・投資に関わる相談に応じ、アセアン諸国の外資受入れ政策、法制、税制、雇用といった制度の取り纏めや、実例に即したアドバイスをを行い、日本企業の海外展開を支援した実績がある。



タイ

ベトナム

ビジネス・サポートセンター(ヤンゴン)設置場所

#102-103, Prime Hill Business Square No 60, Shwe Dagon Pagoda Road, Dagon Township, Yangon, Myanmar
TEL:(95)1-371787 FAX:(95)1-382710 (内線10202)

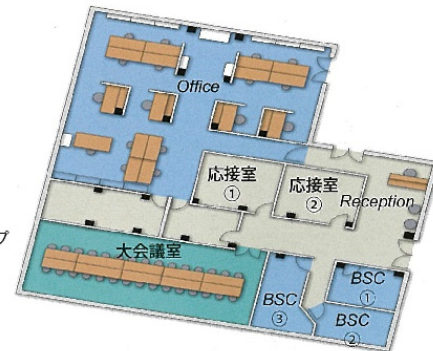


外観



アクセスマップ

ヤンゴン国際航空からタクシーで45分



フロアマップ

(参考) ジェトロ・ヤンゴン事務所

住所・TEL/FAX共に上記ビジネス・サポートセンターに同じ

インド

フィリピン

ミャンマー

(ケ) インターンシップ事業

2016 年度に実施された事業であり、翌年度以降の開催は未定である。同事業では、日本の民間企業から、ミャンマーの現地企業や政府機関等にインターンを派遣する。現地の動向が分かるほか、進出後のパートナー探し等にも役立つことが期待される。

(コ) 知的財産関係事業

ミャンマーでは、市中に大量のコピー品が出回っているのが現状である。そうした状況を改善するため、専門家に依頼して、具体的な事例を元に、税関職員に対するセミナーを実施している。教育を担当する専門家は、弁理士や特許庁職員等であるが、直近の資料では、弁護士はいない。

(サ) 日本製品の試験販売事業

ミャンマーの地方都市に日本製品を試験販売して、需要や購買力等を調査している。主に、洗剤、蚊帳及び文房具等が対象である。1,200 円～1,300 円程度の高級シャンプーが売れたり、12-3 ドルほどの蚊帳（一般に市中では 7, 8 ドルで購入できる）も売っていた。

ウ 日系企業からの相談への対応

ヒアリング担当者がまず日系企業から来た相談の内容を確認し、内容に応じて担当者に割り振るといった対応をしている。

トラブルについての話を聞くこともあるが、ほとんどの相談は、ミャンマー進出か事業拡大の相談が多い。また、事業規制の質問も多い。具体的な規制内容については、弁護士等の専門家への相談を促すことになる。プラットフォーム事業については、そうした局面で利用されている。

個人あるいは個人事業者レベルでの相談を受けることもある。

(3) 現地の法的安定性について

JETRO が活動する上では、大使館の下で活動しており、法律面について不安定さを感じる局面は少ない。

一方、民間の投資という局面においては、カントリーリスクは非常に高いと

感じる。JETRO 職員としてタイやベトナムには関与した経験があるが、それらの国と比較しても非常に高いと感じる。

(4) 在外公館の連携

JICA とはセミナーを共催することがあるが、特定のプロジェクトにおいて共同することは基本的でない。

大使館とは、日緬共同イニシアチブ等において協力している。

(5) 日本法弁護士の活用等について

JETRO 内部には、弁護士は置いていない。

JETRO 内部において生じた法律的な問題については、原則として、JETRO として顧問契約を締結している外部の法律事務所に相談している。

ミャンマーについては、日本法弁護士の需要は、感覚としてあるように感じる。特に、ミャンマーへの参入時のサポートに必要なと思う。ミャンマーの法律が非常に分かりづらいことも、弁護士の必要性を増す事情の一つと思う。

無資格のコンサルタントに比べて、日本法の弁護士の場合には、日本の法律、制度や感覚と、ミャンマーのそれとの違いが言えるということが強みだと思う。また、現在あるミャンマーでの法規制を前提に、今後の事業立案をすることができるということも大きな利点ではないだろうか。

8 JICA へのヒアリング

(1) JICA ヤンゴン事務所の概要

ヤンゴンには、1970 年代に事務所が設けられた。

現在（ヒアリング実施時点）、ヤンゴン事務所には、日本人職員が 23 名、ミャンマー人職員が 35 名勤務している。このうち、所長が 1 名、次長が 3 名である。その他、ミャンマーの各省庁に派遣されている者、あるいは関係コンサル等を含めると、300 名程度がミャンマーで勤務している。

(2) ミャンマーでの JICA プロジェクト

JICA がミャンマーで行っている事業は、大きく分けて、次の 3 種類に分けられる。これは、旧政権時代から続いている方針である。

貧困削減等のベーシックヒューマニズム関連事業
人材育成、制度整備事業
インフラ整備事業

ベーシックヒューマニズム関連事業としては、農業、保険、病院、医療等に関する事業、少数民族及び少数民族居住地域への支援等である。

人材育成、制度整備事業としては、金融や証券取引所への人材派遣、日本センター（UMFCCI 内にオフィスがある）での研修、校長、初等教育支援、法整備支援等である。法整備支援プロジェクトは、2013 年 11 月から動いている。

インフラ整備としては、ティラワ経済特区の整備支援、電力、浄水施設の整備、道路の整備等である。

現在ミャンマーで動いている JICA のプロジェクト数は、おおむね次のとおりである。

円借款プロジェクト	10 件以上
無償案件	10 件以上
技術協力	30 件程度

(3) 法整備支援

法整備支援プロジェクトとして、現在、司法長官府（UAGO）に 1 名の日本の

弁護士有資格者⁹が駐在し、UAGO に対し様々な協力・支援を行っている¹⁰。

JICA の理念として、一方的に法律案を押し付けるようなことはせず、現地職員に対する教育を通して現地職員の能力を向上し、その結果、現地が主体となつて行う法律の起草に協力する、ということを目指している。すなわち、能力向上が支援の基本となっている。

しかし、JICA のやり方とは異なり、他国の法律を輸入する形で法律案をドラフトし、これをミャンマー側に導入させようとする機関も存在している。現在進められている新会社法等は、そのような形で進められていると聞く。

現在、JICA が関与して進められている法令の起草としては、倒産法が挙げられる。ただし、アジア開発銀行（ADB）でも関与しているようであり、どのように起草を進めていくのかやや曖昧である。

(4) 日本の法曹有資格者の活用

日本の法曹有資格者としては、上記法整備支援プロジェクトに関与していくという形で、活躍の場があると考えられる。現在、UAGO に駐在している弁護士は、元々 JICA の職員として勤務していたが、そうしたプロパー職員ではなく契約職員として起用することもあり得る。ただし、上記でも触れたとおり、ミャンマーの法整備については、各国・国際機関がそれを競争して取り合っている状況にある。日本の法曹有資格者が活躍するためには、まず JICA あるいはその他の日本の政府機関がロビーイングをして、起草作業への関与を獲得しなければならないだろう。

また、JICA として、法整備支援の一環として、外部弁護士に委託して、UAGO 職員へのセミナーや研修等を実施することがある。実際、契約の審査に関わる研修を、ヤンゴンで駐在している弁護士に依頼し、実施する予定である。

その他、JICA も現地職員を雇っており、労務管理等で日本法弁護士を活用することはある。

(5) 日本企業にとってのミャンマー投資

ミャンマーへの投資において、大きな障害は、インフラの整備が非常に遅れている点であろう。頻繁に停電が起きる等電力需要は慢性的に不足しており、そ

⁹ 元々、日本の外資系法律事務所等で勤務を行っていたが、留学を契機として JICA の専門員となり、その後にミャンマーへの長期専門家として派遣された。

¹⁰ 後述のとおり、その後に当職は UAGO も訪問し、法整備支援プロジェクトとして駐在している法曹有資格者に対し、ヒアリングを行っている。当該ヒアリング時点において、日本の検察官も駐在している。

の結果、重工業が入りにくい状況が続いている。

また、人材不足も指摘できる。元々、低賃金による低コスト化が魅力の国であったが、優秀な人材の数は限られている。そのため、優秀な人材の給料は、吊り上がってきている。

(6) 現地の法的安定性

法的安定性は、ほぼない状況である。

また、ミャンマー側は、特別法ばかりを見ていて、もっと重要な基本法を軽視している、あるいは見過ごしている傾向がうかがえる。ミャンマー側は、特別法で様々な状況の改善を図ろうとするが、小手先の対応に過ぎず、基本法から見直していく必要があると思う。しかし、省庁側が本腰を入れて直していくケースはあまり多くない。

(7) 在外公館間の連携

JICA は、大使館のアネックスとしての位置づけで活動している。それゆえ、様々な事業で大使館とは密に連携を取っている。月に一度は協議の機会がある。

JETRO との連携は、商工会やセミナー等で連携することがあり得るが、それほど密に連携を取っているという訳ではない。

9 司法長官府（UAGO）内 JICA 法整備支援アドバイザーへのヒアリング

ミャンマーでは、JICA の法整備支援プロジェクトの一環として、アドバイザー2名が司法長官府（UAGO）に駐在し、各種の法整備支援に当たっている。そこで、ネピドーにある UAGO オフィスを訪問し、両名からのヒアリングを実施した。ヒアリングの内容は、以下のとおりである。

(1) 経緯

ミャンマーでは、2011 年に民主化されたことに伴い、日本からの経済制裁も 2011 年夏に緩和した。

テイン・セイン元大統領と日本の野田元首相が会談した結果、各分野においてミャンマーに支援をする旨の共同プレスステートメントが発表された。かかる支援について法務省としての支援として、2013 年 8 月に Record of Discussion が締結され、2014 年から法整備支援プロジェクトが開始された。

2014 年 1 月に弁護士が派遣され、同年 5 月には検察官が派遣された。

フェーズ 1 は 3 年間の予定であったが、1 年半延長され、2018 年 5 月末をもって終了する。

法整備支援に関する経緯については、国際協力部が発行しているパンフレットのミャンマーに関する該当ページも参考にされたい（次ページ添付¹¹）。

(2) アドバイザーの背景

アドバイザーは現在 2 名が駐在している。1 名が弁護士であり、JICA の専門員として勤務していたが、法整備支援プロジェクトが開始された時に、ミャンマー駐在のアドバイザーとなった。もう 1 名は、検察官であり、前任者が帰国後になかなか現地駐在ができず長引いたが、2016 年 12 月からようやく駐在を開始した。

¹¹ 出典：「International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice」法務省総合研究所国際協力部。



ミャンマー連邦共和国

Republic of the Union of Myanmar

ミャンマーでは、2011年3月に、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げて新政府を樹立して以降、着実に民主化への道を進んでいます。

日本政府も、ミャンマーの改革努力を評価し、2012年4月21日、日・ミャンマー首脳会談後に発出された共同プレスステートメントにおいて、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

法務省は、ミャンマーへの法制度整備支援を進めるべく、2012年以降、関係機関と連携しながら、現地調査を実施し、連邦最高裁判所長官や連邦法務長官をはじめとした方々を日本に招へいするなどして、法律分野での交流を促進してきました。そして、法務省は、2013年度から、連邦法務長官府及び連邦最高裁判所を実施機関として、法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進することを目的としたJICAによるミャンマー法整備支援プロジェクトに、検事の長期派遣専門家を現地に派遣するなどして同プロジェクトに協力しています。

同プロジェクトでは、起草・審査支援や人材育成支援の分野で、積極的に協力を押し進めることとなっており、法務省は、今後も、関係機関と緊密に連携をとりながら、ミャンマーの司法インフラ整備のため同プロジェクトに全面的に協力していきます。

In March 2011, Myanmar established a new government during a transition to civilian rule from the long-in-power military regime. Since then, it has made steady progress toward democratization.

The government of Japan appreciated the reformatory efforts made in Myanmar. Consequently on April 21, 2012, in a joint press statement issued on the occasion of the Japan-Myanmar Summit Meeting, the Japanese government announced an assistance policy toward Myanmar.

"In order to support Myanmar's efforts for reforms in various areas towards its democratization, national reconciliation and sustainable development, Japan will extend cooperation so that a wide range of the population can enjoy the benefits from the dividend of such reforms."

Legal technical cooperation promotes democratization and economic reform in Myanmar by helping the capacity-building of human resources and institutions which support its economy and society. Moreover, it is an important cooperation field conducive to the improvement of the economic environment, in order to promote foreign investment, including from Japanese businesses.

In the effort to develop legal technical cooperation in Myanmar, the Ministry of Justice (MOJ) of Japan has promoted personnel exchange in the legal field since 2012. Such activities include: conducting local surveys; inviting the Attorney General, Chief Justice of the Union, etc. to Japan, etc.

In 2013, the MOJ began its cooperation with the JICA Legal Cooperation Project. This project works with the Union Attorney General's Office and the Supreme Court of the Union of Myanmar as implementing organizations. It is aimed to promote the rule of law, democratization and sustainable economic development, through institutional/personnel capacity-development for improving Myanmar's legal systems. To this end, the MOJ has developed various cooperation activities, including the dispatch of long-term experts.

The project actively promotes cooperation with Myanmar in the field of legislative drafting/vetting and human resource development. In close cooperation with related organizations, the MOJ will continue to extend its full support to the project in order to contribute to the improvement of the judicial infrastructure in Myanmar.



本邦研修の一場面
Seminar in Japan



連邦法務長官府における新任法務官研修（講義風景）
Training of newly-appointed law officers at the Union General Attorney's Office (lecture)



連邦最高裁判所における新任裁判官研修（集合写真）
Training of newly-appointed judges at the Supreme Court of the Union (group photo)

2008年	新憲法（ミャンマー連邦共和国憲法）制定	The enactment of the new constitution (Constitution of the Republic of the Union of Myanmar)
2010年	総選挙実施	General election
2011年	民政移管	Shift to civilian rule
2012年	日・ミャンマー首脳会談（会談後、共同プレスステートメント発表） 連邦最高裁判所長官を共同招へい	Japan-Myanmar Summit Meeting (Joint Press Statement after the meeting) Invitation of the Chief Justice of the Supreme Court of the Union to Japan
2013年	連邦法務長官を共同招へい JICA「法整備支援プロジェクト」への協力開始	Invitation of the Attorney General of the Union to Japan Cooperation with the JICA Legal Technical Cooperation Project began
2015年	総選挙	General election

(3) UAGO で行っている業務

業務としては、現地職員の法教育が主となってくる。ミャンマー側職員を含め 10 人程度でワーキンググループを組んで、法整備について議論を重ねる。ミャンマー側職員を日本に派遣する本邦研修をまず行い、その上で現地セミナーを開催する。

近いところでは、知的財産法に関する現地セミナーを開催する予定である。明治大学の熊谷教授、森・濱田松本法律事務所の熊谷弁護士、長嶋・大野・常松法律事務所の三村弁護士が登壇する予定である。

倒産法についての本邦研修も検討中である。

(4) 法令起草への関与

法令起草への関与については、各国の陣取り合戦の様相を呈している。各国が

日本の利益を打ち出していくためには、JICA という枠組みでは限界がある。JICA は日本の国益のみを代弁する機関ではないため、中立性を求められる局面が多い。日本企業の投資にとって利用しやすいものとするためには、日本の国益を代弁する形で法整備支援に関与していくことも必要と考えている。

また、ミャンマー法曹界のコモン・ローに対する矜持といかに向き合っていくかが、今後の課題である。実態としては、制定法を法源として捉えるシビル・ロー的であるが、法曹界にはコモン・ローに対する憧憬があり、コモン・ロー国出身の専門家の意見を受け入れやすい傾向がある。シビル・ロー国家である日本にはハンデがあり、向き合い方を考えなければならない。

トップダウン型の意味決定が多く、現地職員の教育だけでは、現実の法整備につながりにくい状況がある。JICA の従来型の法整備支援が通用しにくい側面がある。トップに対するロビーイングに長けた国際機関により起草作業が進められやすい現実がある。また、現地職員を教育しても、現地職員が起草作業まで手掛けられるようになることは極めて稀と感じる。したがって、これからは、たたき台としての草案を条文形式で作成し、現地側の意見をもらうという作業を進めていこうと考えている。

(5) 法整備支援の今後

現在は、弁護士と検察官の 2 名体制で支援事業に取り組んでいるが、できれば 3 人体制にしたいと考えている。

希望としては、裁判官であり、これによって法曹三者が揃うことになる。も

し裁判官が難しいようであれば、弁護士になるだろう。

フェーズ 1 は 2018 年 5 月をもって終了するが、引き続きフェーズ 2 へ移行したいと考えている。

(6) 法令調査

法令調査については、法整備支援の関係で各法律事務所に作成を依頼してきた報告書を参考にしている。条文を読んで理解できなかった箇所については、ミャンマーの法律家に聞くという流れで調査する。

(7) 日本法弁護士に望むこと

ミャンマーで活躍する日本法弁護士と我々専門家の間での意思疎通が十分ではないように思う。ヤンゴンとネピドーという物理的距離があるため、やむを得ない面もあるが、もっと我々専門家と話す機会を設けてほしいと思っている。

以 上

別紙 13 ミャンマー拠点のない日系法律事務所を対象としたヒアリング調査の結果

1. 法律事務所

(1) 事務所の概要

中国を中心に、アジア地域への海外展開を専門とする事務所である。ミャンマー法務は、現在 1 名が担当している。

(2) 取扱案件について

ア ミャンマー法務の取扱件数

現在は、年に数件程度である。日本企業が全てである。

イ 案件の内容

進出・投資時の法令調査が主である。不動産関連の法令調査や業種規制の調査、その他外国投資法の基本的条項の問い合わせ等である。大きなプロジェクトに関わったことはなく、拠点のない事務所の限界かもしれない。

製造業関係が強く、金融関係は携わってこなかったため、金融関係の案件は手掛けない可能性がある。

(3) 業務の進め方

現在のところ、ミャンマーの法律事務所等に外注したことはない。法律レベルでの情報開示は進んでおり、インターネットが利用できれば、法律自体へのアクセスは悪くないという印象である。

当職（担当の日本弁護士）は、ミャンマー語を習得しており、辞書を駆使しながらではあるものの、現地語の法令をそのまま読み解くことができる。したがって、現時点においては、外注して調査をする必要性が生じていない。

なお、ミャンマー語については、日本でミャンマー語の先生について習得した。似ている言語と考えたタイ語と並行して学んだが、実際には大きく異なる言語であり、習得には苦労した。

(4) 法令の調査方法

ビルマ法典と官報、2010 年下半期以降については、大統領府のウェブサイト

に出ている新法で確認している。

調査を試みたが、内容を確認することができない法律もある。ビルマ法典が編纂された 1954 年から 2010 年下半期までの法令の情報開示は非常に限定的で、この期間の法令調査が難しいことがある。この間に改正がなされた可能性を否定できないまま回答することがある。

(5) 日本人弁護士駐在の意義

当事務所は、ミャンマーに拠点を設けていない。

大きなプロジェクトは関与できていないが、規制の枠組みを調査する範囲ならば、日本からでも十分に業務は可能だと思う。ただし、現地語を読み解くことができる必要はあると思う。現地語から直接翻訳して、法律雑誌に現地法の全文を掲載したこともある。また、実際の運用について調査が難しく、大きなプロジェクトへの関与もできていないことから、その辺りに限界を感じることもある。

2. 法律事務所

(1) 事務所の概要

準大手規模の日系法律事務所である。アジアプラクティスチームが所内で結成されており、ミャンマー関連では4名程度が関与している。

(2) 取扱案件について

ア ミャンマー法務の取扱件数

ミャンマー法務については、2月に1個程度である。依頼者は基本的に日本企業である。

イ 案件の内容

内容としては、規制調査や監査 Due Diligence 等が中心である。その他、法整備支援関係の案件にも関与している。

(3) 業務の進め方

基本的に現地法律事務所と協力して案件を進めている。ただし、ごく簡単なアドバイスについては、協力せずとも行う可能性はある。現地事務所からのプロダクトをチェックする上で、調査可能な法律については独自にチェックする。

(4) 法令の調査方法

日本において文献を中心に調査を行っている。ウェブサイト等に公開されているものが主となってくるだろう。ただし、ミャンマーを担当している弁護士にミャンマーを含めた新興国への出向経験がある者がおり、出向先との緊密な関係で文献調査も行いやすい状況にある。

(5) 日本人弁護士駐在の意義

駐在経験があった方が良いと考える。現地の情報に近いところで執務することができ、依頼者との話のネタにもなる。

また、「現地にいる」、あるいは「現地にいたことがある」という事実そのものにより、依頼者への印象が良くなることも否定できないと思われる。

その他、現地に駐在したことがないと分からない事情も多くあると思われる。当職（ヒアリング対象者）が過去に駐在したアジアの国では、契約締結時のサインにおいて、独特な商慣習が存在した。重要な情報であったが、駐在経験がなければ、知ることはできなかったと思われる。

他方、日本における基盤となる執務経験を有することなく海外に直ちに駐在する、あるいは海外法務を取り扱うということはリスクがあると考え。海外法務においては、直接に取り扱うこととなるのは日本法ではなく海外の法律であり、法律の知識自体は、日本での執務経験の有無に関わらず、基本的にゼロから始まると思われる。もっとも、依頼者になじみのある日本法と比較しながら説明することで、依頼者の理解も高まることがあると感じており、日本法との比較法的な観点から適確に説明できることには大きな意味があり、日本での執務経験は重要である。また、日本での執務経験を通じて、法律や言語を問わず必要と思われる契約書をレビューする能力や、メモランダム・意見書等の書き方等の基本的な能力は磨かれる。かかる経験を有さずに、初めから海外法務に携わったとしても、有益な法律事務を提供できない可能性があると思われる。

また、英米法系の国における海外法務を取り扱う場合には、留学や米国等の弁護士資格で得た英米法の知識もある方が望ましい。大陸法と英米法には考え方として大きな隔たりがあり、大陸法の制度に単純に置き換えられないことがある。

その他、語学力、少なくとも英語の能力は必須になると思われる。

(6) 海外展開についての意見

今後、留学後の研修先として、アジアで経験を積みたいという弁護士が増えたと予想する。アジアで経験を積みたいと考えた場合、現在のところ、事務所の提携先となる現地の法律事務所を探すか、あるいは自分自身で問い合わせる探すか、殆どの場合そのいずれかになるものと思われる。他方、現地法律事務所における日本弁護士のニーズも徐々に高まってきているように感じられるが、彼ら自身も人材探しに苦労しているように見受けられる。アジアで経験を積みたいと考える弁護士と、現地の法律事務所における日本弁護士のニーズとをマッチングするような組織等があれば、今後の日本弁護士の海外展開もスムーズに伸びていく可能性があると考え。

また、法務省や弁護士会等において、海外展開を志望する弁護士を支援するようなスキームがあれば、なお良いと思われる。個人的には、現地法律事務所経験を経る積むうえで問題となり得る事情として、収入面や家族のケアが挙げられる。現地における成果を何らかの方法で還元してもらうことを前提に、一定の援

助を行って海外の法律事務所に派遣するような制度があれば、海外展開のハードルも低くなる可能性があると思われる。

3. 法律事務所

(1) 事務所の概要

東京において1人で独立開業している法律事務所である。

2006年ころより、ミャンマーは将来的に民主化され、いずれは開国されるものと考えていた。開国後に、進出企業のサポート業務が増えることを期待して、2011年ころよりミャンマー法の研究を続けてきた。

2011年の4月及び2012年6月にはヤンゴンに行き、現地において法律書も購入した。しかし、家庭の事情でミャンマー法研究を中断することとなり、2016年まで顕著な活動を行うことができなかった。その後、2016年8月に、単位弁護士会の国際委員会での業務をかねて、久しぶりに渡緬することができた。

(2) 取扱案件について

ア ミャンマー法務の取扱件数

これまでは研究ベースでミャンマー法の調査を続けてきており、ミャンマーへの進出案件を具体的に携わったことがあるわけではない。

イ 案件の内容

ミャンマー法務そのものではないが、日本に居住するミャンマー人とも広く付き合いがある。現在は、月に1回、在留ミャンマー人向けの無料法律相談もやっており、ミャンマー人を代理して日本で相当数の事件に携わってきた。

過去に携わってきた案件においては、ミャンマーの不動産移転制限法の解釈が争点になった訴訟に携わったことがある。東京地裁で実質勝訴の判断が下され、相手方に控訴されたが控訴審でも勝訴して確定した。

(3) 法令の調査方法

書籍による調査を主として行うほか、ウェブサイトでも法令調査を行っている。

ミャンマー語は読めないため、日本にいるミャンマー人に訳してもらうことがある。かかるミャンマー人は法廷通訳の経験があり、その翻訳内容は信頼できると考えている。

以 上

別紙 14 その他現地法律事務所等のヒアリング調査の結果

1. 法律事務所

(1) 事務所の概要

私（ヒアリング対象者（事務所の代表弁護士））は、訴訟弁護士として 30 年以上のキャリアを有する。現在は、公証人も務めている他、ヤンゴン弁護士会の副会長でもある。また、ミャンマー弁護士会にも所属している。

(2) 案件の概要

基本的に訴訟事件を全般的に取り扱っており、刑事事件も取り扱っている。法廷への出頭は毎日複数件入っている。アソシエイト弁護士は複数名雇っている。

日本企業をクライアントとする事件を特に手がけたことがあるわけではないが、日系法律事務所等と連携して手掛けることに抵抗はない。

(3) その他

ヤンゴン弁護士には、5,000 から 6,000 人程度は登録しているが、ミャンマー弁護士会（ミャンマー全土の弁護士会）の会員は、現在は数百人程度である。

最近の若い弁護士は、弁護士としての質が落ちているように感じることもある。英語ではなくミャンマー語で書かれた法律であっても、それを正しく理解することができないことが多いと感じる。

2. 法律事務所

(1) 事務所の概要

商標等を中心とした知的財産に関する案件を専門的に取り扱う法律事務所である。

(2) 案件の概要

知的財産に関する案件を広く取り扱っている。紛争関連案件も取り扱っている。基本的には商標関連案件が多くの割合を占めている。

(3) その他

ミャンマーでは知的財産に関する4つの法律が起草・改正作業中である。

現在、ミャンマーの商標は、先使用主義によって保護されているが、商標法においては、原則として先登録主義によって保護されることになる。ただし、著名商標については、登録がなくとも保護されるものとされている。

現在、登録法の下で登録された商標（商標保有宣言書）についても、改めて商標法の下で登録される必要があるとされている。その他、具体的な経過規定等は設けられていないが、商標法が施行される前に一定の移行期間等を設け、先行して登録受付等を受けるようなことも考えられる。

救済措置についても、商標法に特別な規定が設けられている。

商標権侵害事件が、実際に訴訟に発展することはあまり多くない印象であり、多くの事件では、侵害警告を行うことで侵害者は侵害行為を取りやめている。

以 上

日本人弁護士が、 個人・小規模事業者を対象に 無料法律相談を実施します！



弁護士の鈴木健文と申します。現在、法務省より委託を受け、ミャンマーで活躍されている日本企業や在留日本人の法的問題を調査し、これに対する効果的な解決策を探る調査を行っております。

調査を通じて、個人や小規模事業者への法的サポートの充実が必要と判断いたしました。そこで、当職が協力弁護士と連携して、試験的に無料法律相談を実施致します。

対象	ミャンマー連邦に在留する日本人(個人)、小規模事業者
方法	当職(鈴木)又は協力弁護士による法律相談 * 協力弁護士「堤雄史弁護士」(SAGA 国際法律事務所) * 協力弁護士は、随時増減・変動する可能性があります。
費用	無料
相談時間	1社(者)初回 30分まで
時間	応相談
場所	応相談(例 協力弁護士の事務所)
利用方法	完全事前予約制 (鈴木まで事前にご連絡ください)
留意事項	代理業務や許認可申請等については、無料法律相談ではお受けできません。また、利益相反等によりご相談をお受けできない場合がございます。ご相談内容については、匿名の事例として、法務省調査事業の報告書に掲載されることがあります。
連絡先	以下のいずれかの方法で、鈴木までご連絡ください。日緬を往復しておりますので、一方の電話が通じない場合がございます。 メール suzuki@tyhomu.com 又は ts@kcyangon.com 電話 (+81)(0)3-3560-5051 (日本) 又は (+95)(0)9-971343148 (ミャンマー) Skype ID takefumi1999

当職の経歴

2006年 東北大学法学部卒業
2008年 首都大学東京法科大学院修了
2009年 弁護士登録(第二東京弁護士会)
2010年 敬和総合法律事務所(東京都港区)
2015年 南カリフォルニア大学法学修士(LL.M. エンターテインメント法履修)
2015年 Kelvin Chia Yangon 法律事務所(ヤンゴン)
2016年 ミャンマーにおける日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等に関する調査研究業務(法務省)

日本人弁護士による、 個人・小規模事業者向けの 無料法律相談を実施しています！



弁護士の鈴木健文と申します。現在、日本の法務省より委託を受け、ミャンマーで活躍する日本企業や在留日本人の法的問題を調査し、これに対する効果的な解決策を探る調査を行っております。

昨年度も実施しましたが、引き続き調査に資すると判断したため、ミャンマーに駐在する日本人弁護士の協力を得て、無料法律相談を本年度(2017年度)においても継続実施致します。

対象	ミャンマー連邦に在留する日本人、小規模事業者
方法	協力弁護士による法律相談 ※ 協力弁護士「堤雄史弁護士」「良田郁也弁護士」(SAGA 国際法律事務所) ※ 協力弁護士は、随時変動する可能性があります。 ※ <u>当職及び当職の所属法律事務所は、無料法律相談の実施主体ではありません。</u>
費用	無料
相談時間	1社(者)初回 30分まで
時間	応相談
場所	原則として協力弁護士の事務所
利用方法	<u>完全事前予約制</u> (鈴木まで事前にご連絡ください)
留意事項	代理業務や許認可申請等については、無料法律相談ではお受けできません。 協力弁護士の利益相反等によりご相談をお受けできない場合がございます。 ご相談内容は、匿名の事例として、法務省調査事業の報告書に掲載されることがあります。 無料法律相談は、協力弁護士のみによって提供されるものであり、当職及び当職の所属事務所による法的サービスではございませんので、ご注意ください。
連絡先	以下のいずれかの方法で、鈴木までご連絡ください。日緬を往復しておりますので、一方の電話が通じない場合がございます。 メール ta_suzuki@jurists.co.jp 電話 (+81)(0)3-6250-6486 (日本) 又は (+95)(0)9-426143866 (ミャンマー)

堤雄史弁護士のご経歴

2009年 東京大学法科大学院修了
2010年 弁護士登録(第二東京弁護士会)
2015年 SAGA 国際法律事務所設立

良田郁也弁護士のご経歴

2014年 一橋大学法科大学院修了
2016年 弁護士登録(東京弁護士会)
2017年 SAGA 国際法律事務所入所

別紙 17 無料法律相談で受けた相談内容¹

1 小規模事業者 D1 からの相談（2016 年度調査）

(1) 相談及び相談者の概要

ビジネスパートナーを予定している 2 社（2 名）からの相談を受けた。

1 社（1 名）は、ミャンマーにおいて、ミャンマー人女性に対する日本流のマナーに関する教育等を提供しており、もう 1 社（1 名）は、マイクロファイナンス関連事業社である。

新たな事業も出るとして、オフィスの空きスペースにルームクリーニング等のサービス付で外国人を宿泊させ、マナー教育を提供している会社が、サービスを提供するミャンマー人にマナーを指導するという事業モデルを検討中とのことであった。

(2) 質問 1：外国人を宿泊させるため、オフィスの空きスペースをサブリースすることは可能か

（回答）

サブリースについては、過去に調査を行った際、困難という回答を得た。サービス提供者は、サブリースではなく、賃貸人と交渉してから直接賃借しサービス提供者が別途サービス料を上乗せするというモデルのほうが、無難なモデルと考えられる。

ただし、大家との契約に際して面倒が生じる可能性がある。サブリースで事業を行う先もあると聞いたことがあり、サブリースとして当局と交渉を行うことも考えられる。

(3) 質問 2：外国人のビザに関して問題が生じるか

（回答）

現在は、ビジネスビザによる入国が原則形となっているが、今後、ステイパーミットに統一するという動きを耳にした。ビジネスビザで入国した場合、泊まるコンドミニアムにおいてフォーム C という報告書を提出する必要があるので注意されたい。

フォーム C の提出に当たっては、イミグレーションオフィスに対して、その

¹ 無料法律相談については、当職ではなく、ミャンマーにて実際に活動している日本の弁護士に協力を依頼し、かかる協力弁護士から提供されたものである。一部、記録のために当職が同席している相談もあるが、回答内容は、原則としてかかる協力弁護士によるものであることに留意されたい。

入国の都度オーナーのサインが必要になる。なお、管轄はイミグレーションオフィスとなる。

- (4) **質問 3：ミャンマーは判例法の国と聞くが、判例をまとめた判例集は存在しているのか**

(回答)

最高裁判所が、各 1 年の重要判例を抜粋した簡易な判例集は発行されている模様であるが、その他の判例については、誰でもアクセスすることが可能な形で蓄積されてはいないよう見受けられる。

- (5) **質問 4：ミャンマーの訴訟はどのような状況か**

(回答)

見聞きする限りにおいて、ミャンマー国内で外国人が訴訟を利用して紛争解決を図ることはまだ非常に難しい環境にあると思われる。契約における合意管轄をシンガポール等の第三国としたり、準拠法を第三国の法律にすること等の手当をする方が賢明である。

2 小規模事業者 D2 (2016 年度調査)

(1) 相談及び相談者の概要

マイクロファイナンスを営む会社から、人事・労務に関する質問を受けた。
個々の質問内容は、労働法に関する細かな質問という印象を受けた。

(2) 質問 1：Casual/Annual (Earned)/Medical/Maternity/Paternity Leave の発行のタイミングは、試用期間終了時か、試用期間開始日（入社日）からか

(回答)

いずれも入社日から、つまり試用期間を含む。

(3) 質問 2：退職時において未消化分 Annual Leave の精算が必要と理解しているが、Annual Leave は3年間持ち越しが可能と理解している。持ち越す間に給与額が変わることがあると思われるが、買取金額は現行給与によるべきか、あるいは Annual Leave 付与時点での給与によるべきか

(回答)

基本的には直近の給与で計算されるべきである。

(4) 質問 3：Annual Leave について、1年ごとに精算を実施し、持ち越さないようにする例があるようだが、これは可能か

(回答)

法律上、会社は、合意により3年間有休を持ち越すようにできる、とされているため、3年より短い期間を定めても良いと解釈できる。

しかし、タウンシップ労働局 (TLO) によっては、会社は Annual Leave の持ち越しについて、必ず3年間認めなければいけない、と主張する例がある。TLO の担当者によっても対応が異なることがある。前記の通り、法律では実施可能と考えられるが、運用上これを認めない可能性があることに留意されたい。

(5) 質問 4：従業員の退職時に Annual Leave の精算を実施していなかった場合において、当該従業員が再入社した場合、未清算の Annual Leave は再入社時に合算すべきか

(回答)

当該従業員が一度退社しているのであれば、かかる時点で雇用契約は一度終了しており、未精算の Annual Leave が存在していた場合でも、かかる未精算 Annual Leave が再入社時に合算されることはあり得ない。

もともと、そもそも過去に精算しなかったことを問題視される可能性は否定できない。

- (6) **質問 5：Annual Leave を一週間完全にとった場合、営業日を挟む土日についても有給扱い（つまり 9 日間の有給）とする会社があると聞いたが、労働法上適切な処理と考えて良いか**

（回答）

適切とは考えにくい。

Annual Leave は、基本的に就労義務のある日を休暇とするための制度であり、土日が休日とされているのであれば、営業日である月曜日から金曜日までの 5 日のみを Annual Leave を取得した日とすべきである。なお、Annual Leave を取得している中間に、祝日が含まれる場合、当該祝日もカウントすべきではないと考えられる。

- (7) **質問 6：ミャンマーにおいて、昇給は毎年発生させる義務があるか**

（回答）

個別の雇用契約で義務としている可能性はあるが、法律上、昇給を毎年発生させるべき義務は存在しない。

- (8) **質問 7：従業員のパフォーマンスが期待値に到達していない場合、給与を下げる事が可能か**

（回答）

雇用契約書において、給与を下げる事ができると規定されているかどうか確認する必要がある。原則として、給与の減額は一方的にできないと考えられる。

- (9) **質問 8：Manager クラスは、残業時間の多寡に関わらず、固定金額で残業手当を付与しているがそのような実務に問題はないか**

（回答）

まず、Manager クラスに残業手当の支払義務があるか検討する必要がある。日本の労働法では、原則として、管理監督者に対する残業手当の支払義務は発生しない。しかし、ミャンマーでは Manager クラスであっても残業手当の支払義務は発生すると考えるのが適当である。2016 年に店舗・商業施設法が改正されるまで、Manager クラスへの残業手当は支払義務がない旨明示的に規定されていた。

しかし、2016 年改正により、かかる支払義務がない旨の規定が削除されたため、Manager クラスに対して残業手当を払わなくて良いという根拠は現在はないと考えられ、結果として Manager クラスに対しても残業手当は払うべきと考えられる。

Manager クラスに残業手当の支払義務があることを前提に、かかる残業手当をみなし残業として、一定の固定金額を付与することが認められるかが、次の問題となる。実際に残業が発生したかどうか、かかる残業時間の多寡に関わらず払われるため、必ずしも労働者に不都合ではないため、合意の上、運用することができる余地もあると思われる。ただし、かかるみなし残業という固定金額を付与する取扱いについては、TLO 担当者は一般的に理解を示していないようである。

- (10) **質問 9：従業員が、有給休暇の付与直後に、当該有給休暇の買取（精算）を会社に対して要求することができるか**

（回答）

有給休暇の精算義務は、従業員が辞職した場合等退職時に問題となるものであり、退職等していない場合において、一方的に買取を請求する権利はないと考えられる。

なお、労働者に有利な形で、有給休暇を付与することは禁止されていない。すなわち、有給休暇は本来入社から 12 ヶ月連続勤務を行った場合にのみ付与されるものであるが、かかる連続勤務要件を厳密に問わず、例えば、全従業員の有給休暇が 4 月 1 日に付与されるといった実務を採用することは問題ない。

3 小規模事業者 D3 (2016 年度調査)

(1) 相談及び相談者の概要

相談者は、ソフトウェア開発事業及び日本語学校等の学校教育事業を運営する会社である。人材紹介業に関する相談を受けた。

(2) 相談者の提携する 100%ミャンマー資本の国内会社が、ミャンマー国内向け人材紹介業のサービスエージェントライセンスを取得した。ライセンスには、ライセンス取得後の条件が記載されており、適用法令を遵守することとあるが、適用法令とは何を意味するのか

国外向け人材紹介業については、1999 年に立法された法律があるものの、国内向け人材紹介業を規律する法律は、未だ立法されていないと認識している。適用法令の遵守とは、ライセンス記載の諸条件の遵守と読み替えるしかないと思われる。

(3) ライセンス条件に紹介料の上限が定められているものの、上限を超える紹介料を求められることがある。かかる紹介料の上限は、遵守する義務があるか。

ライセンスの条件として記載されている以上、遵守する必要があると考える。ライセンスの条件不遵守は、ライセンス剥奪にも繋がり得ることから、不遵守とはならないよう十分に注意する必要がある。国内向けライセンスについて剥奪された場合、国外向け人材紹介業のライセンス取消あるいは取得に悪影響を与える可能性がある。

紹介に際して上限を超える対価を払う必要がある場合には、紹介以外のサービスを受け、かかるサービスに対する対価として処理することが考えられる。

4 小規模事業者 D4 (2017 年度調査)

(1) 相談及び相談者の概要

相談者は設計業務を営む会社であり、業務を行う上で関連する建築関連規制、消防関連法制、都市計画関連法制に関する正確な情報を知りたい旨の相談を受けた。

(2) (回答) 建築関連規制について

建築関連規制について、Building Code のドラフトが公開されているが、法律としては未成立の状態である。しかし、実務上は申請等の場面において参照される基準として用いられることがあり、実質的には従わざるを得ないものと解される。

(3) (回答) 消防関連規制について

消防関連法制についても、Building Code の中に、防火壁や、消火水の確保等火災防止のための基準が定められている。

(4) (回答) 都市計画関連規制について

都市計画関連法制については、現在都市計画法が策定中であるが具体的成立時期は未定である。

(5) (回答) 都市計画関連規制について

都市計画関連法制については、現在都市計画法が策定中であるが具体的成立時期は未定である。また、具体的場所によって高さ規制等があるが、これらの具体的規制は当局に確認しなければならない。また、これらの規制は頻繁に変更がある。

(6) (回答) コンドミニアム法について

コンドミニアム法については、2016 年に法律は成立しているが、施行細則は現時点では成立していない²。

² なお、相談後である 2017 年 12 月にコンドミニアム規則は成立した。

5 小規模事業者 D5 (2017 年度調査)

(1) 相談及び相談者の概要

相談者はマイクロファイナンス事業を営む会社である。相談事項は、主として労働法に関するものであった。

(2) 質問 1：労災によって労働者が受けた損害の会社負担の有無及び給付額について教えて欲しい

(回答)

労災について、労働者が社会保障に加入している場合、社会保障法に基づき当局より法律に基づく給付が労働者に対して支払われるため、会社が別途法的に労働者に対して直接賠償責任を負うことはない。具体的な給付額については、社会保障法の施行細則に規定されている。

(3) 質問 2：一ヶ月前の告知なしに辞める等雇用契約に違反する労働者への対処法、対処法として訴訟を行うことの是非について教えて欲しい

(回答)

雇用契約書上、退職時は 1 ヶ月以上前の通知を行う必要がある旨を規定していても当該規定に違反して無断で退職する労働者に対しては多くの会社が同様の問題に直面している。当該規定の違反に対して罰金を定めている会社も存在するが、仮にかかる規定を定めていたとしても、罰金を支払わない労働者が多い。当該規定が有効な場合には、法的には損害賠償請求も可能と考えられるが、かかる訴訟を提起する会社は極めて少ない。背景としては、元々の給与額が低い以上、損害額が少額となることも多く、弁護士費用等を考慮すると仮に勝訴したとしても費用倒れとなることが多いためである。また、仮に勝訴したとしても、労働者に資力がなければ執行できないという問題はミャンマーにおいても同様である。

(4) 質問 3：非正規雇用従業員の有給休暇・産休の取扱いを教えて欲しい

(回答)

ミャンマーにおいては、法令上非正規雇用・正規雇用の別はなく、社内的に非正規雇用従業員と定めている場合であっても、雇用関係にある以上は、休暇及び休日法等に従い有給休暇・産休を与える必要がある。

6 小規模事業者 D6 (2017 年度調査)

(1) 相談及び相談者の概要

水関連事業を営む外国会社である。浄水器を日本から輸入し、ミャンマー国内で販売する新事業を検討中とのことで、輸入販売規制に関する相談を受けた。

(2) 質問：工場向け及びレストラン向け浄水器を日本から輸入し、ミャンマー国内で販売することは、認められるか

(回答)

ミャンマー投資法に基づく通達の下では、小売・卸売業は商業省の承認が必要な業種と位置付けられている。かかる規制は内資会社、外国会社に関わらず適用されるものではあるが、現在商業省から承認の取得手続きに関するガイドライン等も出ておらず、外国会社が本当に商業省の承認を得ることができるか否か、できるとしてどの程度の時間を要するか等の見通しは不透明である。

したがって、まずかかる事業目的による登録、商業省の承認等が得られるか不明確である。

また、かかる新事業について承認が認められた場合であっても、輸出入を伴うことから、かかる観点からの検討も必要である。ミャンマー投資法の下におけるかかる通達では、輸出入については商業省の政策に従う必要がある旨規定されている。従来より、外国会社であるからといって輸入ができないわけではないものの、国内ミャンマー会社と比して手続きが煩雑であり、規制も厳しいため、ミャンマー会社を輸入代行会社として利用する事例が多く存在している。ミャンマー投資法成立後、輸入手続きについて、商業省から明示的に輸入手続を大きく変更するような通達等は公布されていない。

なお、輸入を行うためには、商業者において輸出入者登録をした上で、UMFCCI に加盟しなければならない。その上、商業省が輸出入について発出しているネガティブリストの各項目に輸入品が該当する場合は輸入の都度、輸入ライセンスを得なければならない。

したがって、事業目的が認められた場合であっても、具体的な輸入が認められるか不明確である。

以上のような状況を前提とすると、輸入販売を行うためには、次のようなストラクチャーとすることが考えられる。

輸出入登録を行っている内資会社としての貿易会社（他社）が、実際の輸入販売を実施し、相談者は、機械の設置・メンテナンスサービス事業等を運営する。

海外にある輸出業者が、機械を必要とする工場・レストランに直接に販売し、相談者は、販売された機械の設置・メンテナンスサービス事業等を運営する。

7 小規模事業者 D7 (2017 年度調査)

(1) 相談及び相談者の概要

ミャンマーにおいて IT 教育及び日本語教育サービスを提供している会社である。雇用契約書の見直しを検討しているとのことで、労働法に関する相談を受けた。

(2) 質問 1：遅刻する職員への対処法として、遅刻に対する罰金を定めているが、あまり効果がないので、何か良い方法はないか

(回答)

他社の実例としては、遅刻が多い職員に対する対処法としては、その他の職員に対して皆勤手当を設定し、遅刻しないインセンティブを与えるという方法が考えられる。

(3) 質問 2：有給休暇の事前申請を雇用契約で定めているものの、申請をせずに休む職員が多く困っており、事前申請なしの休みを、どの休暇に振り分けるか又は欠勤扱いとすれば良いかアドバイスが欲しい

(回答)

病気を理由とする休暇の場合は、医療休暇になり、冠婚葬祭等を理由とする休暇の場合は、臨時休暇になる。有給休暇は、取得の理由を問わないものである。いずれの休暇の要件も満たさないものは、欠勤として扱うことできる。

(4) 質問 3：従業員に同時期に有給休暇を取得されないよう、会社による有給休暇の時期変更権を定めることを検討しているが、適法な対応といえるか

(回答)

労働者が有給休暇を申請した場合に会社が一方的に変更することは難しく、任意の調整で対応することとなる。

(5) 質問 4：業務時間中、私語が多く、食事する者もいる。職場の規律を守るためにどのような規定を盛り込むべきか

(回答)

職場規律については、業務時間中の私語禁止や食事禁止を就業規則で定めることも、可能ではあるが、実際に職場規律が改善するかは、どこまで注意するかといった運用による部分が大きい。

- (6) 質問 5 : 残業が発生した場合、残業した時間分だけ、他の日に早めに退社させて残業代を支払わないという対応を取っているが、この対応に問題はないか

(回答)

他の日に早退させたとしても、一日 8 時間を超える労働に対しては残業代を支払う必要がある。また、早退させた部分についても、雇用者の都合で労働時間を短縮したものであるから、定時までの給与を支払う必要がある。

以 上